

平成23年第6回平群町議会
定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成23年12月13日	
招集の場所	平群町議会議場	
開会(開議)	12月13日午前9時1分宣告(第2日)	
出席議員	1番 井戸太郎 3番 奥田幸男 5番 植田いづみ 7番 高幣幸生 9番 山田仁樹 11番 繁田智子	2番 戎井政弘 4番 森田勝 6番 山口昌亮 8番 窪和子 10番 下中一郎 12番 馬本隆夫
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 会計管理者 総合政策課長 総務財政課長 税務課長 住民生活課長 健康保険課長 福祉課長 経済建設課長 経済建設課参事 監理課長 教育委員会総務課長 上下水道課長 総合政策課主幹 総務財政課主幹 住民生活課主幹 健康保険課主幹 福祉課主幹 福祉課主幹 経済建設課主幹 経済建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹	岩崎万勉 山中淳史 森井惠治 瓜生浩章 今村雅勇 西本勉 経堂裕士 城光良 水谷隆英 塚本敏孝 植田充彦 岡田守男 上田武司 岡田仁 森岡博續 太田正治 西谷英輝 中村九啓 山口繁雄 今田良弘 太田育代 北川晃生 寺口嘉彦 松村嘉容 村社仁史

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主 幹 森田アイ子 主 任 竹村 恵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 3 年 第 6 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日 (火)
午 前 9 時 開 議

日程第 1

一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	9 番	山田 仁樹	1 川原路線の拡幅について 2 雇用確保と仕事の提供及び情報発信について	
2	5 番	植田いずみ	1 学童保育の充実について 2 資源ゴミのステーション収集について 3 コミュニティバスの充実について 4 ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの助成制度の継続に	
3	2 番	戎井 政弘	1 普門院撤去の経緯と今後の対応について	
4	11 番	繁田 智子	1 コミュニティバスの実証運行について 2 櫛原地域における農地造成について 3 地域包括支援センターの体制の充実を	
5	12 番	馬本 隆夫	1 「野菊の里斎場」の休場日撤廃を 2 土地開発公社の解散について	
6	3 番	奥田 幸男	1 平群駅周辺区画整理事業の進捗状況と仮換地について	
7	4 番	森田 勝	1 住民の幸福度を高める施策について 2 住民が安心して暮らせる消防体制について 3 駅周事業による町税効果について	
8	1 番	井戸 太郎	1 人口を増やすための政策その1 2 テントを変えることが必要ではないか	

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨	頁
9	8番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none">1 「子ども医療費無料化を小学校卒業までに拡充」と「子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3種ワクチン」や「妊婦健診(14回分)」の公費助成を来年度以降も継続して子育て支援の充実を2 女性の視点を生かした防災対策について3 コミュニティバス運行の利用しやすいダイヤ編成の改善について	

再 開 （午前 9時01分）

議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

9 番

皆さん、おはようございます。朝一番でございます。張り切ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて大きく2点質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、1点目は、川原路線の道路拡幅、特に竜田川駅南踏切から椿井橋交差点間の未拡幅部分の道路拡幅についてお伺いします。

この件については、かなり以前からの懸案事項でもあり、これまでもたくさん議員から質問されており、私が議員になった15年以降も2人の議員から質問がされてきました。その結果、椿井交差点前からみやまえショウガ工場までの間や、旧三宅医院前のカーブ部分の拡幅等、できる部分についての拡幅が行われてきました。しかし、平成18年度以降は、特に大きな進捗も見当たらないように見受けられます。そんな中、最近では、平成20年7月、21年12月には、地元自治会を中心に九つの自治総代会長の連名による川原路線拡幅の要望書が提出され、つい最近にも地元自治会より同様の要望書が提出されたと聞いています。実際、バイパスの潤いととも、交通量増加に伴う渋滞を避けるための迂回車両が、ここ最近、特に増加し、通学、通勤の安全確保にも支障を来す傾向が以前に増して強くなってきています。町としては、いろいろな方面への調整等、努力していただいていることは十分理解するところではありますが、一刻も早い解決とともに、せめてできる部分から道路拡幅実施が待

たれるところであります。現在の拡幅計画及び交渉状況、今後の見通し、町の考え方をお聞きします。

大きな2点目は、雇用、仕事の提供という観点から農業就労者の求人広告掲示板の設置を提案します。

これは、平群町活性化方策にも関連することであると考えています。特に、地域産業活性化の面から見ても、雇用の確保と農業の振興施策面から見ても有効な方法の一つであると考えます。具体的な方法としては、行政からの食の提供として安心かつ責任を持たなければならないことから、まず、農家台帳に載っている確実な農家であること等の条件の上、それぞれの農家の求める雇用人数、主な作業内容、作業時間、雇用期間等を明記し、庁舎内に設置した掲示板への張り出しやインターネット配信による情報提供を行い、問い合わせ、申し込み者に対し住所、氏名等を確認し、連絡先を教えるという方法です。農家にとっても繁忙期の短期の手伝いや人手不足による長期の手伝い等、それぞれのニーズに合った人材の確保にもつながり、農業政策、農業の活性化の一つにもなっていくのではと考えます。緑豊かで自然環境のすばらしい平群町で暮らしている若い世代の主婦層や高齢者の方々の中には、土に接し、農作業等に就きたいが、方法やきっかけがないと思っている方もたくさんおられるように思います。ただし、これはあくまであっせんではなく情報提供という形をとり、住民にとっても行政からの提供ということから安心して就労できると思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、議員1点目の川原路線拡幅についての御質問にお答えをいたします。

ただいま議員が述べていただきましたように、川原路線の道路拡幅につきましては、過去の議会におきましても多数の議員から御質問をいただいております。

まず、現状の拡幅部分についての経過を申し上げますと、椿井交差点から民間のショウガ工場手前までの約140メートルの区間は、椿井橋のかけかえ工事に伴い県が買収した用地の利活用と、町が平成17年度に用地を一部買収をし、道路拡幅工事を実施をしております。また、ショウガ工場前の拡幅につきましては、地権者の所有されております工場の施設整備や進入路の改修工事をされた際に道路拡幅用地として歩道部分も含む用地を平成15年度に寄附をし

ていただいて、それを平成16年度に改良拡幅工事を実施しているという経過がございます。これは延長としまして約50メートル、面積につきましては約115平米というふうになっております。また、寄附をいただいた北側の区域から旧の民間診療所前の約140メートルの区間につきましては、当時から進展していないというのが現状でございます。

この間に、自治会からの要望もいただいております。最近の地元自治会の要望の回答の中でも、この路線は主要幹線道路と位置づけ、優先的に整備をしなければならない路線であることは変わっていないという旨の回答をさせていただいているところでございます。ただ、当該場所は、地籍の混乱地であります。民々間の境界紛争等が起こり、土地の境界が未確定な状況であり、数年にわたり関係する地権者への事業説明や土地調査の協力の交渉を重ねてまいりました。結果としまして、ことしの9月に関係する地権者から土地の調査を行うことについての理解を得ることができたところでございます。

今後の作業でございますが、地籍混乱地の土地の現地調査を行い、地図訂正や地籍更正を実施する必要があり、この作業につきましては、次年度で予算措置を検討をしているところでございます。

最後に、今後の見通し及び町の考え方につきましては、平成24年度中に地籍混乱地域の解消を優先して実施をし、これが一定のめどが立った場合につきましては、改良に向けた用地交渉に着手をしてみたいと考えております。用地費や工事費の予算配分の考え方でございますが、これは、25年度以降におきまして財政部局とも十二分に調整を図り、補助メニューの検討も含めまして町にとってより有利な手法を検討を行う中で、早期の事業着手に向け積極的に取り組んでみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長

山田君。

9 番

ありがとうございます。いま説明いただいたように、これまでも町の懸案事項であって、ここ何年かはとまっていたと、私がお話ししたとおりであって、約140メートルしか進んでいないという御答弁いただいてですね、ただ、9月から地権者の立ち合いの同意もいただいたということで、これで一つ一定のめどが立ったのかなと思うんですが、ここでちょっといまお話しいただいて、もう一度だけちょっと確認だけしときたいんですけど、いまのお話の流れで言いますと、24年度、来年度に向けて予算をとって行って地籍更正、地籍が混乱しているんで地籍更正を行った上で境界を確定して、はっきりと確認できなかった、その上で用地買収も含めたことを、その次の年度、25年度から、確

認させていただきたいのは、補助事業も含めて用地買収を含めて拡幅に向けて進めていきたいという御答弁だったのかなと思うんですけど、その点をもう一度確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

今後の予定でございますが、先ほども申し上げましたように24年度で用地調査費の予算措置を検討していきたいと、このようなことでございます。ただですね、現在24年度の予算の編成作業中ということでございますので、当然のことながら予算編成を行って議会で可決された後、執行できるということで、現時点では、あくまで措置を検討しているという表現にとどめさせていただきたいというふうに思うんですけども、それ以後の予定でございますけども、申し上げておりますように用地買収ということになってまいります。ということは、鑑定委託料または用地購入費、それと当然その分筆登記が必要になります。分筆登記の費用。あとですね、その工事に伴う測量設計の委託料、それから工事請負費と、そのような予算措置になってこようかなというふうに思います。これにつきましては、次年度以降の、要するに国庫補助メニュー、そういったところを十二分に検討、調整する中で今後につきましては、検討してまいりたいという、そういう流れで進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長

山田君。

9番

ありがとうございます。川原路線の拡幅は、地域住民にとってのいままでの切実なる願いでもあります。今回、新たな一步を踏み出すということは、いままでの職員の方々の努力が大きいところかなと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げまして2点目に移りたいと思います。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、2点目の雇用確保についての御質問にお答えをいたします。

まず、現状の農家の繁忙期の雇用確保につきましては、各農家が独自でハローワークやシルバー人材センターの活用や、または親類、知り合いなどに頼むということなどで対応されているというふうに聞き及んでいるところでございます。

その中で、議員御提案の農業就労者の求人広告掲示板の設置につきましては、農業者の農作業の季節性に対応した補助労働力の不足を補うとともに、住民の方々に雇用機会や農業に触れる機会をつくり出し、さらには、農業の経営改善、それと住民との交流を図るための新たな取り組みへの提言であるというふうに認識をしておるところでございます。

ただ、このような取り組みにつきましては、奈良県では事例がございません。他府県を調査をしたところでは、登録制度やインターネットによる情報発信、または、議員も提案いただいております情報提供だけでなく、農業の無料職業紹介所の設置も行っているところもございます。あっせんもされてるといふ、このような事例もあります。

しかし、一方では、登録される住民の方々は増えるが、既に各農家で人材確保がなされており、制度が有効に活用されていないという事例も聞いておるところでございます。今後につきましては、議員の御提案につきまして、町の農業経営者の現状やニーズについてさらに踏み込んだ調査を行う中で、いかに農業者や住民の皆さんが活用しやすい制度としてつくり上げていくか、これは、各農業団体の協力も得ながら前向きに調査・研究をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長

山田君。

9 番

就労者の求人広告掲示板設置なんですけど、いま聞きました。私も調査不足でわからなかったんですが、奈良県では事例がないが他府県ではあると。私は、そもそもなぜこういう発想になったかと言うと、まず、農家のほうの方、特に同級生なんかよくいて話をするとところによると、やっぱり人手が不足している。だれがおらへんかという話をよく耳にしました。以前、シルバー人材センターにもちょっとお話をしたことがあるんですが、なかなかシルバー人材センターでは、農業従事ということになると人手もなかなかいない。やっぱりそちらに進むという方もなかなかおられないという、なかなか人材確保できないということをよく聞いてました。そのために他町からのシルバー人材をお願いしている農家の方も多いようです。それと上牧町では、物の受け渡しと言いますか、掲示板がありまして、こんなものが、要はベビーカーが要らなくなったものがあるませんかという掲示板、要は、車に乗せるベビーカーみたいなものがありますけど、だれか要りませんかとか、そういう掲示板が町の中に、町が管理して置かれている。そういうところからいろいろと主婦の方もかなり菊農家になんかも行かれているんですけど、どういうラインかと言うと、だれかが

行かれているその友だち、お母さん友だちとかの話をつてに行って紹介してもらおうとかいうほうになっているみたいなんです。それであれば、なかなかハローワークに行くほどの、いつも決まった時間で就職するようなこともままならない主婦の方も含めて、町が何かその橋渡しをできる方法はないかなということ、こういうのもいいんじゃないか。

いま課長おっしゃったように、確かにその掲示板に張り出した当時は、多分いろいろ雇用の関係が生まれるかもわかりませんが、途中で停滞するかもわからん、確かに。これは一たん紹介して、その人がよければ、その農家とそれ以降は直接契約されることがあって、初めが、雇用関係がかなり進んで、もう途中で飽和状態になるかもわからない。でも、そういう状況が、町がいつもやっているとすれば、また、それを利用される方もいてですね、常に雇用が確保できていけるのではないか。子どもが大きくなったときに、その主婦の方は、片手間というか、ちゃんとした就職口をもって就職されていくとですね、また新たな雇用が必要になってきますから、そういうことも何人かでも利用される方がおれば、それは有効なものになるのではないかということから、こういう提案することになったわけです。私も思いつきではなくて、この案を持ってから以降、農業従事者の方にも相談しました。こんなん思うてるんやけどどうやろうと。そのときには、いろいろな注文も受けました。例えば、そのときには、報酬は農業、菊であったり、菊は菊、イチゴはイチゴ、ブドウはブドウ、その業務に応じて値段は一緒にしといてくれんといかんぞとか、何でや言うたら、それは値段を表でつり上げていくことになって、結局競争になっているんなトラブルが発生するからとか、そういう話も聞きました。それは今後、いろんな細かいところを町が調整をしていただかねばならない部分ではあるんですが、そういった問題もあるけども、そういう方法は、ぜひやってほしいなっていうことは、ほとんどの方が反対ではなく賛成や、そういうことはお願いしたいということをお願いいただきましたんで、これは、町にも力を発揮して協力していただいてですね、前向きに進んでいただきたいというふうに思ったわけで提案をさせていただきました。いま課長のほうから前向きに検討していきたいというお言葉をいただいてですね、私もそういった流れの中で提案をさせていただいたんですけど、他府県でもやっている事例があるということで問題はないと思うんですが、いろんな人材派遣法かな、とかいろんな法律もあるんですけど、そういう法的な問題というのは、いまの時点では、ないのかなというふうに思うんですけど、その辺についての町の考え方を1点お聞きしたい。というのが1点だけ、それをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

法的な問題ということでございますけども、これは、他府県の自治体でも実施をされている事例がございます。職業安定法の33条の4でございますけれども、この中で地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て事業を行うことができると、このように規定されておりますので、こういった無料で行うということに対しては、何ら法的には、職安法では問題がないというふうに認識をしておるところでございます。

議長

山田君。

9 番

特に問題がないということであれば、現実に農業の関係者の方と十分話をしただいてですね、一日も早くですね、そういう制度というか、そういう掲示板設置をですね、できるように努力いただきたい。農業のほうもますます高齢化が進んでまいります。そういう意味でも農業の基幹産業として応援するためにも、そういう人材確保は必要だと思いますんで、どうか一日も早くそういう掲示板を設置されますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長

山田君の一般質問をこれで終わります。

それでは、発言番号2番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。

植田君。

5 番

それでは、質問通告4点について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず1点目ですが、学童保育の充実についてということで質問させていただきました。

これまでもこの問題については、何度か質問させていただいております。また、ことしの6月議会でも質問させていただきました。学童保育の保育時間の延長等の拡充の問題でさせていただきました。平群町も共働きの家庭が増えて、保育所の保育時間というのが7時半から晩の7時半までと、延長保育を含む、こういう状況で保育所は保育時間が設定されています。そういう中で、保育所のおときは7時半まで預かってもらえるのに、小学校に上がれば学童は現在6時半ということになっています。また、夏休みや冬休みなど長期の休暇時の保育開所時間というのが現在8時半です。今、通常の小学校は8時までに登校するというので子どもたちが8時までに学校に入る状況になってはいますが、そう

いう意味では、親の仕事の関係でですね、8時に学童に着いて30分間、開所まで学童保育所の前で待つというふうなこともよく聞かれています。そういう中で、冬の時期ですね、などは、とっても寒い中で子どもたちが外で待たなければならないということで、体調を壊すことにもつながりかねませんし、ぜひやっぱり開所時間も長期の休みのときには、学校が始まる8時から開所してほしいというお声もたくさん聞いてきました。そういう中で子どもたちの安全で健やかな子どもの成長を保障してく上でも保育時間の延長、7時半までの延長、あるいは長期休暇時の8時からの開所について、就学前の保護者も含めたアンケート調査を6月議会のときには、早急に行ってニーズ把握をしたいというふうに答弁もいただいていたと思います。その結果も含めて時間延長に対する考えをお聞きをしておきたいと思います。

また、もう一つは、この6月議会のときには、学童保育でも一時保育の実施をしてほしいというふうな要望、要求もさせていただきました。これについては、調査研究していきたいとの答弁でしたが、その後の状況はどうなっているのか、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。

2点目は、コミュニティバスの充実についてということで、この11月から新たな中央循環ルートがスタートし、また西山間の延長ルートが始まりました。私も、先日中央循環ルートに乗車させていただきました。そこで感じたこと、また、車内で聞かれた声や利用された方々の声をお聞きしました。ぜひ今後の改善に生かしていただきたい。そして、本当にこのコミュニティバスが利用しやすいバスにしていきたい、こういう思いできょうは質問させていただきます。

そこで、車内や利用者の方々からよく聞かれたのが、行きは利用できても帰りが本当に利用しにくいという声です。それは、買い物や病院、日々の生活の中で出かけても昼の時間帯にかかれば2時間以上も帰るのにかかってしまう、そういう状況が発生しています。また、西山間ルートでは、これは櫛原鳴川地区のほうまで延びてくれたんですけれども、東山まで出ても、買い物などされて帰るのに3時間半以上かかってしまうと、これでは利用できないという声がたくさん聞かれました。また、これまで南部ルートを利用して、幼稚園や保育園の送迎か登園のときに使っていたのができなくなってしまったという声も聞かれています。町として11月から試行運行でどのような声が聞かれているのか、また、改善方法についてもお聞きをしておきたいと思います。

三つ目が、ごみ問題についてであります。

町のほうもこの間、このごみの問題では、いろいろステーションでの整備とかも進めてこられたんですが、いよいよ来年4月からごみステーションでの資

源ごみの回収をスタートしたいというふうに言われています。そういう意味では、ごみの出し方が大きく今回、この4月から変わってくると思うんですけども、そのことは、住民の生活にとっても大きな影響を与える問題です。本来モデル地区をつくり、そこで出てきた問題点を改善しながら情報も共有して、平行してモデル地区以外の地域へも分別の方法を理解していただくために説明会等を開いて、きめ細かくやっていくということがよりベターな方法だと考えるんですけども、時間的な余裕がない状況の中で効果的な住民へのこの新しいごみステーションでの回収体制ですね、これの周知の方法をどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、この間、平群町のごみの多くが段ボールで出されることによって、それが平群町のごみが多くなっているというふうなことも聞かれてきたんですけども、この段ボール出しについては、町としては、禁止を検討されているというふうなこともこれまで住民説明会、懇談会かな、の中でも資料の中に書いておられたりとかして、私も目にしたんですけども、いつごろからスタートをされていこうと考えておられるのか。

それと、今回、トレーの回収をステーション回収ですということ、4月からの案では、白色のトレーも色つきのトレーも一緒に集めてセンターで選別するというようなことが書かれていました。私自身は、これすごく無駄な手間、無駄なことだなと思ったので、いま多くの方々が拠点回収にも回収協力をされているところもありますし、白とそれ以外の色つきというのは、もう判別がしやすいのでですね、そういう意味では、そういう無駄を省く意味からもですね、協力、基本的には、選別をして出してもらおうと、そういうことを住民に呼びかけるべきではないかというふうに思いますが、この点については、どうでしょうか。

それと、今回、A地区、B地区のそれぞれの地域をまた四つに分割をするという形で、大変ごみカレンダーが複雑になる可能性があります。高齢者には、大変まあ言うたら利用しにくいというか、理解しにくいような状況になってくるとはではないかということもありまして、そういう意味では、祝日にもですね、やはり回収体制がとれるようにして、この曜日はこれというふうなことで、きちっと位置づけることが、私はある意味、間違ったごみの排出を防ぐ意味からも必要ではないかというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

最後4点目、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの予防ワクチンの助成制度の継続についてであります。

これも9月議会でも質問させていただきました。答弁では、来年度予算まで

にはしっかりと考えたいとの町長の答弁だったんですが、予算編成に入られてる現在、どのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上、4点について、明確な御答弁よろしく願います。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

それでは、1点目の学童保育の保育時間の拡大並びに一時保育事業に関しまして御答弁をさせていただきます。

まず、学童保育の保育時間拡大に対する保護者ニーズを的確に把握するため、本年9月に学童保育の時間拡大につきまして、現在、学童保育所あるいははなさと、南の両保育園、それから平群幼稚園を利用されている保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。回収率は64%でございます、回収枚数は149枚でございます。

開所時間の繰り上げの希望者が、このうち57.5%、それから、閉所時間の延長希望者が44.5%という結果でございます。このような保護者の考え方をもとにいたしまして我々教育委員会といたしましては、財政上の問題や学童保育指導員の労働条件の変更等、幾つかの問題を解決していかなければなりませんけれども、基本的には、時間の拡大を実施する方向で検討をいたしております。

実施内容といたしましては、来年度の当初から早朝開始時間を現行の8時半から8時に、閉所時間を現状の6時半から7時半までの1時間拡大したいというふうに考えています。

次に、一時保育事業に関しましてでございますが、6月議会で御答弁を申し上げて以降、再度県下の市町村の実施状況も確認し、研究をいたしました結果、学童に入所している児童と一時保育児童が同じ部屋で保育をするということにつきましては、なかなか一時的に入所する子どもがうまくなじめないといったような問題も発生をしているというふうに聞いております。そういった点では、難しい問題があるわけでございます。また、部屋を分けるということになりますと、これはまた部屋の確保やあるいは指導員の確保の問題も、さらに、また保育料の設定の整合性の問題も、より大きな課題となってまいります。さらに、6月議会でも述べましたように一時保育事業に対する県からの補助金というのは、一切ございません。県内の学童で一時保育を実施している市町村は、全くない状況でありますので、この一時保育事業につきましては、いまの状況の中では実施困難であると考えております。御理解をいただきますよう、よろしく願います。

今後におきましても、保護者の就労支援並びに子育て支援の推進に向けて学童保育の充実と継続運営のために積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

議長

植田君。

5 番

いま課長のほうから、来年度から学童保育の基本的に延長をしていきたいと、そういう保護者ニーズが今回、調査した中で明らかになったのでしていきたいということです。早朝保育についても長期の休みのときには8時半から開所すると。そういう意味では、大変これはありがたいことです。

「8時からや」の声あり

5 番

あ、8時、ごめんなさい、8時からね、ごめんなさい。開所してくれるっていうことは、大変もうこれはありがたい。利用されてる保護者の方々、大変このことで安心されることだと思います。

そこで、少しお聞きをしておきたいと思うんですけども、この延長、一応教育委員会からそのアンケートについての状況も、資料もいただいたんですけども、延長あるいは早朝保育のときの保育料は、別途徴収されるふうに考えておられるのかどうか、その点が1点、お聞きをしておきたいと思います。

それと、もう一つはね、一時保育の問題なんですけれども、県内では、確かにやっているところありません。私もいろいろちょっとネットなんかで調べてみたら、関東圏で割方よくされているみたいです。栃木県のどこでしたかね、芳賀町と読むんですか、そこでも一時保育サービスということで、学童保育の一時保育というなのもやっておられますし、千葉県の佐倉市のほうでも学童保育の一時利用ということでやられてるんですね。東京の葛飾のほうでもこれは、緊急の一時保育事業、保育ということでやられているんですけども、そういうふうに、確かに県内ではないんですけども、全国的にはやられてるところもありますので、一遍こちら辺も調べていただきたいなと。大体保育料が1日300円から500円というところで、おやつ代は別途実費負担があるというふうに書かれているんですけども、そういうことでやっておられるところがあると思うんですね。

いま課長のほうから、なかなか一時保育と通常の保育の子どもたちの中でな

じめないというふうな、ちょっと答弁もあつたんですけれども、基本的には、学校で子どもたちは同じクラスで、まあ言うたら生活をしてるわけ、学校生活をね。それがその後、学童に移るといふ部分であつて、一時保育が、何て言うのかな、子どもたちの学童での状況がなじまない状況には、私は、さほどそのことが影響するとは思っていません。実際、いま平群町も夏季、夏休みだけの保育っていうのもやってますよね、学童ね、たしか。そういうことから考えてね、通常の学校生活と一緒に生活してる子どもたちがその延長上の学童保育の中で生活することに、私はさして支障はないし、いま夏休みでやっておられる、夏休みだけ入る子どもたちの配置の学童保育に何か問題があるんやったら、それはそれで言ってもらったらいいと思うんですけども、そういう意味では、そのことが支障を来すと私はちょっと思えないので、そこら辺はもう少しきちっとやってもらいたい。このやっぱり背景には、やはり学童保育料の高いといふので、やはり学童やめて、だれど週何回かのパート行くときに子どもたちを、特に低学年の子どもたちがやっぱり家に置いとく、帰らすといふことに親の不安があると。だから、そういう一時的な、保育所で一時預かりあるんやったら学童もやってほしいといふ、そういう親のお声を結構聞くのでね、そこら辺は、やっぱり平群町としても積極的にそういう子育てしやすいまちづくりといふところではですね、やっぱり頑張つてやってほしいなといふところで、この間質問させてきていただけてる状況があります。そういう点も含めて、再度御答弁いただきたいと思つています。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

再質問にお答えを申し上げます。

まず、学童保育の時間の拡大に対する保育料については、どう考えているかといふ問題でございます。これは、もちろんいま現在ですね、このようにするといふことをきちつとお答えをするといふ状況ではございませんが、基本的にはですね、我々としましては、今回の時間拡大に対する保育料につきましてはですね、現状の保育料を何とか維持した形で拡大ができないかといふことを前提に物事を考えております。これは、そういう方向でいろいろ議論をし、検討をしているといふことでございまして、必ずそうするといふふうに御理解をいただくといふことになりまして、少しニュアンスが変わつてまいりますので、ただ、我々としては、でき得れば、そういう形で拡大をするのが一番利用者にとつても喜んでいただけるのではないかといふことも含めて検討しているといふことで、お答えを申し上げておきます。

それから、一時保育について、るる御説明をいただきながら御質問いただきました。確かにおっしゃる部分も事実ではあるというふうに感じています。ただ、いま現在の状況の中で奈良県下でも一切やられていないということ、さらに、比較的関東圏のほうでやられているということで、我々としても十分ですね、調査もし切れていない、資料も十分持ち合わせていないという状況も一方でございますので、ただいま御説明をいただきました内容も含めて、もう少し一時保育については、突っ込んだ調査研究を今後してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

議長

植田君。

5 番

まず、現状の保育料でしていく方向で検討というか教育委員会としては考えているということでしたので、それはそれで、ぜひその方向できちっと調整をしていただいて、来年4月から保育時間の延長を実施してもらって、保護者の方々も、子どもたちも安心して学童を利用できるという状況をつくっていただきたい。これはぜひよろしく願いしときたいと思います。

それと、一時保育については、今後もいろいろ事例も含めて調査研究していきたいということですので、そういうニーズが平群町の中にはあるということを担当課のほうもきちっと認識をしていただいて、できるだけそういう情報収集をする中で、平群でどういうやり方ができるのかということをしてぜひこれは今後も含めてきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

この問題については、以上で結構です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

すみません、それでは、御質問2点目のコミュニティバス充実についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目で御質問の11月からのコミバスの新路線の運行についての住民要望等についての件でございます。

この1カ月の間に、議員も御指摘のとおり住民の皆様方からは、さまざまな意見や御要望をいただいております。具体的には、議員からもございました南部ルートでは、利用できていた幼稚園や保育園の送り迎えができなくなったとか、コミバスの待ち時間が極めて長くなったとか、そういった御意見は、町のほうにも同様に寄せられております。その他の御意見、御要望としましても料金についてや休日運行、さらには、バス停や時刻表、また、バス車両の問題等々、

数多くの御意見をいただいております、この問題に対する住民の皆様の関心の高さを改めて感じておるところでございます。

次に、2点目で御質問のコミュニティバスの運行につきましての改善方法についての御質問です。

今回、こうして御指摘いただいておりますことも含めまして、その他コミバスに関して町に寄せられている御意見、御要望、さらには、12月に、今月ですけれども実施予定、若干実施した部分もありますが、実施予定の利用者アンケート調査結果等もあわせて、次回実施予定の平群町地域公共交通会議の中で報告もした上で、多くの建設的な意見を集約していきたいというふうに思っています。加えて、引き続き町行政としましては、議会や関係機関、団体の意見等も参考にさせていただきながら、公共交通全般における総合的な観点において事業の評価を、また検証を重ねていくための材料を掘り起こして、より最適な交通政策の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。もちろん当然のことながら、早期に解決できる事案につきましては、速やかに対処してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長

植田君。

5番

ありがとうございます。平群町、この中央循環、とにかくコミバスの拡充ということは、住民の大変な要求の一つでありました。そういう意味では、今回新たなルートがスタートしたってということで、その部分ではね、その努力は認めたいと思うんですけども、やはりそれが今後、長くですね、また、いま以上にやっぱりいろいろこう網の目のようにこのコミバスのルートがですね、町内を走ることによって、平群で住み続けられるまちをやっぱり目指していくということがやっぱり大きな、私は、このコミバスの意義やと思うんですけども。そういう中で今回スタートしてくれたんですけども、ただ、やはり1周80分というのは、かなり厳しい状況があるんですけども。日々の買い物で大体使いたいのに1回乗って2時間、3時間では使えないんですけども、やっぱりね。そこら辺をやっぱり今後のダイヤを組みかえる中で、やっぱりそういうことをちょっともう少し何とかできないのかなというのが一つあるんです。そうしないと、とにかくせっかくこのコミバスが広がりつつあるのに結局使えなくなってしまう、コミバスの運行、運行っていうか路線の廃止になるというような状況は避けたいと思いますのでね。ただ、一つはまだ、今回乗って思ったんですが、南地域の方、やっぱり乗りなれてはるから結構多いんですよ、やっぱり。まだ、

北地域のほうは、本当にぱらぱらとしか乗ってはれへんので、たまたま私が乗ったときがそうだったんかもしれないんですが、やはりそういうこのコミバスのある意味こういう使い方みたいなのところも含めてね、町のほうでどんどん乗ってもらえるような提案っていうのも出していただきたいなというのがあるんです。それともう一つは、やっぱり時間延長の分でも、要望もお聞きしてますのでね、やっぱりここら辺、利用者の声あるいは利用者以外の声も含めてね、やっぱりどういう改善ができるのかというところで、すぐできることについては、やっていきたいというふうな御答弁だったんで、それはそうしていただきたいと思うんですけれども、やはりこのコミバスが、今後やっぱり平群町の大きなまちづくりをつくる上で、大きなかぎを握ると私は思っていますので、そこら辺について十分住民の声を吸い上げて改善をしていただきたいなというふうに思っていますが、その点について再度御答弁をお願いいたします。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

ただいまおっしゃられましたように住民の声、住民の皆さんの声を十分に聞き取りながらやっていきたいというふうに思います。あくまで今回新たな公共交通の体系づくりをしましたけども、これはある意味スタートに立ったというふうな感じであります。決してゴールというふうには思っておりませんので、利用者を中心にいろんな御意見を集めて、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

議 長

植田君。

5 番

ぜひこの問題については、息の長いものですので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

この件については、以上で結構です。

議 長

住民生活課長。

住民生活課長

続きまして、3点目のごみ問題についてお答えいたします。

資源ごみのステーション収集についてでございますが、議員御指摘のように、これまでのごみの出し方より、分別する品目が増えることから、導入初期には混乱することも想定されますが、ごみの減量、資源化を図るために住民の皆様にご理解と御協力のお願いをしております。そのために、分別方法などわか

りやすい冊子等を配付し、また、自治会への説明会などで住民への御周知をさせていただきよう考えているところでございます。

段ボールでのごみ出し禁止の実施時期はとのことですが、既に広報などで啓発し、呼びかけしているところです。排出基準として現在検討しております指定袋制に関連しますことから、実施時期につきましては、慎重に判断してまいりたいと考えています。

トレーを白色と色つきに分別して排出ということですが、複雑となるごみの分別をわかりやすく理解していただけるように白色も色つきもあわせてトレーとする品目を出していただくよう考えているところでございます。

次に、祝日にもごみ回収を実施し、曜日を固定したわかりやすいカレンダーにということですが、収集の体制や財政的負担も必要となることから、いまのところ祝日の収集は考えておりませんが、住民の皆様にごできるだけわかりやすいカレンダーを作成していくよう、考えているところでございます。

以上です。

議長

植田君。

5 番

いま課長から御答弁いただきました。本当にこのごみの問題は、日々の生活に大きくかかわる問題ですから、そういう意味では、大変その回収体制が変わるといのは、かなりやっぱり生活に影響出てくるんですね。冊子等配付して、また自治会の説明会など、住民への周知を図ってまいりたいというふうに御答弁されたんですけど、それは当然そうしてもらいたいんですね。そういう中ですね、それこそもう1月からでもいいですから、自治会の回覧なんかでもどんどんこのことを、やっぱり住民の目にふれてもらうということが大事だと思うんです。変な余談なんですけども、平群町の議会報告会をことしもさせてもらいました。そういう中で、多くの住民の方々から、いや、初めてやるんですねということ言われたんですね。いや去年もやりましたと言ったら、え、去年いつやったんですかというようなことを聞かれて、去年は広報と一緒にチラシを入れたりしたんですけども、今回は、もう回覧で回してもらおうということをやったら、そのほうがやっぱり住民の目にふれることがすごくやっぱりあったんですね。そういう意味では、いかにして住民の方々から4月からこう変わりますよというのを、きちっとPRできるかというところなんですね。そういう冊子も配付して、これ多分広報なんかと一緒に入れ込むんじゃないかなというふうにちょっといま思っているんですけども、そうなった場合に、なかなか、目にふれにくいところが出てくるんで、ある意味回覧か何かのときに回

してもらおう、とってもらおうというふうな方法も含めてですね、とにかくできるだけ早く住民の方々がその情報を知って、それに協力してもらえる体制を行政としてつくってもらおうということ、それと1月にこの前の文教厚生のおきにもおっしゃってましたが、1月の総代会のおきに、モデル地区も含めて募集もしたいしということもおっしゃってました。そういうところは、やってもらえるところがあればね、やってもらおうというのは一つなんですけども、それ以外にも積極的に行政のほうから自治会に出向いて、4月からの回収体制はこうなりますよと、こういうふうな分別をお願いしますよということをやっぱり平群町が本気でこの分別に取り組むんだという姿勢をね、もう少し全面に出していただくことが住民の協力を仰ぐ上でも大きな力になってくるんじゃないかというふうに思います。

それと、ちょっと提案させてもらったトレーの分別なんですけれども、私は、基本的には、もう分けて出してもらえることを全面に出したらいいと思うんです。混ざってくる分を、まあ言うたら、何て言うんですか、選別をするというふうなやり方のほうが、だってこれ選別するのに、基本的にはどのぐらい、あれが変わるかわかりませんが、たしかこれシルバーかどっかに委託をするんですよ、選別については、そういうふうに提案されてたと思うんですけども、やはり平群町が本気でこの分別、ごみの減量というのに取り組むのであれば、やっぱりそこも最初からそういうことをね、前面に出して、やっぱり協力してもらおうと。それができないところはやるにしても、やはりできるところは、やっぱり住民に積極的に協力してもらおうと、そういう姿勢が必要ではないかなというふうに思います。そういう意味では、その点もう少し考えてもらえないかなというふうに思います。

それと、いまのところ祝日の収集は考えていないということなんですけれども、今回、資源ごみをステーション回収することによって、かなり複雑になりますよね。それが今度祝日をしないということになれば、もっと複雑になってくるんですね。きちっとした資源回収も確保できにくいような状況も出てくるんじゃないかなというのの一つと、やはり出す側にとってこの曜日はこれって決まってくれたほうが本当に出しやすいんです、特に高齢者は。これ祝日入ったからこの日はこれが飛んでみたいな話になったらね、非常にそういう意味では、間違った出し方、それがかえってまた分別の中でもいろいろ問題が起こってきたりとか、収集の中でも問題が起こってきたりとかっていうことも出てきますので、これは、いまは考えておられないということなんですけども、やっぱり早急に今後ね、こういう体制もとっていただいて、とにかく分別しやすい、それと、それに協力しやすい体制を行政としても提案していただきたいと。そ

のことが、これの目的は、一つはやっぱりごみを減らすということですから、それにいかに近づけるための方策を行政としては提案するかというようなことにかかってきますので、そこら辺はぜひお願いをしたいなというふうに思います。この点についても、再度そういう観点からちょっと御答弁いただけますか。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

いろいろ住民の皆様方にも御協力を願わんなんところはいろいろあろうかと思えます。そういう意味で、できるだけ町としても住民の皆様方にわかっていただきやすいパンフや冊子、あるいはカレンダー等を作成していきたいなというふうに思っております。何分町のほうのいまの現状の中で、住民の皆様方にもできるだけわかっていただけるような方法として、いろいろ自治会のほうにもお願いをしながら住民に協力していただくという姿勢をできる限り町としても体制を整えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長

植田君。

5 番

ぜひそのことはよろしく願いいたします。これスタートして結局分別がややこしくなって、ごみが減れへんかって有料化にするというふうなことにだけはしないようお願いしておきたいと思えます。

この点については、以上で結構です。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、4点目の子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの助成制度の継続についての御質問にお答えをいたしたいと思えます。

この制度は、昨年11月に国の制度として発足をいたしました。町としては、昨年10月から子宮頸がんワクチンを、12月からヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種の助成制度を実施をいたしております。子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンは、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により実施をいたしており、本事業の実施期間は23年度中となっております。平群町といたしましては、この助成制度が継続して実施されるよう要望しているところですが、現時点では、来年度以降の助成制度の方向性については、はっきりいたしておりません。

また、この子宮頸がん等ワクチン接種については、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において定期接種についての検討が行われておりますが、現時点においては、こちらはまだ結論が出ておりません。今後、国の動向に十分注意を払いながら、この制度がどのようなになるのか、情報収集に努め、検討してまいりたいと考えておるところでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

植田君。

5 番

ほとんど9月の答弁と変わらへんような話みたいなんですけれども、国のほうもね、この助成制度っていうか事業については、継続もしくは延長ということをおおむね大体決めてるような状況には、私も聞いたりしてるんです。そういう意味では、非常にやっぱりこの問題、少子化が言われている昨今の中です。ね、子どもたちをいかに健やかに成長させていくかということで、そういう意味では、それに平群町がどれだけやっぱり力を注げるのかということは、特にこの間、平群町は人口も減ってきてる、高齢化率が近隣に比べて高いという状況の中です。ね、やはりそういう施策をきちっと打っていくことがですね、平群のまちづくりにとっても大きなことにつながると思うんですね。そういう意味で、いま今回もまた質問させてもらったんですけれども、これ担当課としては、もう予算要求、ヒアリング入っていると思うんですけども、来年度の予算要求として上げられているのかどうか、この点をお聞きをしておきたいと思っております。

それと、この問題については、今議会、請願でもですね、その請願項目の中の一つとして出されている問題もありますが、ここら辺もですね、最終議会どうなるかわかりませんが、少なくとも文教厚生の中では、委員会の中では、採択をされてるという状況がありますので、そこら辺も含めてですね、平群町の姿勢をお聞きをしておきたいと思っております。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

まず、延長と継続の御質問でございました。

国のほうはですね、それらについて検討中であるということは、お聞きをいたしておりますが、その結論をですね、現時点でいただいているわけではございませんので、平群町もその動向をですね、情報収集には、十分注意を払っていきいたいというふうに思っておるところでございます。

それから、2点目のですね、予算要望として現在要求をしておるかということでございます。

これは、いまも御説明をさせていただきましたように、どういった状況で国のほうになるかということが現時点では、決定をいたしておりません。いろんな可能性としてございますので、現時点では、担当課といたしましては、全体予算の中でですね、当然必要になる可能性もございますので、そういった意味で要望はさせていただいておるところでございます。

議 長

植田君。

5 番

担当課としては、要望はしているということなんですけど、町長、すみませんが、この9月にも私お聞きをしたと思うんですけどもね、平群のこれからのまちづくりの中で、こういう充実をしていくことで若い世帯を平群の中で定着していく一つの施策としていろいろ私たちも提案をさせてもらいながら、今回はいろんな請願なんかでも要望が上がってきてるというふうに思うんですけども、そういう意味ではですね、この問題も非常にその一つを担う問題だと思うんですが、これ町長の政治姿勢というか、政策にもかかわる問題だと思うんですが、再度この点について町長としてのお考えをお聞きをしておきたいと思えます。

議 長

はい、副町長。

副町長

今回のこれらのワクチン等への助成制度についてなんですけれども、町といたしましても各種充実させたい施策、種々ございますので、取り組んではまいりたいというふうにはお答えをしたいんですが、いかんせんいまのところですね、なかなか安定した財政状況ということは申し上げられません。また、国のほうにおきましてもですね、地方交付税制度を初めといたしまして、各種補助金、まだまだ議論がされてる中でございます。そういうことでございますので、いま現在につきましては、町財政状況がまだまだ不安定ということで御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

植田君。

5 番

ようわからん。そしたらね、国のほうが継続ないし延長ということを決めた時点で、平群町は、それを受けてきちっと同じように継続していくという、そ

ういう意味でおっしゃっているのかどうか。それはもう一遍お聞きをしておきたい。もしこれがない場合でもですね、平群町としてせめて半額でもですね、そういういままであった制度をカバーしていく意味でですね、全額そら出してもらえたらありがたいですよ。ただ、そういう状況、聞いたら1,000万かな、全部で。全くない場合はね、それぐらいの試算も出されてたと思うんですけども、そういうことも含めてですね、もう一度御答弁いただけますか。

議 長

副町長。

副町長

繰り返しのところもあるんですけども、議員お述べのとおり、この制度自体が本来、導入された経緯等につきましては、町としても重々認識はしております。ただ、いまの最終的な歳入の財政フレームがですね、どのようになるか。当然国庫補助金、補助事業については、これは予算編成方針の中で、それを大前提に確保してほしいということは重々申しておりますので、その点については、町としても前向きにはとらまえていきたいと思うんですが、ただ、町単ということになりましたときにですね、その点については、地方交付税制度でありますとか、そういうもろもろのことが決まった上で、町全体で検討していきたいということしかいまはちょっと申し上げられないということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

議 長

植田君。

5 番

せっかくの制度ですからね。いま副町長おっしゃったのは、国のほうが助成をするというなら平群町としてもそれしていきたいと。ただ、町単でやるということになったときには、ちょっとかなり厳しいということだったんですけども、だけど、せっかくこの制度をやっぱり利用されている方々、親御さんたちにとっては、大変子どもたちのそういう健康で健やかに成長してほしいところで、結構若い世帯の方々にとっては、大きな負担となりますのでね、やっぱりそこら辺は、平群町として少しでも援助して行って、平群でそういう子育てしやすいまちづくりの一環としてこういうことも今後やっぱりきちっと位置づけていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号3番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。

戎井君。

2 番

議長の許可をいただきましたので、普門院の撤去について少しお伺いをいたします。

平安時代前期の高僧でありました道詮律師ゆかりの普門院が撤去されています。辛うじて門が残るのみになって寺の跡はすっかり空き地になっております。廃墟となってからもう随分の年数がたっておりますし、老朽化も著しく危険でもあり、処分されるのも時間の問題かと見ておりましたから、当然のことかとは思いますが、何しろそれなりの由緒を持つ歴史遺産でありますから、撤去に至る経緯と今後について若干のお尋ねをし、近隣住民の方々や道詮律師を慕っておられるの方々への情報提供になればと取り上げさせていただきました。

このお寺は、土地も建物も法隆寺のものと聞いており、また管理は地元の関係者に委託されていたとも聞きますが、そうになると、町の教育委員会としての立場はどういうものだったのでしょうか。何年か前、この寺に安置されていた国の重要文化財、木造聖観音立像の脇仏数体が盗難に遭うという事件がありました。このため、本尊の木造聖観音立像は、県や町の教育委員会の計らいで法隆寺に緊急避難されたとの事実があります。

これもいつのことだったか忘れましたが、東京のある方がこの仏像の拝観に見えられ、教育委員会を紹介した記憶が私にあります。これらのことから普門院については、教育委員会がお世話くださっていたことは間違いのないのでしょうが、法隆寺それから地元大字とのかかわりの中で教育委員会の立ち位置がよくわかりません。ことに今度の撤去に当たっては、大字の総代さんの了解を得られたとお聞きしましたが、もちろん法隆寺との交渉もなかったのではないのでしょうか。あるいは史蹟を守る会とはどうだったのでしょうか。教育委員会のお立場についてお聞かせをいただきたいと思います。

先日、平群町活性化方策の中間報告を承りました。観光基本計画の大きなウエートを占めていたのが信貴山城と椿井城の城跡整備構想でした。大和の山城の一角としてPRして観光客の呼び水にとの構想であり、大変結構な企画だと思います。

一方で、普門院です。道詮律師は、御存じのとおり法隆寺の夢殿を再興された法隆寺の功績者であります。明治移行白山神社となっている福貴寺を隠居寺として建立され、夏の間、法隆寺に説法に通われ、福貴の道詮と慕われていました。普門院は、その住房、お住まいの房とされ、重要文化財の観音像は、律師が日々拝まれた念じ仏と言われております。そして、道詮律師のお墓が福貴の白山神社に存在することもあって道詮律師の命日に合わせ道詮忌献句会、道

詮律師の墓前に俳句を献じる会ですが、毎年平群町内で行われています。このときには、町内外から100名を超す参加者がいると聞きます。この句会の歴史も古いものだそうで、戦後しばらくは途絶えていたそうですが、間もなく復興され、ことしはその43回目だと伺っております。つまり、これから整備しようとの構想段階に比べて、既に町内外から、いまは1年に一度とはいえ、人を呼べる史跡があったということではないでしょうか。この献句会は、これからはゆかりの地である平群町で伝統の句会を開いてくれるものと期待できます、いや、平群町のほうから働きかけていくべきでしょう。その際、たとえ外観だけでも律師が住まわれたお寺だと紹介できる何か形といったものが残っておればと残念に思うのは、私だけでしょうか。

そこで今後です。私の乏しい知識でございますが、何でもガイドブックに載らない古寺、古い寺を集めた文献があって、その中に普門院が紹介されており、いわゆる好事家の間では、こういったお寺を探して回る人も結構おられて、平群町にお見えになった人もいるということでもあります。私は、直接文献を読んだわけではありませんが、訪ねて見えた人にはお会いしました。こういった人たち、数は少ないでありましようが、それに先の句会の人たちに紹介できる普門院の跡地とも言うべき何らかの形を整備されるおつもりがあるのかどうか、それは、こういったものになるのか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

普門院の関係でございますが、法隆寺、地元大字と、まず教育委員会との関係、かわりについてでございます。

普門院は、宗教法人でございますが、その中心的な役割を担っている方は、法的にはその代表役員で、実態としては法隆寺の役員がその立場になることは議員もお述べになりました。ただ、過去からの経過を見ますと、地元におられる5軒の檀家的な方で地元役員を構成し、居住管理されていた方が昭和61年に亡くなられた後は、この5軒の檀家的な方々が実質上の管理をされておりました。

教育委員会は、重要文化財に指定されている本尊の木造聖観音立像の管理について国や県とともに指導監督する立場ということになりますが、未指定であります普門院の建物は、管理からの対象外ということになります。また、普門院撤去に至る経過についてでございますが、平成20年に地元福貴総代から、

防災、防犯面から老朽化した普門院の扱いについて法隆寺と交渉してほしいという相談を受けました。そこで、町の文化財保護委員会で検討いたしまして、解体もやむなしという結論となりました。地元総代との連名で法隆寺にその旨の依頼をいたしました。そして、本年の10月末からの解体工事となったわけでございます。

次に、法隆寺との交渉経過の問題でございますが、平成14年の脇仏盗難事件があって、本尊が普門院内で祭られていた時期と、本尊が法隆寺へ緊急避難した後とに大きく分けられます。まず、前者では、無住になった普門院の状況から国庫補助事業による耐火収蔵庫の建設、もしくは普門院建物の修築による本尊の管理体制の確立を法隆寺に働きかけをしていたという状況があります。しかし、法隆寺の北倉への緊急避難後は、重要文化財であるこの本尊につきまして、管理面での問題はないために地元に戻せる方策の模索に始まりまして、法隆寺にお願いをする立場で申し入れをしてきたという状況でございます。

撤去されました今後についての考え方でございますが、平群町の文化財保護委員会、道詮律師の献句会、平群史蹟を守る会あるいは平群町の観光ボランティアガイドの会などのそれぞれの要望を集約をいたしまして、法隆寺の功績者であります道詮律師の住房として具現的な顕彰を法隆寺に求めています。あわせて現在、拝観できない普門院本尊の法隆寺での公開あるいは道詮律師の功績紹介、展示展等の開催を法隆寺に要請をしていきたいということも考えているところでございます。

以上でございます。

議長

戎井君。

2番

ありがとうございました。結局、教育委員会としては、本尊の木造聖観音立像の管理は、教育委員会の仕事やけれども、建物は対象外やということで、それがなくなってしまった後のことについては、法隆寺にお願いするしかないというような立場だという御説明だったと思います。大変残念なことだと思います。ただですね、教育委員会としては、例えば史跡となってるようなものが個人の住宅の中あるいは敷地の中にあるとかいうようなこともあって、そういった文化財を保護する立場もお持ちやと思います。これだけの歴史的なものですから、ぜひとも平群町に何らかの形が残るようなことを法隆寺と話していただきたいというふうにお願いをしたいと思うんですが、その点は、見通しとしてどんなもんかと思います。

それと、いまお話に出ました文化財保護委員会というのがお話に出ました。

私の不勉強ですけれど、初めて聞く名前です。文化財保護委員会というのがどの程度の働きかけを法隆寺にしてくれるのか、それは、全部一切合財教育委員会がお引き受けにならないとしょうがないのかどうか。その辺の関係についても、ちょっともうちょっと話していただませんか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

再質問にお答えを申し上げます。

いま議員が述べていただきました、基本的にはそのとおりでございます、文化財保護法という国の法律がございます。この保護法の規定によりましてですね、いわゆる国や県とともに指導監督する立場であるということを申し上げたものでございます。もちろんですね、教育委員会の文化財行政の中で、普門院のですね、今後についての考え方というのは、十分いろんな、先ほども申し上げましたが団体の御意見を集約しながら、教育委員会としても要望等についてはしていかなければならないというふうに考えています。具体的にはですね、例えば、いわゆる顕彰碑を現地に建立をするであるとかですね、また、先ほど申し上げましたような功績の紹介展であったりとか、そういった部分については今後も引き続き要望してまいりたいと思いますが、現在のところ、既に一部要望もしておりますが、法隆寺からは正式なそういったものに対する回答というのは、いただいていないという状況でございます。

それから、文化財保護委員会というのは、平群町に文化財保護条例という条例がございます、この保護条例に基づきまして6名の委員を選出をさせていただきます、文化財保護委員会を年に1回ないし2回開催をしています。具体的には、もう委員の名前までは申しませんが、6名の有識者あるいはその御住職あるいは県の職員等を委員としてですね、開催をして、これは平群町の文化財についての保護の関係についていろいろと御意見をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

議長

戎井君。

2番

ありがとうございます。よくわかりましたけれども、やっぱり平群町の財産だと私は思います。ぜひこの財産が平群町にこれからもずっと皆さんに慕っていただけるようなものの形として顕彰碑ですか、あるいは別の形でもいいんですが、そういったものができるように、それから、これは言わずもなかも

わかりませんが、観光基本計画でいろいろ検討をされておられる構想、信貴山城の跡や椿井城の城跡整備構想などとも連携しながら平群町の財産を守っていくという形で取り進めていただきたいということ要望申し上げて、私の質問を終わります。

議長

それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。

10時35分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時20分)

再 開 (午前10時35分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

発言番号4番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

11番

それでは、通告に基づきまして、本日は大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目は、コミュニティバスの実証運行についてお尋ねをいたします。

高齢化が進む中で、町民の方々の移動手段をどのように確保していくかは、地方自治体の最重要課題となってきました。本町では、西山間ルートと南部ルートという二つのルートで実施をしていましたコミュニティバスの運行を見直し、公共交通空白地区の解消とバイパス沿道への交通確保という観点から、西山間ルートを東山駅まで延伸するとともに、新たに中央循環ルートが開始されました。11月1日からスタートしてまだ1カ月半ぐらいですが、住民の皆様のご関心も非常に高く、反響もかなりあるようです。

そこで、次の3点についてお聞きをいたします。

1点目、すべてのルートにおいて乗降客の状況を運転士さんがチェックしておられるようですが、この1カ月半の利用状況は把握しておられるのでしょうか、お聞かせください。

2点目、利用された方々から直接または間接的にせよ、さまざまな御意見や御要望が寄せられていると、先ほど総務財政課長のほうからの御答弁にもありましたが、再度どのように把握されているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、運行開始直後ですが、私自身もバスに乗りまして御利用者の皆さんの意見や感想を聞くともなく聞いておりました。二、三例を挙げさせていただきますと、中央循環ルートの右回りと左回りの区別がしにくい。目的のスーパーに行くのに最寄りの停留所がわからない。時刻表の時間どおりに停留所に行っているのにバスが先に発車をしてしまった。近大病院まで直通で行けたら便利である。三里の医院への通院が楽になった等々、御意見は多岐にわたっております。直ちに解決できる問題に関しては、速やかに対処しておられることと思いますが、どのような状況でしょうか。

3点目、議会の特別委員会では、利用者の意見を聴取するためにアンケートを実施する予定という説明を受けておりました。先ほど総務財政課長の御答弁にもありましたけれども、私は、特別委員会の中で、利用者だけではなくて対象者を幅広く住民の方々に広げてアンケートの実施を要望いたしております。アンケート調査の実施方法と実施時期についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、大きな2点目、櫛原地区における農地造成についてお尋ねをいたします。

櫛原地区では、農地改良事業ということで現在大規模な工事が進められています。当初この計画が浮上したとき、議会でも何度か一般質問を他の議員がされていたと思っております。近隣自治会への影響が非常に大きいことから、起業者、この場合は起きるといふほうの起業者ですが、本件の場合は、櫛原自治会とスズキケンセツになります。起業者と各自治会との協議、各自治会というのは、近隣自治会ですから、鳴川、椿台、緑ヶ丘自治会ですが、この自治会との協議を行うように指導をされていたと思っております。最終的に合意をされたとは聞き及んでいません。これは、法的な拘束力がないので合意をとる必要がないというふうにもお聞きしておりましたが、本町としては、昨年8月26日付で起業者と協定を交わしています。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

1点目、着工以来、早朝から夕方まで大型車両が現地に出入りをしています。計画書では、ほぼ10分間隔で1台ペースになるように計画をされていました。台数や積載物を町としては把握されているのでしょうか。また、大型車の通行ルートは、南生駒から小平尾を通過して鳴川林道から広域農道を通っています。通常、普通車両同士でも行き違いが困難な鳴川林道を大型車両が数台連なって走行するために、非常に危険な状態となります。特に野菊の里斎場を利用される場合、当然ながら走行車両台数が増えますので、極めて危険です。安全確保のためにどのような方策をとっておられるのでしょうか。

2点目、通行する車両の中には、土砂を積載して現場に搬入している車両も見受けられます。計画では、予定地区のまさ土を売却して、その穴埋めのために場外から土を入れるようになっていたように思います。その際、産廃を混入することはないという説明でありましたが、確認は、だれがどのような方法で行っているのでしょうか。検査は実施しているのでしょうか。農業委員会でも承認して終わりではなく、後の監視が大事という御意見も出ていたように思いますが、対策はどのように講じられているのでしょうか、お聞かせください。

3点目、大型車両の通行が始まって間もなく、道路の陥没などの損傷が発生をしています。協定の第4条では、起業者らの責任において修復するものとするがありますが、現に修復を行っている痕跡が見受けられます。しかし、わずか数日で再び同じ箇所が同じように陥没してしまいました。繰り返し道路を損傷させ、補修は当然の義務ですから業者が行うべきですが、そのたびに一般の通行車両に迷惑をかける結果となります。抜本的な改善策は講じられないのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

大きな3点目は、地域包括支援センター体制の充実をということでお尋ねをしております。

地域包括支援センターは、介護保険を円滑に遂行するために非常に重要な役割を担っています。特に、第5次の最重要課題である地域包括ケアの推進については、本町の各種サービスと多様な地域資源を活用し、安心して生き生きと暮らせるまちの実現に向けたサービス体系の構築のためには、さらに同センターを充実することが求められます。そのために、以下の点についてお尋ねをいたします。

1点目、同センターでは、本庁勤務の福祉課職員が所長を兼務し、基本的に主任ケアマネが1名、保健師1名、社会福祉士1名が配置されることとなっています。現在、主任ケアマネが育児休業中のため、代替要因が1名と臨時職員のケアマネージャーが1名という体制です。スタッフのうち社会福祉士は社会福祉協議会からの出向であるため、2年という制限が設けられています。包括支援センターの職業柄、御利用者との人間関係を築くことが極めて重要なポイントとなりますが、2年で交代では、ようやく相談者や家族の人となりがかかりかけたころに職を解かれるということになり、職員にとっても御利用者にとっても決していい環境ではありません。本町としては、条例上では職員の職の中に社会福祉士は含まれておりませんが、専門職を採用して今後の多様化するニーズにこたえ、また、高齢者福祉のかなめとなる同センターをスキルアップしていくことが介護保険サービスの一層の充実につながると考えます。現任者の任期が終了するまでに社会福祉士の採用を検討すべきと思えますが、いかが

お考えでしょうか。

2点目、同センターは、名称がいかにもお役所的で取りつきにくく、言いにくい。また、かしのき荘の横にあるにもかかわらず、まだまだ御存じない向きが多いのです。住民の皆様が存在を浸透させ、さらに活用していただくためにどのような対策を講じておられるのでしょうか、お聞かせください。

以上、大きく3点に分けて質問をさせていただきました。理事者側の簡潔明瞭なる御答弁をお願いいたします。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

それでは、御質問のコミュニティバスの実証運行についての御質問からお答えさせていただきたいと思います。

具体的には、3点にわたって御質問いただいたと思います。

まず、1点目の本年11月の新ルートでスタートしましたコミバスの1カ月余りの利用実態の把握をしておるかということですが、当然、運転手を通じて把握をさせてもらっております。具体的に申し上げますと、中央循環ルートにつきましては、平日の右回り1便当たり5.8人、左回り1便当たり6.4人、休日運行の右回り1便当たり4.6人、左回り1便当たり4.0人ということが1カ月間の数字でございます。また、西山間ルートにつきましては、1便当たり9.4人というふうに聞いております。なお、1カ月の利用者総数を見ますと、直近の1カ月当たりの利用者人数につきましては、休日を除いて前年度の同月比で申し上げますと1日当たり51.6人から60.7人と約17%の増、また、西山間ルートにおきましては、1日当たり51人から56.3人と約10%の増加というふうになってございます。

次に、2点目で御質問いただきましたコミバスに関する意見や要望等の把握等についての御質問です。

町としましては、電話や窓口、それから投函されるはがき等々でいろんな形で御要望をいただいております。そうした御要望につきましては、すべて現在取りまとめしておりますところでありまして、こうした御意見等、住民や団体の皆様からいただきました御意見を記録して、その集積に努めているというふうなところでございます。

そして、コミバスに関する平群町に寄せられてきますこうしたこれらの御要望等につきましては、次回実施予定の平群町地域公共交通会議の中でも報告しながら対応を考えて検討していく、そして、総合的に事業の評価、検証を重ねながら、改善点については探っていきたいというふうに考えております。

それから、3点目で御質問のコミバス新路線についての住民アンケートにつきましては、利用者ヒアリングという形での実施を予定しています。利用者以外につきましては、昨年実施しました全町民を対象としたアンケート、さらには、ことし実施しております総合計画におけるアンケート調査結果等々なんかを参考にしてみたいというふうに思います。

なお、今回利用者のアンケート調査を実施していますけども、調査方法としては、平日の調査として12月14日に実施する計画をしております。実際に3台のバスに調査員が乗り込んで、行き先、利用目的、御要望等々をお聞かせいただくというふうな内容にしております。また、休日のヒアリング調査につきましては、中央循環ルートだけになりますけども、既に先日12月11日に実施しました。これも内容につきましては、平日調査と同様の方法で、利用者の皆さんの御意見を聞かさせていただいております。

なお、アンケートの調査結果につきましては、公共交通会議の中で事業の評価の分析や次年度以降の事業計画にも生かしていけるようなものにしていきたいというふうに思っていますし、同時に議会のほうにも調査結果につきましては報告させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長

繁田君。

11番

何点が再質問をさせていただきたいと思います。

まず、利用状況についてなんですけれども、若干伸びていると、前年度の同時期に比べて若干伸びているという御答弁でした。いまは、実証運行が開始されたばかりで非常に住民の方の関心も高いので、まずは乗ってみようというふうな関心を持たれている方が乗られているということもおそらくあると思うんですね。ですから、今後の推移に注目をしたいところなんですけれども、調査員さんが乗り込んでの実施調査もあるということなんで、そのあたりで住民のニーズをきちっと把握をしていただけたらなというふうに思います。御意見、御要望、電話、窓口、はがき等で受けているということなんですけれども、いま現時点で地域公共交通会議で諮らなくても、事務方レベルでの対応ができる問題というのはないのかどうかということですね。もし対応できる問題があるのであれば、会議が多分来年の3月ぐらいになると思うので、その間、放置することになってしまうので、速やかに対応できる部分については、対応させていただきたいというふうに思うんですが、その辺の問題の分析はどのようにしておられるのか、再度お聞かせをさせていただきたいと思います。例えば、先ほど

私がちょっと申し上げたんですけれども、目的地に行くのに最寄りの停留所がわからないという方もおられます。そういう場合には、大阪の地下鉄なんかもそうなんですけれども、どこそこへ行くには、この停留所が便利ですよというふうな音声案内なんかもあると思うんですよね。ただ、企業の名前を言う場合は、やはり公共交通という性格上、特定の企業だけの名前を言うことはできないと思うので、そういう部分に関しては、やはりある一定の広告料をいただいて名前を言うとか、そういうことも考えていかなければいけないと思うんです。特に東山から発車した長屋くんの場合、三里南交差点から道の駅までは停留所がありません。あそこのクリニックヤードに行かれる方は、当然三里南でおりないといけないんですけれども、そのところがよく浸透していないので、行き過ぎてしまったり、今度戻ってくるのが大変ですからね。だから、クリニックヤードへは、例えば三里南交差点が便利ですよということを一言案内すれば、かなり乗っておられる方については、利便性が向上するのではないかと思うんですね。そういう点なんかもどのように検討されておられるのか、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

それと、アンケートなんですけれども、平日調査員さんが乗り込んでのアンケート調査っていうのは、もちろんいいと思うんですね。直接利用者の方の目的とか行き先とかをヒアリングするということですから。ただ、利用されている方だけじゃなくて、利用されていない方、利用したいけれどもできない方っていうのも当然あるわけですよ。だから、乗り込んでの調査員さんのアンケート調査だけではなくて、広く全町的にやっぱり調査をすべきではないかというふうに思うんです。たまたまこれは、ほんまにたまたまなんですけど、きのうちょっとお手紙をいただいてですね、また後ほど高幣議員のほうから御質問があると思うんですが、コミュニティバスは非常に便利になってよかったですねということをおっしゃっているんですけれども、いわゆる路線バスですね、営業バスとの料金格差について、何とかありませんかというお手紙をいただきました。そういうこともやっぱりきちっとアンケートならアンケート調査で住民の皆さんの意見を聞いて、今後どう改善していくかということにつなげていかないといけないと思うんです。そういう意味で、アンケート調査の方法については、さらに検討が必要ではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。課長の答弁では、第5次総計を前にされたアンケート調査もあるというふうにおっしゃってましたけれども、これは過般の全員協議会でも申し上げたんですが、このアンケート調査は、11月1日以降になってないですね、その前に調査を開始されているということもあるので、実証運行が始まる前にアンケートを出された方も当然あるわけですから、コミュニティバスの件が、

このアンケートにきちっと反映されているかどうかというのは、少し疑問が残ると思うんですね。そういう点から、アンケート調査については再度御答弁をお願いしたいと思います。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

何点が再質問いただきました。

まず、住民の方から御意見、御要望があって、すぐ対応できるものについては、どんなような対応をしてるんかというふうなことで、いろんな意見、要望をいただいています。料金や祝祭日の運行のこととか、バス停の看板や時刻表やダイヤ、そういったこともろもろあるんですけども、大抵の場合、なかなか根本的な制度運用にかかわることですんで、すぐに対応できないっていうことは言えるんですけども、具体的にできたものとしましては、例えばバス停の看板、バス停の掲載方法について、若干見にくい部分があるというようなことがあったりして、そこらを変えたりとか、バス停の看板を設置してるけども、強風が来たら大丈夫かというふうな御意見があって、そういったことについては、緊急を要するというふうなこともあったんで、即対応させてもらったというふうな経過はございます。

それから、車内放送なんかにおいて企業広告になるんかもわからないけども、そういった案内放送をすればというふうな御意見です。これについては、連携計画の中にも広告の積極的取り入れとか、そういったこともありましたんで、前向きにそういったその御意見につきましては、今後の検討っていうか、課題に取り込んでいきたいなというふうに思います。

それから、アンケート調査で、利用者だけでなく全体的に調査の必要があるというふうなことで、これも当然先ほども申しあげましたけども、昨年に実施したアンケート調査を中心に連携計画を立てました。実際にその連携計画で実行して、11月から実行した後の住民の皆さんの御意見等々については、適当な時期にやっていくっていうことは必要かなというふうに思いますけども、当面は、いまのところ計画としてはしておりません。利用者については、先ほども申しあげましたように直接調査員が乗り込んで調査を、まずは、利用している方の御意見、御意向を集めていこうということを主眼に置いております。ただ、乗られたことのない方とかそれ以外の方についても、また、料金の格差の問題等々についても当然町としては把握しておりますんで、そういったことについても含めて、先ほども申しあげましたけども、これからがスタートでコミバス、公共交通の政策づくりに反映していきたいというふうに思ってます。そ

うということで、いつ改めてまた全体的な調査をするっていうことは、予定はしておりませんが、それと同時に個別にちょっとその停留所で、ほかの方法ですね、アンケートをとるとかいうふうなことについてもちょっと考えてみたいとは思っています。

議長

繁田君。

11番

対応できる部分については、即対応していただいているということで、その点は、評価をしたいと思えます。

アンケートの件なんですけれども、やっぱりこれは、できるだけたくさんの方に利用していただいてこそそのコミュニティバスなので、最低利用人数っていうのも設けられて、そこをクリアしないと継続できないというふうな、その前提のもとで実証運行を続けているわけですから、乗らない方、乗れない方も含めて、できるだけ乗っていただくためにどうするかっていう方向で考えていかなければいけないと思うので、そのアンケート調査については必ず、時期はまだ確定はできないにしても、必ず行っていただくということを強く要望しておきたいと思えます。

以上で1点目は終わります。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、大きい2点目の櫛原農地改良工事の御質問にお答えをいたします。

まず1点目、台数や積載物を町が把握しているのか、安全確保のためにどのような方策をとっているのかとの御質問でございますが、車両台数につきましては、1日当たり10トンダンプが8台、その10トンダンプ8台が8往復しているということになっております。延べで言いますと128台が運行しているということでございます。事業着手から11月末現在までで累計853台の搬入と406台の搬出の実績であります。搬入路は、現在、生駒市壱分町で施工されております宅地造成工事における発生土砂でありまして、搬出元につきましても確認をしているところでございます。

交通安全対策では、狭隘部分につきましては、事業主により2カ所の待避所を設けていただきまして、通行の安全を確保し、スムーズに通行、運行できるような措置が図られており、現時点では、町に対して工事車両の運行によります住民からの苦情等は受けておりませんが、引き続きまして事業主には、万全を期すように指導をしているところでございます。

2点目、現場確認作業ですが、事業が着手されてから少なくとも週に3回は町職員におきまして現場確認を実施をしております。奈良県におきましても週1回程度の現場立ち入り調査を実施をされております。現在の工程は、事業区域内への進入路のための切り土工事が終了しまして、盛り土工事を施工中であります。この盛り土工事につきましては、土砂を搬出する予定区域へのアプローチ道路を築造するための盛り土であります。現在、10トンダンプでの搬入が主であります。搬出につきましては、ほとんどないということも確認をしております。

現在までに産廃等の疑いのある土砂の搬入は、目視ではありますが、確認はされておられません。したがって、土砂についての土壌検査については、実施をしております。ただし、着手前に事業区域の上流、下流において3カ所の水質検査を実施をしております。環境省が定める26項目についての検査を行ったところ、検査項目すべてについて基準値以下であるという結果が出ております。

水質検査につきましては、定期的、継続的に実施をし、また、今後必要に応じて土壌検査につきましても実施をしていきたいと考えております。

3点目、町道の修復についての御質問です。

協定書の中でも事業に起因する道路の損傷につきましては、事業主の責任において修復するということになっております。町としても事業主に即座に対応するように指導をしているところでございます。議員御指摘の道路の損傷箇所が同一箇所で重複している件につきましては、町も確認をしております。現在、補修工法等の変更によりまして損傷は抑えられている状況であり、これは、経過観察をしているというところでございます。現在、補修済みの箇所の経過や今後の道路の路面状況につきましては、継続をして確認を行っていく予定であり、改善策についても必要に応じて事業主と協議を行っていく予定であります。今後につきましても協定書による合意内容については、事業完了まで遵守されるよう町としましても現場確認を頻繁に行うとともに、事業者との連絡調整を密にし、事業が協定内容に沿って安全で円滑に施行されるように管理監督をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

繁田君。

11番

現在のところ協定書を遵守されて行われているという、おおむねそういう御答弁だったと思うんですけれども、10トンダンプの出入りがやっぱりかなり

多いんですね。1日に128台、累計で128台で工事着工からしましても入りが853台で出が406台と、非常に頻繁にダンプが出入りしているという状況がこの数字で明らかになっているわけですがけれども、鳴川林道の特に狭隘な部分については、2カ所待避所を設けているということです。この待避所については、私も確認をしているんですけども、これは、私が通行しているときだけそうであったのかどうかはわかりませんが、常にコーンが立てられていて、その待避所を利用できる状況にはなっていないと思うんですね。コーンが立てられてますから、当然、その待避所に退避をしようと思ったら、コーンをぶっ飛ばしていかないといけないわけですがけれども、常にそういう状況になっています。ですから、あの狭隘な林道を行き違うときに、ものすごい危険なんですよ。大型車両の10トンダンプは、絶対に避けません。よけないです。もう我が道のごとく、がーって来ますから、こちらのほうがもう路肩ぎりぎりまで車を寄せないと行き違いができないぐらいに危険な状態になっています。朝の生駒から国道25号線に抜けるのに便利なんですけど、その時間帯は、さすがにダンプは通っていませんけれども、ふだんやっぱり日中もあそこ普通車両が通行しますから、そのときがものすごく危険なんですよ。その点については、こういう起業者は、その協定を守っているのかどうかは、私はおそらくこれ守られていないような気がするんですけども、町としては、担当課としては、どこまで確認をされているのかどうか。待避所をつくっているわけですから、その待避所をやっぱり十分利用してですね、普通車両が一般の車両の安全確認のために、やはり起業者のダンプが道をやっぱり譲歩すべきやと思うんですね。かなり連なってきますから、3台、4台一週に。非常に危険です。そのあたりを再度指導をお願いしたいんですが、これ本来は県の問題ですけども、一応町が協定書を結んでいますので、町のほうでの指導のほうをお願いをしたいと思います。

それとですね、産廃は当然混入をされていないという、これも協定書に基づいてやっているわけですがけれども、搬入されるダンプは、上に土が載っていますから、その土の下に何があるかっていうのは、確認できないんですよ。疑わしいときには、検査をするということですね。目視では、産廃は確認されていないので、もし疑問があれば検査をやるということらしいんですけども、これはやっぱり搬入する土砂等についてはですね、その前に一定の検査をした上で、町にその書類をやっぱり出すべきではないかと思うんですが、これは、協定書の第6条の6項ぐらいに関連してくることだと思うんですね。これやっぱり定期的せよ、不定期的にせよ、その搬入する物については、きちっと書類を出させるということが求められてくるんじゃないかと思いますが、その点は

どのように対応していかれるのか、お聞きをしておきたいと思います。

あとですね、路面の部分についてもかなり頻繁に通るといことなんで、いま現在は、修復の方法を変えていただいたので、再度同じような陥没が起きるようなことはないだろうといことなんで、経過観察中といことなんですが、広域農道については、どのような対応をされるんでしょうか。広域農道は、もう別にこの工事車両だけではなくて、ほかの信貴畑の関連のダンプなんかも通ってますけれども、この部分については、どのように対応されるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、順次お答えをいたします。

まず、安全対策でございます。

議員、コーンで仕切ってるというふうに指摘をいただいてるんですけども、私どもの把握してる中では、コーンは、確かに設置はしてるんですけども、一部、当然10トンダンプのスペースの部分は、コーンはオープンにしてるということで、待避所は利用されております。ということで、当然これですね、ダンプの安全対策でございますけども、狭隘区間につきましては、徐行運転ということで指示をされております。また、ドライバー同士で無線で連絡を取り合って、一般車両やあと交互通行ですね、そういったことでスムーズに運行できるという、そういった措置もとられているということでございます。

それと、ダンプですけども、ほとんどがこれ自社所有のダンプ、もしくは子会社の所有のダンプということで、ドライバーも特定をしております。ドライバーにつきましても、当初の計画から変更せずに、当然その交通状況等の熟知したドライバーというようなことも徹底をされているというようなことも聞いておまして、そのようなことで対応されてるということでございます。

今後につきましてはの安全対策につきましては、私どもも現地確認をする中で、もし必要であれば再度指導も行っていきたいなということで対応してまいりたいと考えております。

それと、続きまして産廃の問題でございます。

いまのですね、搬入土砂でございますけども、先ほど申し上げましたように生駒市の壱分町の造成現場からの搬出の土でございます。この土は、地山でございますまして、地山から掘削して積み込んでるところにつきましても、私ども現地確認まで行っておるということなんです。さらに言いますと、現場の中で当然その場内に搬出をされるわけですけども、その搬出土砂についても確認を

しております。ブルで敷きなれしてる、その状況も確認してると。そういった中で、産廃ではないという判断をしておるということでございます。当然、これもし産廃の疑いがあるということになれば、即座に土壤検査等については、指示をしていくという、そのようなことになると。そういうことで考えております。

あと、最後ですけども、路面の状況の修復の関係でございますけども、このですね、運行ルートにつきましては、当然これ生駒方面からということになりますので、今の現時点では、都計西線、さらには鳴川路線、そして西山麓線、それから現在の第3団地の北櫛原389号線という、こういった路線を運行してるといってございまして。現在、議員から御指摘いただいているその北櫛原389号線の路面の破損、これにつきましては、当然のことながら、もともとですね、これは経営農地開発、土地改良区に基づいた、そういった基準に基づく道路であるということでございますので、10トン車対応というのはされておられません。したがって、当然のことながらこの路線を走るとき、10トンが満載で走るとなれば、路面については破損するというのは、もう当然想定をされます。このことにつきましては、現時点では、部分補修ということでは対応をさせていただいておりますけども、全面舗装、全面復旧、そんなことも視野に入れた中で業者指導なり、そういったところは調整をしてみたいと、そのように進めていきたいなと思っております。

あと西山麓線の関係でございますけども、これは、確かに御指摘いただいておりますように、非常にですね、不特定多数の大型車両が通ることになっております。協定書の中では、当然この事業に起因して道路が破損した場合については、事業主の責任において復旧すると、このようになっております。実際に特定できるのかどうかというところがあるかというふうに思うんですけども、実際にいまの事業主の運行が原因で破損したというふうに特定すれば、当然のことながら道路管理者として道路の修復というのは、相手方に要望していくことになるということでございますので、そういう対応をしてみたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長

繁田君。

11番

鳴川林道あたりは徐行運転はしておられて、ドライバー同士でもそういう連携を持ってやっておられるということなんですが、現場は必ずしもそうではないと思います。当然、その協定に基づいてそういう姿勢はお持ちだと思っておりますけれども、現実必ずしもそうではない状況にありますので、その辺は、再度

きちっと指導していただきたいと思います。非常に、繰り返しますが、危険です。

それと、待避所も、これは私が知る範囲で恐縮なんですけれども、待避所を利用されていることは、いままで1回も見たことがありません。だから、そのあたりも再度調査をされてですね、適切な指導をお願いしておきたいと思います。

と、搬入物なんですけれども、搬入物もいまのところそういう一部の宅造の土砂が搬入されているので、危険性はないということなんですけれども、協定書の中では、一応調査、検査ができるということになっているわけですから、危険性はないだろうと思っても、やはり最低そこから搬入するものについては、1回は調査をしておかないといけないと思うんですよね。その上で、いやこれは安全であるということであれば、安全宣言をしていただいたらいいと思うんですが、地山から切った土やから安全だということは、100%は言い切れないと思うので、そのあたりも協定に基づいてきちっと検査をさせてですね、起業者のほうに。書類も平群町のほうに提出を求めていただきたいというふうに思います。

それと、あと町道の櫛原路線については、おっしゃるように10トンダンプで対応できるような路線っていうか、道路状態ではないというのは承知しております。ですから、どこかの段階で全面補修ということも課長おっしゃってたんですけれども、それは、業者の責任できちっとやらせるような方向で協議をしていただきたいと思います。この件については、あとまた今後、継続してですね、その状況の変化についてもまた聞いていきたいと思いますので、再度の御答弁は求めませんが、指摘した部分については、よろしく対応をお願いしておきたいと思います。

では、2点目については以上で終わります。

議長

福祉課長。

福祉課長

それでは、地域包括支援センターの体制整備についてということで、2点にわたって質問をいただきました。

まず1番目、町職員の社会福祉士配置についてでございますが、介護保険法施行規則により保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格保持者を配置することが義務づけられております。有資格者の確保が困難なこともあり、社会福祉士を平群町社協からの出向契約により対応しているところです。議員御指摘のように、多様化するニーズや高齢人口の増大を考えると、町職員とし

て雇用し、体制の強化を図ることも考慮すべきことと考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

2番目に、町民の方に同センターをより活用していただくための対策につきましては、包括支援センターの事業内容を機会あるごとに地域に出向いて啓発をしているところであります。今年度中には、住民皆様に施設の所在が一目でわかるよう、敷地内に包括支援センターの看板を設置をし、啓発に努めていきたいと考えております。

ふれあい交流センターの活用といたしましては、23年度には、はつらつ介護予防事業や介護支援専門員情報交換会を実施をしてまいりました。年間の利用状況としては、まだまだ低い状況ではございます。施設の有効利用を図っていくために、現在プリズムで行っている機能回復訓練をふれあい交流センターで介護予防事業として筋力低下を防ぐ運動や機能回復訓練等、年間を通じて実施をすることができないか、いま現在研究をしているところでございます。

以上でございます。

議長

繁田君。

11番

すみません、再度確認をしておきたいんですけども、町職員として社会福祉士を採用する方向で検討していくという理解でよろしいんでしょうか。現任者は、ことしの4月から着任しておりまして2年で社会福祉協議会のほうにまた帰られるというふうにお聞きをしています。その間に社会福祉士を町職員として採用するという理解でいいのかどうか、再度確認をお願いしたいと思います。

それから、この地域包括支援センターをより知っていただくためにということで、今月中に看板を設置して啓発に努めるという御答弁だったと思うんですけども、地域包括支援センターという呼称がですね、呼び名が先ほども言いましたように非常にお役所的で呼びにくい、なじみにくい呼び名になってると思うんです。それについては、愛称を募集するというところで、かなりの御応募があったというふうにこの資料を拝見すると思うんですけども、もっと親しみやすいような愛称をやっぱり早く決めて、住民の方々に覚えていただくということが大事ではないかと思うんですね。その点については、どういうふうに対応しておられるのか、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

それから、介護予防の事業についても、この交流センターでいろいろ行っていきたいという御答弁だったと思いますけれども、ぜひこれはですね、PTさんはいまプリズムにはいると思うんですけども、そういう方をこちらのほう

に来ていただいて、積極的に予防のための教室も開いていただきたいと思いますし、また、ふだんは、事務所以外のスペースっていうのがほとんど使われていないので、いま隣のかしのき荘は、かなり老人クラブなんかで満杯になっている状況だと思いますので、そのあたりも積極的に使っていただくように今後もPRをしていただきたいと思います。その点については、いかがでしょうか。

議長

福祉課長。

福祉課長

町職員としての雇用ということでございますか。ここで先ほど申しましたように、町職員として雇用する体制を図るということも考慮すべきことというふうに考えてます。これがすべてというふうに、いま現在、担当課の段階では判断できませんので、総合的にこれからの人口増加やいろんなことを含めて考えたときにどうすべきかということについては、考慮すべき項目の一つとして考えているところでございます。

次、看板についてでございます。

これは議員、今月中ということじゃなく今年度中ということで再確認をお願いしたいと思います。

名称でございますが、これは2年にまたがりまして募集をさせていただきました。しかし、幾つも案としては上がってまいりました。しかし、運協の中でも協議をいただいたんですが、適当な愛称になる内容がございませんでして、いろいろ意見を含めてございますが、結果的に、いま現在、それはストップさせていただきました。最終的には、まだ愛称を公募で決めるということについては至っておりませんし、いま現在、これもうやめるということで一たんストップしている状況です。

次に、介護予防事業をこの包括のほうで実施をしていくということについては、先ほども申しましたように、より具体的に進めていく方向で進めてまいりたいと思いますし、かしのき荘のほうにも、利用の関係で言いますとほぼいっぱい状況ではございますが、こちらもちらに足を運びながら介護予防についての勉強なり、皆さんとお話をするということも含めてやらせていただいております。また、逆に包括のほうに来ていただくということについても積極的に訴えているところでございますので、その辺はまた御理解をお願いをしたいというふうに思います。

議長

繁田君。

1 1 番

2点目については、よくわかりました。今後も活用のためにいろいろ対策を講じていただきたいと思いますと思うんですが、1点目については、すごく課長の答弁歯切れが悪いんですね。おっしゃるように、これは町全体の体制の問題にかかわってきますので、福祉課長がこうしますというふうに御答弁できるような内容ではないと思います。町長にお尋ねするんですけれども、今後の介護保険制度を充実させるために、あるいはこれからニーズが多分増大するであろう高齢者対策のかなめとなる地域包括支援センターについてはですね、きちっと社会福祉士を町の職員として採用することによって、体制をととのえていくというお考えをお持ちなのかどうか、お尋ねをします。これは町長答弁してください。

議 長

福祉課長。

福祉課長

申しわけございません。有資格者の募集というのは、確かに困難な部分も含めてございます。その結果、社会福祉協議会からの出向をお願いしているところでございますが、有資格者を雇用しますと、いま現在もそうですが、保健師として雇用した職員を、結果的にこの事業に専念をさせるということになりまして、人事上異動が困難になってきております。確かに議員御指摘のとおり長期的にこの業務に従事すれば、当然仕事については精通してまいりますし、また、住民の皆さんとの人間関係もできてまいりますので、いい部分もある反面、人事上停滞するという部分も含めていま現在生まれております。これは同じことで、主任ケアマネもたまたま保健師が取得して持っていたということがありまして、この任についていただいております。いま現在産休中でございますが。社協からの派遣に伴う社会福祉士についてもそうですが、同じように、議員御指摘のとおりできればいいのかもしれませんが、やっぱり1名の雇用という話になってまいりますと、その職員はその職場、その仕事から動くことができないということで、人事上の停滞も含めて起こる可能性も含めて十分はらんでおります。そういうことを考えますと、複数の職員が存在をし、そのことによって定期的に異動することも含めて考えていかざるを得ない。そうしますと、いま即座に、はい、わかりましたということで1名の有資格者の雇用、正規職員化ということで考えていくということについては、決断できる状況にはございませんので、議員の御指摘のことについても考慮しながら、以後、どういう体制を組んでいくのかということについて、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長

繁田君。

1 1 番

長期的に同じ職場にいたら弊害が出てくるというふうなお考えは、いまお示しになったんですけれども、保育園とか幼稚園とかも、これはもう専門職が必ずそこについてるわけですよ。これ何て呼ぶの、業務独占ではないわ、名称独占っていうんですか、その名称を冠している人しかつけないっていう職業なわけで、ですから、地域包括支援センターっていうものの位置づけを考えたら、やっぱりそういうもんなんですよね。名称独占の専門職がそこに配置をされるべきっていうふうに、だから、法律の中でもそういうふうに規定をされているわけで、で、たまたま平群町の職員さんの中には、社会福祉士がいないために社会福祉協議会から出向してもらっているけれども、出向の人事については、2年で切れるという状態になっているわけですよ。高齢者さんとか介護をしている家族さんとかの、まずとっかかりの相談業務が、この一番大きな業務になるわけなんですけれども、その方たちとコミュニケーションをとるっていうのは、きのうきょう来たからできるというもんじゃないんですよ。やっぱりある一定の期間、人間関係を築いていかないとなかなか本音も引き出せないし、その方たちが必要としているもの、どこでどうサポートしていったらいいのかっていうこともわからないんですよ。だから、地域包括支援センターは、きちっとした体制をとらないといけませんよということ言ってるんですよ。これから、まだどんどんどんどんニーズが高くなっていくわけですから、しかも、多分複雑化していくと思うんですよ。だから、そんな中で、平群町としては、私当初から言ってたんですけれども、いきなり地域包括支援センターって在介支援センターから地域包括に法律が変わってですね、こういう体制を組みなさいっていうふうになった。そのときは、にわかに社会福祉士の採用も無理だったろうから、社会福祉協議会から多分出向させたと思うんですけども、だから、その間に平群町として地域包括支援センターは、どうあるべきかというのをきちっと内部協議すべきやったんじゃないですか。いつまでこういう体制をとっているんですかということ言いたいですよ。だから、町長は、その点どう考えておられるんですか、地域包括支援センターのこれからのあり方について。お考えを、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

議 長

町長。

町 長

地域包括支援センターの体制につきましてですね、どういう体制でいくかということ、まだ決めかねておるところでございまして、今後、体制について

ですね、検討していきたいということでございます。

議長

繁田君。

11番

今後検討されるということで、現任の社会福祉士は、まだあと任期が1年と何カ月間かありますから、その間にしっかりと内部協議をしていただいていますね、これからの高齢社会にきちっと対応できるような体制をとっていただきたいと思います。その点を強く要望して私の一般質問は終わります。

以上です。

議長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号5番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

12番

議長の許可を得ましたので、大きく2点について一般質問をさせていただきます。

第1点目、野菊の里斎場の休場日撤廃をを議題といたします。

現在、平群町において総合スポーツセンターのテニスコートやグラウンド、体育館等において、年末年始の施設利用が実施されております。このことは、多様化するライフスタイルに対応し、町民の利便性と行政サービス向上に努められていることとして評価するものであります。

そこで、私は、町民の方が生活を営まれるため、必要不可欠な施設である野菊の里斎場の年末年始の利用拡充をすべきであると考えます。野菊の里斎場は、平成17年4月開場以来、故人をしのぶ追想の場として運営されております。現在、野菊の里斎場の年末年始の利用については、年末が12月31日午後1時までの火葬受け付けで、1月1日、2日を休場日として年始は1月3日より開場することになっております。しかし、この休場日の設定では、墓地、埋葬等に関する法律第3条におきまして、24時間経過規定により、仮に30日午後1時以降にお亡くなりになった場合には、3日にお通夜をされ、4日に告別式が営まれた後、火葬を行われることになるわけでございます。最短でも5日間、御遺体を安置することになります。このような長時間、御遺体を安置することは、御遺族の意向にそぐわないことやさまざまな負担をおかけすることにもなりかねません。それで、近隣の状況といたしまして、隣の三郷町では、火葬場の休場日は1月1日のみであり、王寺町、河合町、上牧町の3町で共同設置されている斎場施設についても休場日は1月1日のみとなっております。

また、ここ3年間の野菊の里斎場の12月と1月の人体火葬の利用状況は、平成20年度全体で243件、12月は23件、1月は24件、計47件であります。1年を通して見ますと19.3%であります。平均で言いますと月20.25人の方が亡くなるとのわけでございます。平成21年度全体でいきますと267件ありまして、12月は32件、1月は25件、計57件、21.3%、月で平均しますとこの年は22.25人のことになっております。平成22年度、全体で242件、12月は28件、1月は25件、計53件、21.9%、20.16が月平均の亡くなってる数でございます。となっており、年間の利用状況全体から見ても、年末年始の利用は増加傾向にあります。

平群町は広域7カ町の中でも、ことしの4月末現在で65歳以上の高齢化率が28.35%と一番高く、75歳以上の人口も年々増加している現状を見据えたとき、御家族がお亡くなりになった場合において、町行政がしっかりとした対応をすることが町民に対する責務であると考えます。万一の場合に備え、いつどの時期に亡くなられても対応できる施設運営を町が行うことにより、御遺族の方にとっては、安心されることではないでしょうか。そのため、野菊の里斎場の年末年始の利用を拡充すること、具体的には、年末年始の休場日を設けずに施設運営することが必要であると私は考えます。また、管理上、斎場施設の休場日は、3基ある人体火葬炉や施設全体の点検、メンテナンスを行うために設けるべきもので、現在、年始の休場日については、定期点検等の管理を行っているわけではありません。従来、民間の鉄道や路線交通事業など公共サービスは年中無休であり、また、町の水道事業においても何か事故があった場合、対応できる体制となっております。その意味で、いざというときに住民生活に直結する斎場施設については、基本的に年中無休での対応が必要であると私は考えます。休場日を廃止した場合、必要とされる施設の運営等の委託費用等についても、開場日を2日増やすことだけなので、さほど大きな財政負担にならないと考えます。野菊の里斎場の年末年始の利用拡充は、町民の方が安心されることであると十分に御理解いただき、利用拡充に向け町当局の積極的な取り組みされることを考えていただくことをお願いを申し上げます。その点についてお尋ねを申し上げます。

2点目について、土地開発公社の解散について。

平群町土地開発公社については、公有地拡大推進法に関する法律の規定により、昭和48年に設立され、公共事業に必要な用地の先行取得、管理、処分等を行い、基幹施設の整備に寄与してきたところであります。去る11月4日開催されました総務建設委員会において、平成24年度をめぐりに土地開発公社を解散することを盛り込んだ経営健全化に関する計画の見直しが提案されまし

た。それで、開発公社について、これまでの一部の経過について御報告します。

平成16年に土地開発公社の経営健全化のための地方債の発行措置や、また、特別交付税による利子補給が盛り込まれた土地開発公社健全化対策について、総務省より通知がありました。私は、平成16年度に土地開発公社の監事に就任をしておりましたので、先進地として取り組まれている三重県四日市市を訪問し、研修をさせていただきました。そして、土地開発公社の健全化を強く進言し、その結果、町は経営健全化計画を策定し、平成17年3月31日付で奈良県へ計画書を提出、6月30日付で町が公社経営健全化団体の指定を受けるに至りました。実際には、平成12年にも同様の通知があったそうですが、町の財政事情から取り組みは困難であると、健全化計画を策定しなかったという背景もあります。あわせて、これまで土地開発公社が受けている短期融資は、融資期日完了時には、その間の支払い利息を上乗せして、帳簿上の借りかえを行っていましたが、平成19年に融資を受けている金融機関から全額返済や融資期間の利息払いを迫られ、開発公社の経営並びに債務保証を行っている平群町の財政が危機的な状況に陥りましたが、平成17年に公社経営健全化団体の指定を受けていたことから、この事業につきましては、平成21年度で時限立法で終わったわけですが、この5年間に町は、約30億近く、実質29億4,480万円の事業債並びに用地先行取得債の発行が認められ、平群町最大の危機を回避した経緯がございます。確かに平群町のまちづくりにおいて、開発公社は一定の役割を果たしてきましたが、昨今の社会情勢や町の財政状況を考えた場合、積極的な公共用地の確保の必要性が希薄になっていることも否めません。また、現在44筆ある所有地においても、近々の事業化が見込めない用地を開発公社がいつまでも保有することの是非や、帳簿では約18億7,000万を超えるものが実際にどの程度の時価になるのか、どの程度の差損が発生するのか、早い時期に明らかにする必要があると考えております。土地開発公社の解散については、私は、過去の危機を乗り越えて経営健全化を行う上において、私は最後のチャンスであると思っております。基本的に、賛意を示すものでありますが、しかし、解散に向けて危惧される次の点についてお尋ねをいたします。

1、現在の開発公社所有地については、町が第三セクター債等改革推進債を発行して買い取ることにしたいと思います。過日の総務建設委員会では、償還期間は10年、ただし、償還期間10年の延長を申し出る、また、金利については、特別交付税による利子補給があるとの説明を受けております。また、先般開催されました住民説明会でも開発公社解散を想定し、第三セクター債の償還を加味した財政シミュレーションが示されており、実際には、これより1年

前倒しして、平成24年度に第三セクター債の発行を検討し、財政シミュレーションがされているようです。

ここで、私が一番危惧するのは、これからも平群駅周辺整備事業の推進、また幼保一体化施設の建設、小学校再編に関する教育施設の整備改修、公共下水道事業の推進、少子高齢化への対策など、相当額の財政支出が短期間に見込まれる中、本当に財政は大丈夫なのか。再び赤字団体へ転落するようなことはないのかと想定されますが、その点についての見通しをよろしくお願いいたします。

2点目、過日の総務建設委員会で、開発公社の解散に伴い、町が買い戻した土地の事業化を進めるため、事業の代替用地や民間売買、何らかの公共施設用地として活用することといった方向と、開発公社として保有地の事業化ができず、長期保有をするに至った経緯、購入価格と現在の評価額の乖離による損失額などを明らかにするとの説明を受けました。その結果、今回の一般会計補正予算において、公社保有地の鑑定委託料が計上され、今議会で年度内に報告するとの答弁もありました。そこで、今後町が買い戻した土地の具体的な事業計画をいつごろをめどに策定をされますか。

以上、大きくこの2点について、よろしく明快な御答弁をお願いを申し上げます。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

1点目の野菊の里斎場の休場日撤廃をの御質問にお答えいたします。

野菊の里斎場は、平成20年12月よりそれまで休業日としていた12月31日を利用日として拡充を図り、現在では、1月1日、2日の2日間を休業日としています。議員御指摘のように三郷町や王寺、上牧、河合町の一部事務組合など、近隣でも1月1日の1日だけを休業日としている火葬場がございます。野菊の里斎場の過去3年間の利用状況で言いますと、休場日明けの火葬が各年度とも、それぞれ利用がされている状況でございます。このようなことから、平群町の高齢者の人口が増加している現状の中で、住民の方の利便性をより一層図るため、近隣市町村の状況も確認する中で、野菊の里斎場の年始の利用拡充に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

議長

馬本君。

12番

ちょっとね、先ほどそこで詳細についていろいろ質問をしたんですけども、例えば、いまここで総合スポーツセンターのテニスコートとグラウンドとかいうお話も私そこで言いましたけどもね、ほかの公共施設、この公共施設についてはね、この間の12月の平群マイタウンではね、要するに2日間しか総合スポーツセンターのテニスコート、グラウンド、体育館は休みがないわけです、年始年末。条例では10日間。けれども、ここにあるように指定管理者制度になっております。そこは、教育委員会の承認を得て、ね、それは変更できるとうたわれております。それはそれで、私は推進すべきで評価してると言ってるわけでございます。まだ、それ以外に財政的なもんも、ちょっと見ましたけども、2日間の財政って、臨時職員さん、例えば私はもう年末年始なしに1年間休場日を撤廃せえということ言うてるように、財政的にも2日間の金額を調べますと、しれたということではないけども、金額でございます。それよりもね、ちょっといま城課長の答弁が非常に私ショックを受けたわけ。なぜってね、ちょっと認識新たにしてほしい。ほかのこと言いたかったけど。利便性の向上って、果たして野菊の里、それは利便性の施設っていう認識しか持ってないんかいな、それ教えて。私はそういう認識持ってない。

議長

住民生活課長。

住民生活課長

利便性という言葉で申し上げましたが、確かに、お亡くなりになられるということで、御家族にとっては、必要不可欠で緊急を要する対応をしなければならぬところもでございます。そういう点で、できるだけ速やかな対応が図れるような利便の向上ということの意味して、また、私が申し上げたところでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長

馬本君。

12番

あのね、僕の考え方とちょっと違うねんな。要するに、例えば健康増進とかいろんな自分自身の趣味をすとか、スポーツ、これは健康保持増進、いろんな部分ある。けども、だれも亡くなろうと思って亡くなってない。これ利便性の施設違うで。その言葉がちょっと私引っかかってんねん。せやから、年からその休場日をね、いま1日、2日、やっておられますけどもね、撤廃すべきやと、その意味あるんですよ。せやから、いま2回目の答弁していただいたときも利便性って言葉使っていたら。野菊の里は、利便性にある施設違うでということを担当課長、よく認識していただきたい。利便性の施設違うで、住

民の。必ず必要な施設や。最重要課題であった、私も21年、議会議員このかたやらせていただけてますけども、斎場の、火葬場の建設については、最重要課題である、やっとできた。利便性の施設違うってということだけ、それではないということだけ課長、認識しといてな、町長よろしいですな。

そこでね、なぜ僕ね、年中無休にしてほしいってという要望してるの、奈良県下でないと思うわ。大阪はある、大阪はあんなや。地方分権の時代においてね、よそがやってないから平群せえへんのかい、そんなもん違うやろ。住民のやっぱり公共福祉の推進ということは大事やんか。例えばね、いまあなたが20年度に、城課長がね、20年度に要するに3日間、31日か、31日のお休みあったやつを31日休みなしにしたよと、こうおっしゃっていただいた。それでも4日かかんねや。要するに墓地埋葬法に関する法律っていうのは24時間は最低亡くなってから置かんないかん。ということは、先ほど言うたように31日あけていただいたってね、30日の1時以降に亡くなった方は、その施設を利用でけへん。何ででけへん、当たり前やん。31日あいて、よう聞いてね、あいてて、お通夜できますやんか。ほんたら1日、2日はだれもなしで遺体、亡くなった人、置いとくのか。まして霊安室、全部利用でけへんねで。実質上は5日間、最短で住民に、それは考え方やで、いやそれはもう10日間置いておきたいっていう、やっぱり家族もおいでになるかもわからない。けれども一定ね、よそがね、例えばやで、前向きな答えはちょっと言うてもうたで、課長。けれども、先ほど公共施設も全部、まして大みそか、1日になったら電車でも増発便出るくらい違うの、ダイヤに。まして水道、これも皆さん24時間、組合の方が当番制でやってもうてんねやろ、年末年始。でね、これね、はっきり言うときますけどね、課長、課長、いま1日、2日休みも例えば、いや1日だけお休みしますって、もうそんなことやめとこうというのが私の考え。やっぱりね、いざというときに住民に安心していただくのがね、やっぱりこの施設やで。こんな利便性でつくった施設違うで、これ。住民にとって必要不可欠の施設やで、これ。それとね、1日にね、例えばですよ、お休みとするでしょう、課長、ね。ほんたら30日に、よう聞いてね、30日に1時以降にお亡くなりになった方が、31日の夜に、いまさっきも言うたように祭壇組まれへん。何でって、1日はだれもいたはれへん。葬祭場は全部かぎ閉めんねやろう。立ち入り禁止なんやろう、だれ管理すんの。ということはね、実質上は、埋葬法の関係もするなら、もうそんなややこしいこといいからね、僕の一番言いたいの、いざというときの住民の安心のための施設やから、休場日は撤廃すべきやというふうに私は強く訴えたい。けれども、ちょっと一つ残念やったのは、繰り返しますけども、課長は利便性の施設と思われたことは、私自身非常にショ

ックであります。私自身ショックや。利便性の施設違うってこと。そこで、町長、町長のね、一定のお考え、ちょっとできたら御答弁いただけないでしょうか。副町長でも結構でございます。よろしく頼みます。

議 長

町長。

町 長

議員の御質問の趣旨をですね、十分に踏まえまして、年末年始の利用拡充に向けまして、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長

馬本君。

1 2 番

町長、必要不可欠の施設で住民の何十年ね、願いであった施設ですねん、正直な話。いろいろな候補地もいろんな頓挫して、いろいろね、ある程度の理解もいただいて設置された場所でもございます。やっぱりいざというときに住民が安心して生活できる、やっぱりそういう施設でございますので、年中無休の、年中無休と言ったらいかん、年末年始の休場日の撤廃を一つ御理解していただきますように、今後よろしくお願いを申し上げます。

1 点目は、それで結構です。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

議員御質問の2項目め、土地開発公社解散についての御質問にお答えさせていただきます。

厳しい町財政事情にあるこの時期に、第三セクター等改革推進債を発行してまで公社を解散するという点についての意味や意義については、大きく二つの点があるというふうに思っております。

まず一つは、金融機関からの借り入れに対し、着実に安定的な負債の償却が可能となることとあります。これは、先ほど議員からも御質問の中にも触れられていた点ではないかなと思います。

それから、もう一つは、包括的に起債許可を得ることができ、国からの財政支援も期待できるという点でございます。御承知のとおり、全国的にも抜本的な改革が増えてきている公社問題につきましては、この第三セクター債が最後の機会、最後のチャンスであるということで、発行することによります地方交付税措置としてといった財政支援の措置は、今後はなくなるというふうにあります。これらのことから、平成25年度までには、この三セク債を活

用して公社を解散するべきところであるというふうに考えております。

さて、そこで1点目の三セク債を、この三セク債を発行した場合の財政見通しについてでございます。三セク債の制度は、先ほどもありましたように10年償還を基本としたものであります。特に、財政健全化比率を上回って悪化する財政見通しとなる場合には、その期間を延長することも可能というふうに聞いております。ただ、御承知のとおり、むやみに償還期間を延長することが是というふうには思っておりません。そのことによりまして利息負担が増加するというとも言えますので、負担を将来に残すことにもなりませんので、安直に期間延長するってということについても、慎重にその発行期間の限度の見きわめをしていかなければならないというふうに考えております。

こうした観点に立って、今後の中長期のシミュレーション設定につきましては、これまでに発行しております土地開発公社用地買い戻しの地方債償還等々に加え、現在、計画をしております駅周辺整備事業や下水道整備事業、さらには、学校再編事業、幼稚園の建てかえ事業等々、これら取り組まなければならないというふうにしております諸課題にも対応した上で、財政として持ちこたえられるシミュレーションの設計と財政運営を心がけていかなければならないというふうに考えております。

次に、2点目で御質問の買い戻した用地の活用方法についてでございます。

議員御着目のとおり、ある意味、今後このことが将来的に町全体として非常に大きな重要な課題になってくるというふうに思っております。平成22年度に策定の公社経営健全化計画におきましても、保有地の利活用方針につきましては、民間売却、あるいは代替地としての活用、あるいは買い戻した上で事業化というふうに大きく三つに仕分けをしております。方向性としましては、この計画を基本に考えてまいりたいというふうに思っています。いずれにしましても、国に三セク債の発行要望していく上で、これら償還期間や買い戻した土地、用地の活用方針についてもある一定定めておかなければならないというふうに思っております。広く住民理解を得る上でも解散の妥当性や町の財政負担、用地の利活用を盛り込んだ公社解散プランの策定は、不可避であるというふうに考えております。なお、その時期につきましてはですが、公社解散の目標年度としております平成25年度までのなるべく早い段階で策定をしなければならないというふうに考えております。これにつきましては、適宜、議会のほうにもお示ししていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長

馬本君。

12番

まず、1点目についてのね、僕の本当に財政は大丈夫なのか、再び赤字団体のような、転落するようなことのようなことはないのかというふうにお聞きしていただいたんですけども、明確な御答弁言っていただけてないような感じします。というのは、そこで一つね、ちょっと気になりましてんけどね、課長、この間総務建設委員会では、第三セクター債は、年間2億ほど公債費計上せねばならないと、非常に財政的に厳しいということで20年、あと10年延長したいというふうな行政側の御答弁もいただいた。しかし、きょうはまたここ違うねん。むやみに延長することが、ね、後年度負担になるし、また金利もね、ようけ払わなければならないと、こうおっしゃっている。ちょっと僕そこわからへんね。こないだ総務委員会でおっしゃっていることとちょっと違う。

だから、それはそれとしてね、財政的なことの、僕非常に危惧してるのはね、町長がね、町財政の現状と展望で、これ住民説明会をされたこの資料ね、町長、これございますね。この資料を見ると、シミュレーションを見るとね、例えばね、これ前倒しにいきますとね、実質収支がね、24年度に例えば解散の第三セクター債が発行されればね、これ25年からいくわけやね。お支払いは、基本的にね、公債費は。このシミュレーション見とったら、これ前倒しにした場合、26年度からになってんねけど、この間は25年って総務建設委員会でおっしゃった。それからいくとね、27年度、例えば2億を1億に、要するに公債費を延長していただいた場合ね、それでいくとね、27年度には実質収支、これ2億の計算やから、2億7,900万の一定のこれ赤出るわけや。それ1億引いたって1億7,900万、どっちが赤出るねん。赤出てますね、総務財政課長。僕、これ一番心配してんねん。

なぜって言うとな、ちょっと僕言うたけどね、いまことし住民の要するに固定資産税税率アップも負担もおかけしてます。そして、国のほうから交付金、特別交付金、活性化交付金とかいろいろ交付金いただきました。課長よう考えてね。これ17年度にね、言葉悪いですよ。金融機関ね、貸しはがしって言葉悪いでっせ、えらい言葉言いますけどね、あったときね、これ30億の5年間でね、先行取得債並びに事業債を発行してはんねん、約30億やで。5年間で健全化計画の指定を受けたからでけたわけや。このときが平群町最大なる危機。危機下やった。私も一部監査の関係でちょっと知ってたし、いろいろちょっと勉強してた。いままで金融機関、ある金融機関は、うん十億全部返しなさい、これ来てましたよ。もしくは、いままでの金利ね、全部返しなさい。それで、開発公社どないしたか。違う金融機関にお願いした。金融機関はどない言うた。開発公社の融資は、これ以上、開発公社にできません。全部アウト。大変やっ

たんや。それが平群町の最大の危機やった、あのとき。けれども、おかげさんで健全化計画の指定受けてたから、この5年間いけて事業債も発行でき、先行取得債、これがいまやってる駅周辺整備事業ね、今度は教育債に変更したり、いろいろ対応していただいてるんです。

そこでね、今度第三セクター債や、これ。そうでっしゃろ、今度もう最後やと私は思うてる、私はですよ、私は賛意してんで、これ。賛同してんねん、すべきやと私は思うで。これ間違うたら大変なことになんねん。あのときに正直な話、16年度のときに17年度に対する健全化計画間違うてたら、平群町は、言葉悪いでっせ、いまあらへんで。おれはそう思うてる。金融機関何言うたか、裁判する、告訴するってまで言われたんや。全部知ってまっせ、わし。開発公社を告訴する、債務負担行為やっとするの平群町や。せやから30億や、その当時。大変や。せやから、しかしや、今度第三セクター、これ解散する予定ってこの間言わはったけども、一番危惧してるの、まずな、一般で財政上な、これまずいけるかっていうこと。けれども、僕一番残念にいま思ったのは、総務財政課長、いま延長することは、これはええか悪いかわからへんっていうようなことを言うてくれはったさかい非常に不安です。総務建設委員会では、20年間延長するよう努力しますと、こう言うて、たしか副町長言うてくれはったん違うかな、ね。平準化と言うて悪いけども、財政上、シミュレーションから見るとね。この平群町に出した、この町のシミュレーションは2億円の10年間の返還の計画や。にも赤字出ていくねん。せやから、そこでね、この見通し大変やと思うんやけど、僕はできてね、正直な話ね、延長はしてほしいです、僕の考えは。できれば20年してほしい。金利が負担云々っていうけども、金利を言うてる時期ではないというふうに私思います。16年度の金融機関の開発公社に対応したときのことを思うと大変です。いまから思うたらぞっとします。

それとね、僕の要望ですよ、それとね、財政ね、本当にきちっとね、シミュレーションちゃんとしてほしいねん。なぜならばね、次の問題にかかんねけど、利活用とかいろんな問題があんねん、今後。要するに、これはどういうこの開発公社が土地が経緯で買われたか、ね。町は、どういうやつを買い戻しするんやと。それ町が今度は買い戻ししやんないかんからね、それから解散の話やからな。どっちにしる、まずそういうことやろう。

そこでや、24年度のね、今度予算にね、総務財政課長、これね、第三セクター債ね、これこの間総務建設委員会のあの中で、ここに今後のこと書いてくれてあんねん。24年度に予算計上、予算、24年度の予算の議決と、こう書いてある。これ、しはんのか、しはらへんのかな、話もう1回確認して、それとね、ほんたら議会のおまえ、議員のハードルあらへんやないか、絶対そんな

ことない。思えへん。要するに、ここにも説明いただいたように、ここやな、債務放棄する、損益ね、差額。救済、求償権と公社の弁済との間に差額が発生した場合は、町がその差額部分について債務放棄をすると。これ議会の議決絶対要りますねん。せやから、僕が言いたいのは、要するに、町としては、平行して第三セクター債、解散に向けて進んでいく、また、予算上は計上して、平行して進んでいく、一日も早く、1年よりも早くしたいという意向を持っておられるようにわしは思うねん。なぜって言ったら、町長が説明会しはった案件より1年前倒して総務建設委員会で解散の予定の段取りしたはるわけやろ、スケジュール的に。だから、そこら辺はどうまず思う。

そこでや。2番目に質問してるのが大事なんです。具体的なやつをしてくれて言うねん。これが非常に難しいねん。これは時間かかるってわかってますねん。県は今年度中には、絶対できませんよ、これ。無理です。鑑定士さんを入れて、それで実勢価格何ぼぐらいって、そっからの始まりや。せやから、すぐにでけへんっていうことも一定わかってんねけども、僕の言いたいのは、手続上、解散に向けての手続上は、予算上とそっちの関係との平行、また県とのやりとりの関係ね、そこら辺は、どのようなスケジュールでやっていかはんのかなというのを、非常に具体策を出す上においてもね、非常に聞きたいとここでございます。行政側の考え方が聞きたいと思う。この間、総務建設委員会ではそんな話出てないからな。せやけど、議会としては、ハードルをたくさん、行政側にとっては解散に向けての議会の議決の要るからな、いろんなハードルありますので。そこはそこで、また議会として審議されたらいいことであってね、そこら辺のスケジュールは、本当にどう思ってるの、総務財政課長。

それと、もう一つ財政のことだけ言うてな、具体的に私心配してんねで。一つの質問、第1回目の質問な、財政的にどうなんやと、見通しはって言うてくれたけど、簡単明瞭でええから言うて。

それで2点目は、そのスケジュール云々について、具体策つくるに於けるスケジュールと県とのやりとり、町の考え方、議会とのスケジュール、そこら辺もちょっと言うてくれへん。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

まず、1点目の財政的に持ちこたえることができるのかっていうことを簡潔明瞭にっていうふうになんですけども、なかなか簡潔明瞭に答えるっていうのは、非常に難しいかなというふうに思います。

御承知のとおり、当然その財政シミュレーションっていうのは、生き物です

んで、先々どうなっていくかっていうのは、だれにもわからない部分がありますんで、いま現状の状況からしての話っていう前置きになりますけども、基本的には、財政が持ちこたえられる、そういうシミュレーションをつくっていきたいっていうふうに思ってます。先ほどからおっしゃっていただきましたように、絶対にやっぱりこれ失敗は許されないっていうか、というのは、町財政は、御承知のとおり、もう基金がほとんど現在ございません。したがって、失敗して赤字にばんとなったら、マイナスを出せば、そのことがすなわち実質赤字につながってくる可能性がありますので、そういう意味じゃあ非常に慎重にシミュレーションをしていかなければならないっていうふうに考えてます。

ただ、先ほどの償還期間の延長の話です。ちょっと私の答弁の仕方がまずかったのかな、わからないんですけども、償還期間の延長はしなければならないというふうに思ってます。ただ、安直に、むやみについていうことを申し上げただけでございまして、将来の負担を含めて、財政が持ちこたえられるっていうふうに考えられる、そういう範囲の中でやっていきたいというふうに思ってます。

それから、解散までのスケジュールとしてです。

まず、1点目、この間の総務建設委員会の中でもお願いっていうか、報告させてもらったとおりで、できましたらソフトとしましては、平成24年度の予算、三セク債の借り入れ予算を目指したいというふうにただいまのところは考えております。手続上につきましては、これもこの間のお話と重複しますが、24年度には三セク債を借り入れて、25年度には、解散に向けた手続に入っていくというふうなことで、その間、いろいろ議会とも調整もしなければなりませんし、議決をもらわなければならない、ハードル、障害と言いますか、課題がたくさんございます。そういったことと同時に、住民への説明もしていかなければなりませんので、町としては、可能な限り情報をディスクローズしていくっていうか、住民の皆さんにもある情報については、お伝えしていくっていうふうな姿勢で今後の想定スケジュールを考えていきたいというふうに考えております。

議 長

馬本君。

12番

僕の、課長いまおっしゃったけどね、そのね、基金は1億しかない、財政調整基金。あなた、私言わへんかったけどね。それ常に思っててん。補てんする金が10億でもね、財政調整基金あったらね、それはよろしいやんか。1億しかない、いまのこの間、この12月議会を出してもうたね、1億しかない。せやから余計心配します。ひとつそういうことを兼ねてね、持ちこたえられるよ

うなシミュレーションをしていただきたいと、それはもうお願いを、努力してください。何とかそれは、努力してください。絶対やってくださいよ。努力違って、これは後戻りでけへんね。何でってね、よう考えてね。前回は、5年間で30億の、例えば事業債になったやつは、これは別としてもね。30億のね、健全化計画してるわけや。ほんたら今度は19億、約50億や、そうやろう。返済もこれ出てくるんや、みんな。今度の19億8,000万が、それだけ違うねんで。30億の分もあんなで、この17年度から健全化計画に至ったときに、指定をいただいたとき30億買うてますから。そこら辺もよう兼ねてね、お願いする。

それとね、今回の予算もね、23年度予算もね、一番心配してるの開発公社に対する金利な、4,000万町から補助金出してるやん、違うの。それで、町は留保資金で600万かな、計上されてるやん。これ開発公社も留保資金あんまりあらへんねや。いま町の23年度予算から4,000万の補助金を、金利の補助金やで、出しておるわけや。そういう点も包含しね、これはもう勇気ある決断要ったと思うし、行政がこの間総務建設委員会開いてくれはったときの提案はね、勇気ある決断されたなというふうに思います。

その点も踏まえて、それとな、これだけ一番気つけてや。これね、これだけ。事業代替用地や民間売買、何らかの公共施設用地として活用するに至った方向と、開発公社と保有地の事業ができず、長期保有地に至った経過、購入価格と現在の評価額の乖離による損失額を明らかにする。これだけは、きちっとやってね。これは、きちっとしやんな住民の納得得られへんで。そういうことで、長々なりましたけども、基金がたくさんあればね、私こういうことあえてね、もう20年やったら20年、10年でお支払いしたらええというふうに言うねけど、そういうことも兼ねて、財政もこれから厳しいと思いますけども、この開発公社の要するに解散については、基本的に私は賛意をしておりますので、ひとつ町長初め副町長、担当課長、主幹、ひとつ相当なパワーとエネルギーとかがかりますんで、それと議会には、常に御報告もしていただいて、御審議していただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時16分)

再 開 （午後 1時30分）

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をします。

（ブー）

議 長

発言番号6番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

3 番

許可をいただきましたので、いまから1点だけ質問をさせていただきます。

平群駅周辺区画整理事業の進捗状況と仮換地についてでございます。

日増しに事業の進捗状況が目につくようになって、関係者の努力に感謝しております。しかし、私の思っていたイメージと違っているので、質問をいたします。

事業認可される時点では、駅前に立派な大きな看板があり、いつの間にかそれがなくなっている。この看板によると、駅前には、高層建物があり、その一部分に、1階部分には店舗つき住宅が張りついて、噴水のあるロータリーのイメージの図であったように思います。

ところが、駅前仮換地状況を見ますと、私の思っていた換地の配置とは違っているように思うので、次の項目について説明をいたします。

一つ目、看板に出ている駅前の大きな店舗つき住宅は、どこへいくのですか。

2番目、駅前センター地区Aにも町有地があったが、どの位置になるのですか。

3番目、駅前から離れた場所の保留地は、売却できない危険性がある。減歩から生まれた公園、道路の拡幅部分、ロータリーなどの工事費用は、事業費、補助金、交付金のほか、清算時の売却金を充てられるようですが、坪当たり単価は、どのように考えているのですか、お尋ねします。損害を受けるのは、組合員はもちろん、たくさんの土地を持っていられる平群町にあるのです。

4番目、減歩によって生み出された保留地を1等場所に換地していただきたい。

5番目、進捗状況は、どうなっていますか。本事業の竣工は、平成29年度と聞いていますが、予定どおり完成できますか。また、1年遅れた場合、どれだけの支出増になるのか、その内容を説明してください。

また、仮設道路の交通安全について、昼間は交通整理員が案内しているが、夜になると真っ暗になり、照明や街路灯、民家の灯火もなく真っ暗やみです。仮の照明灯を設置して交通安全を図っていただきたい。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

経済建設課参事。

経済建設課参事

それでは、奥田議員からいただいております平群駅の進捗状況と仮換地について、5点の質問にお答えをさせていただきます。

まず、駅前に設置されておりました看板の件でございます。これにつきましては、平成20年に平群駅西土地区画整理組合が水と緑と夢、次世代へ受け継ぐ風景として人と人をつなぐ、人を守る、人をつくるを基本コンセプトとして作成されました、あくまでもイメージパースでございます。中で描かれています店舗つき住宅等につきましては、換地を受けた地権者の方々がそれぞれの目的、それぞれのニーズに応じて土地利用が図られるというのが基本になってまいります。そのために、町といたしましては、平群は平群町の玄関口でありまして、吉新地区は、平群の中心であることから中心市街地の活性化及び将来のまちづくりに欠かせない事業として駅周辺整備事業に取り組んでおり、平群駅前におきましては、特に、都市計画の中で用途地域を近隣商業地域と定め、同時に高さ制限、地区計画をも定めまして、地域の活性化に向けた誘導作業を行ってきております。今後も引き続き、組合とも連携を図りながら10年、20年先のまちづくりに向けて努力をしております。

2点目のセンター地区Aにありました町有地の御質問でございます。

駅前にありました用地につきましては、小学校の換地に使う予定で仮換地の作業が進められております。

3点目、事業費に基づきます売却単価の問題でございます。

特に、保留地関係の質問でございますが、現在、すべての仮換地がまだ終わってございません。そういうことから、現時点では、事業計画に基づく区域内の平均単価10万7,500円、これが平米単価でございます。坪当たり直しますと35万5,000円というのが現在のところ基準となっております。

4番目、保留地を一等地にということでございます。

直接事業費に影響を及ぼすということから、事業計画当時において駅前センター地区B、現在の幼稚園の区域でございます、に一括換地を行い、売却をする予定で現在も進められております。引き続き慎重に場所等の換地計画を定められますよう、組合との協議を進めてまいります。

5点目でございます。事業進捗はどうかという問題でございます。

現在、予算を繰り越しをしている状況から見ますと、約半年近くの遅れを来しているというのが組合内協議での確認事項でございます。毎年毎年少しずつ

努力を積み重ね、繰り越し予算の執行を含めて予定どおり事業完了が見られますよう、取り組みが進められております。

また、1年遅れた場合の支出はという御質問でございますが、現在の人数、現体制で1年事業期間を延伸した場合ですと、約4,000万円程度の事務局運営費がかかってまいります。事業の終盤になりますと、事業の事務局の縮小もありまして、費用も縮減されるということで御理解をお願いいたします。

最後に、仮設道の安全対策にかかわる御質問でございます。

この問題につきましては、議員の6月議会でも御質問をいただきまして、安全対策に注意を払いながら取り組みを進めてまいりました。仮設道につきましては、昼間の通行どめの時間帯に迂回路として利用していただくために、案内板の設置や誘導員の配置を行い、安全に駅へのアクセスを確保するものでございます。通行どめが解除されますと、現道への振りかえと誘導を行っている現状でありますので、夜間につきましては、現道の利用ということで仮設道全線の仮照明につきましては、大変無理があるということで御理解をいただきますよう、お願いいたします。

また、今後の工事につきましても、工事予告の明確化、案内看板の設置、ガードマンの配置等につきましては、厳しく指示をいたしますので、御理解と御協力をお願いします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

奥田君。

3番

質問のとおり、きっちりと答えてくださったように思います。

しかし、補足して聞きますと、1番目は、だれしもが思ったように立派な看板で、いまで言うたら、私は絵にかいたもちのような感じでございます。やはり駅前には、看板のとおり高層であって1階に店舗つき住宅を希望しておりました。それが、いま建築の過程を見ますと、もとにおられた方がほとんど何や平屋のような建物の感じでございまして、ほんまに僕のイメージとは違ったように感じております。1番、そうですね。

それと、2番目については、センターA、あの地区には、センターAとセンターBとセンターCがあります。これはみな区画整理の定義にもありますように、A、B、Cというのは、将来繁華街にするように努力せよということで、マー جان屋やとかいろんなもんは規制されて、商売が繁盛、にぎやかになるというふうな目的で定められてると思います。それなのに、現状では、ちょっと物足らんなと思います。先ほど課長言われたように、将来においては、それ

は、またいろいろなにぎわいのあるまちになるでしょうけれども、いまの感じの建築では、そんなような感じをします。

3番目については、保留地、これはまだ清算も済んでおりませんから、単価は、そら一様に決められません。しかし、いまの換地図を見ますと、例えば50坪あって横に細長い土地があるの、これ何やって言うたら、これは、追加で買ってもらう分やと。値段何ぼやと言うたら、わかりませんということです。将来、急に高くなって、こんなもんよう買わんとなったら、結局その土地は、ウナギの寝床のようにして永久に残っていくということになる。僕もそういうふうなことを大阪のほうでも聞いておりましたけども、そんなようなことはならないかなと思って心配しております。できるだけみなその隣地の人を買ってもらうようにということ。

それから4番目の保留地を一等場所につくると。いま幼稚園のほうで保留地を集会的にっていうことを聞きましたけれども、果たして幼稚園は、業者が食らいつくようないい土地に当たるのかどうか。いつまででも売れなかったら、清算金は少なくなり、その事業費が生み出せんことになる危険があるので、できるだけ僕のいま言うた一等場所というのは、ちょっと幼稚園よりもうちょっと少しのところを考えておりました。

それから5番目の進捗状況についてですけれども、1年遅れたら4,000万、これ2年、5年と遅れたら、もう億近くの金額が増加してくると思います。せやから、やはり遅れんように、できるだけ国や県のほうへも働きかけてですね、補助金や交付金を十分に取って、これは特殊なまちづくりやからということで、魅力ある平群町の街路事業やと思いますので、もう一生懸命に国、県のほうへお願いしたいと思います。

以上です。そのことについてちょっとまた補足お願いします。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

まず、絵にかいたもちの看板の御指摘でございます。

現在、換地をして仮換地を指定した年度でございます。仮換地指定をするのは、地権者の個人の土地でございますんで、それが即ビルが建つ、あるいは利用されるというところまでは、現在では至らないという状況だと御理解をお願いしたいと思います。ただ、私どもにとって町のほうでも地区計画を定めてまして、最低敷地500、あるいはB地区ですと最低敷地900ということで、大きな土地で利用していただくように誘導作業をしておりますので、奥田議員御承知のように、大阪等、滋賀県の栗東でもそうですけども、5年ないし3年

の間で大きく駅前が変わるという事例も出てますんで、今後の話し合いや地権者の考え方、目的に応じて平群駅前が、駅前にふさわしい駅前になるように私たちも協力をしていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の保留地の問題でございます。

いま奥田議員がおっしゃったウナギの寝床云々というやつは、おそらくつけ保留地の分やというふうに理解をします。これにつきましては、個人さんがこの機会に土地を増やしたいという方に10坪ないし20坪をつけたものでございます。この関係でウナギの寝床になってるというふうに御理解お願いいたします。これにつきましては、いまの事業計画の単価で説明をして了解を得てつけ換地をするという状況でございます。最終すべての換地が終わりますと、評価をとりまして、組合のほうで評価委員会もしてもらいまして、最終単価が決まりますので、現時点では、事業計画上の基本単価で仮に清算を行うという形をとらせていただいている。ウナギの寝床部分のつけ保留地につきましては、それぞれの地権者の方に概算の値段を言いまして御理解を得ていただいているというふうにお願ひしたいと思ひます。

それから、5番目の遅れないようにということでございます。

あくまでも現体制と現人数でいけば4,000万ということになってまいります。ここ数年、27年度、28年度ぐらいが最も人数的にも資金的にも必要な年度になってまいります。これが1年2年ないし遅れていくということになりますと、職員の数あるいは事務局員の数も減ってまいりますんで、一概には言えませんが、もう少し安価になってくるだろう。ただ、おっしゃってますように遅れるというのは、いずれにしても費用負担がかかってまいります。そういう意味では、事業計画に基づきまして繰り越し予算の執行と、できるだけ遅れないように連絡調整を図りながら事業を最大限進めていくということで、組合のほうとも十分協議をしてまいります。

以上、3点御答弁させていただきます。

議長

奥田君。

3番

もう一つ、その内容、4,000万、なぜかかるんか。コンサルの料金やとか、いろんなちょっと大まかでもよろしいですけど、4,000万の内訳をお願いします。

そして、つけ保留地については、それは、その時点では私が買いますというふうに契約されてるんだらうと思ひます。しかし、清算の時点になって、いやここはそんなどころやあらへん、もっと高くなる、倍ぐらいになるぞと言われ

たら、それ放棄された場合は、永久にウナギの寝床として残るんじゃないかという危険もあります。

そして、ほかにもようけあったけどそれぐらいで、ほんで旧の南都銀行から駅前までの道路は、いつ完成するんですか、再度お願いします。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

1点目の保留地のウナギの寝床の問題ですけども、保留地につきましては、家が建築されるときにこれは必要になってまいります。そういうことから、契約をしまして、仮で現金をいただいて、組合から使用許可を出すという形をとっておりますので、つけた保留地につきましては、仮にもうお金を、現金をいただいております。そうしないと家が建てられないという仕組みになってございます。ちょっとすみません、法律の名前忘れましたが、お金をいただく契約をいたしまして、お金をもらいまして、それをもって組合から建築可能の許可を出すということになってますんで、そういう方法になってますから、後になって要らないということにはならないよう仕組みになってございます。

それと、事務局の4,000万の内訳ですけども、約1,000万というのが施工管理の金になってございます。約あと2,500万程度がコンサル料、あと500万程度が事務局の施設管理費等の需要費関係等の内訳になっているということで、概算でよろしく願いいたします。

それから、最後になりますけど、旧の南都銀行の路線でございますが、今後、12月の中ごろから大阪ガスの管の敷設工事が始まってまいります。それが終わりましたら即本体の道路、地区の各工事を進めてまいります。ちょっと大阪ガスの最終の完了まで、まだいただいてませんけども、大阪ガス本体工事を入れまして3月、年度までにすべて完了させて6メートル道路を駅前のとこへつなぐということで現在取り組みがされておられ、調整もされておるところでございます。

以上です。

議長

奥田君。

3番

僕の質問はこれで終わります。よくわかりました。よろしく頼みますわ。

議長

それでは、奥田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号7番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。

森田君。

4 番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり質問いたします。

まず、最初は、住民の幸福度を高める施策についてであります。

先のブータン国王、妃殿下の来日で、国民全体の幸福度を示す尺度として国民総幸福量、グロス・ナショナル・ハピネス、GNHが注目されております。このGNHの概念は、金銭的、物質的豊かさを目指すのではなく、精神的な豊かさ、つまり幸福を目指すべきだという考えであります。この考えで心理的幸福、健康、教育、文化、環境、コミュニティー、よい統治、生活水準、自分の時間の使い方という九つの構成要素を指標にしており、ブータン政府が4年前の2007年に行った国勢調査によりますと、国民の9割の人が幸福と回答したようであります。

そして、世界一幸福な国はどこかと言いますと、大学やシンクタンクの調査によりますと、1位がデンマークであったり、コスタリカであったり、ニュージーランドであったりします。これは、違った構成要素、指標で幸福をとらえているからであります。

日本においても10月に法政大学の坂本光司教授によって47都道府県ランキングが発表され、1位は福井県、2位は富山県、3位は石川県と上位3位は北陸であることが興味深く思います。幸福については、個人差があり、概念や価値観や構成要素などによって変わるものであります。本町は、他の自治体に比べて優位性のある幸福を柱に魅力的なまちにすることが、人口が増え、まちの活性が図れるのではないかと思います。本町も現在策定中の第5次総合計画に、心の幸福度を重きに置いた平群の魅力あるまちづくりとして、町独自の平群町民幸福度を指標にとり入れられてはいかがでしょうか。

そこで、このような幸福度については、東京の荒川区では、幸福度と政策の連動を目指す荒川区民総幸福度GAHを進めております。また、政府もGDP、GNPなどの経済指標ではかれない国民の豊かさをあらかず幸福度指数の試算が12月5日に公表されました。この試算では、経済規模ではなく心の幸福感を基本として経済社会状況、心身の健康、家族や社会との関係の三つの指標を設定して、個別のデータをもとに幸せを数値化しております。

次に、住民が安心して暮らせる消防体制についてであります。

本町は、自然災害や火災事故によって住民の生命、財産を守る責務があります。何を差し置いても住民の生命、財産を守るための施策を講じる責任があると思います。プライオリティーが高く、優先順位が高く、私は、一番ではないかと思っております。そこで、住民が安心して暮らせる消防体制について、5

点お尋ねします。

1点目は、火災をなくす啓蒙運動のことです。

火災については、消防署の所管で、町の範疇でないことは重々わかっております。しかし、平群町では、平成19年の4件の火災、20年度には5件、21年度は4件、22年度は11件火災が発生しております。平成19年の火災では、不幸にしても2名の方がお亡くなりになりました。昔は、火災を出すと地域コミュニティから仲間外れになると聞いております。住民が火災を出さないように、また、火災が発生しても早期発見につながる、住宅用火災警報器が有効だと言われております。住宅火災で逃げ遅れて死亡する人の割合は、6割以上あると言われていたことから、2006年6月、改正消防法で既存の住宅にも火災警報器の設置が義務づけられました。平群町は、高齢化が高く、住民にとって高齢者に住宅用火災報知器を設置、もっとPRしてはいかがでしょうか。住宅用火災報知器の設置につきましては、町広報紙、ホームページだけではなく地域自主防災連絡協議会の総会、春、秋の全国火災予防週間でもPRしていただいていると思いますが、西和消防署管内の設置率が5.2%、平群町の設置率は3.3%と2ポイントも低いことが気になります。

2点目は、自警団と自主防災組織のことです。

自警団は、火災、水害、盗難を防ぐため、地域住民による任意団体であります。また、自主防災組織は、災害基本法に基づくものであります。これまた自警団と同様、地域住民による任意組織であります。平群町には、自警団が5団体ですが、自主防災組織の組織はどのようになっていますでしょうか。また、自主防災組織の組織率を100%にする目標年次は、いつごろに設定しているのか、お尋ねします。

3点目は、消防団のことです。

東日本大震災や台風12号で大きな被害が出た地域では、住民の避難誘導、行方不明の捜査、避難地域の警備など消防団が大活躍しました。消防団の起源は、江戸時代のまち火消しや農山村の若者組にさかのぼるようですが、現在は、消防組織法に基づき、団員は、ほかに職業を持ち、火災や災害時に出動する消防団であります。団員は、わずかな報酬は出るものの、実質的にはボランティアと言える存在であります。全国の消防団は、1987年には約100万人あったものが、現在は88万人程度まで減少しているようでございます。本町には、消防団のほかに常備消防機関として西和消防本部や消防署があるものの、地域に根差した活動を行う消防団は不可欠でございます。本町には、消防団が第1、第2、第3分団の3分団で組織されておりますが、団員は、高齢化や兼業農家によって減少しているようであります。しかし、消防団は、自然

災害や火災発生時に消防署や警察と連携して住民の生命、財産を守ってくれる崇高な任務のある消防団の充実が求められています。町は、消防団員の充実についてどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねします。この問題につきましては、平成20年9月議会で他の議員から一般質問しております。その後、具体的な進捗状況についてどのように取り組まれたのですか。

4点目は、消防水利弱点地域のことです。

先ほど申し上げましたように、平成19年に竜田川ネオポリスで死者2名を出す痛ましい火災が発生したことから、消防水利弱点地域解消のため竜田川ネオポリスに防火水槽が設置され、昨年度は椹原に道路下に防火水槽が設置され、本年度は、春日丘に防火水槽が設置されることになっております。

そこで、消防水利弱点地域は、現在どことどこで、それらのすべての弱点地域解消のための具体的なスケジュールはどのようになっているのか、お尋ねします。

5点目は、消火訓練のことです。

南、北小学校や中学校の防災訓練が実施されましたが、担当職員の御努力です。防災意識の高揚に努めていることは、高く敬意をあらわしたいと思います。しかし、小学校の防災訓練では、自治会がまたがっている、また、避難場所が小学校から遠いので参加者が少なかったと私には映りました。そのことから、もっとエリアを絞り、狭い範囲で消火訓練を行うよう自治会や西和消防に働きかけてはいかがですか。そうすることで、地域住民の方が消火栓の位置、消火栓の使い方などが周知できるわけです。また、消火栓の点検にもなることになります。私の住んでおります春日丘では、数年前に消火栓ボックスにおさめられておりましたホースの筒先が盗難に遭いました。筒先がなければ消火活動はできません。新聞によりますと全国的に筒先が盗難に遭ってる事案が報道されております。本当に物騒がせな世の中になっております。

最後に、駅周辺による税収効果についてであります。

これにつきましては、先ほど奥田議員から質問がありましたが、重複する箇所があると思いますが、確認の意味も含めて質問させていただきます。

駅周事業は、平成29年度の完成に向けて組合施行によって土地区画整理事業が進められております。現在、道路や公共下水道等の工事のため、国道168号線、平群駅前間の道路が仮設になっております。そのため、国道168号線から平群駅方面に入る入り口がわかりにくい。また、道路がしょっちゅう変わる、不便を強いられております。そして、路面が砂利敷きのため、ほこりっぽく路面がでこぼこになっておりますことから、安全面にも問題があります。このことにつきましては、先ほど御答弁いただいておりますが、もう一度答え

ていただきたいと思います。

駅周事業そのものは、組合施行で、工事そのものは、組合の責任で施工、実施されておりますので、町の財政負担が増えたり、完成時期が遅れたりしない限り、私から何も申し上げることはございませんが、平成21年の住民説明会の資料によりますと、平成22年度から少額ですが、税収効果が記載されております。また、住民説明会の中の建物完成予想図は、立派な建物が描かれております。現在、住宅が8棟でしたか9棟でしたか建設中で、計画中の建物もせいぜい3階建てぐらいだというふうにお聞きしております。あまりにもギャップが大きいように私には思えます。そこで、住民説明会に示された資料のような税収効果、駅周事業によって町財政にいつから、幾ら町財政効果があらわれるのか、お尋ねします。当然のことですが、本年度には、幾らか税収が見込まれるのでしょうか。当然のことではありますが、建物は、地権者から土地を借りて建てるもので、組合や町がかかわれないことは重々わかっております。

以上が私の一般質問です。町長初め町当局から簡潔に、明確に御答弁をお願いいたします。

議 長

総合政策課長。

総合政策課長

森田議員の1点目の平群町民幸福度指標についての御質問にお答えいたします。

議員も述べられたとおり、幸福度という指標の定義をどう考えるかにもよりますが、人それぞれにおいては、その価値観や幸福感も異なってまいりますし、現在、第5次総合計画策定に当たりまして、平群町民幸福度指標を取り入れてはとのことですが、現在、総合計画策定に当たり、住民の皆様の実状や要望等を把握する一つの指標として、本年10月下旬から11月中旬にかけて実施いたしました住民アンケート調査では、さまざまな施策について満足度、重要度という指標の調査、分析を行い、また、まちづくり会議の開催やパブリックコメントの実施など、広く住民の意見を聴取することにより、より明確で具体的な成果、目標指標の設定をしてまいりたいと考えております。御提案の平群町民幸福度指標の取り入れにつきましては、貴重な御意見として承ってまいりたいと存じます。

以上です。

議 長

森田君。

4 番

ありがとうございます。あなたは幸せですか、幸福ですかと問われると、なかなか私自身も答えることはできませんし、非常に難しい問題だというふうに思います。第5次総合計画にですね、できるだけそういうものも、指標も取り入れていただきたいというふうに思います。平群町は、自主財源が乏しくですね、なかなか依存財源から脱出できない現状を踏まえて、やはりハードからソフトにかじを切るまちづくりを進めないといけないというふうに私は思います。私は、これまでの一般質問でバイ平群運動や花いっぱい運動、小さな親切運動などを提案しました。ソフト中心のまちづくりが、私は必要で、町のマストに、柱として掲げていただきたいことをお願いしておきます。

それと、自治体の優劣のある指標としては、人口の増減だと思います。平群町の人口は、昨年10月の国勢調査によりますと、5年前に比べて574人減っております。逆に三郷町は384人増え、生駒市では420人以上も増えております。斑鳩町は84名の微減であります。平群町の落ち込みが非常に大きいのであります。また、住民基本台帳によりますと、平成21年度の人口は1年間で113人減、平成22年は183人減、2年間で296人も減少しております。このようなことは、やはりまちづくりのあり方そのものが問われるものだというふうに私は思います。数字が端的にあらわしております。政治は、結果責任だと思います。ぜひともソフト中心のまちづくりをお願いしておきます。

それでは、次の消防体制についてお願いいたします。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

それでは、御質問、2項目めであります。住民が安心して暮らせる消防体制についての御質問にお答えさせていただきます。

具体的に5点の御質問いただいております。

まず1点目、火災をなくす啓蒙活動についての御質問です。

御指摘にもありましたとおり、住宅用の火災警報器については、平成21年6月より設置の義務化がされております。町においては、そのPR活動としまして西和消防署とも共同した取り組みをしておりますが、これまで総代自治会長会での周知や町広報や西和消防広報、またホームページ、窓口でのパンフの配付、春、秋の火災予防週間におけますのぼり旗による啓発、また、救急医療キット配付時における啓発、さらに、防災訓練時等での啓発活動等々、さまざまな機会を通じて啓発に努めてまいりました。今後も引き続き粘り強く啓発してまいりたいと思っております。

なお、先ほど御指摘のありました火災警報器の設置率についてですが、本年8月の調査の数字ですけれども、西和管内で59.1%、うち平群町のほうは52%ということで御確認お願いしたいと思います。

それから、2点目の自警団、自主防災組織についてであります。

地域住民によります自助、共助の力が必要で、自主防災組織は、そのための重要な役割を担うと考えております。そのための新たな取り組みとして、今年度大字や自治会のほうに直接働きかけながら、結成組織に向けた課題や活動に関してお互いに話し合いを持っていただき、そういった機会として座談会の開催をさせていただきました。その中で、自主防災組織の活動等の紹介もしながら、参加者から現在活動されている組織の内面の問題点等々など、活発な意見交換がされております。町としましては、あくまで自主的な組織ということで継続性のある自主防災組織づくりを目指して、こうした取り組みを来年度以降につきましても引き続き開催してまいりたいというふうに考えてます。

なお、組織率の現状という面におきましては、西山間部におけます五つの自警団と自主防災組織として八つの組織が組織化されてます。世帯数による組織率は、現在51%というふうになっております。これからも自治会や民生児童委員さん等にも働きかけながら、地域住民による自助、共助の組織としての自主防災組織の組織率の向上に努めたいと思います。そして、目標としては、平成27年度には、100%を達成したいと、そういうふうな目標で啓発に努めてまいりたいというふうに考えています。

次に、3点目の消防団の件についてです。

平群町消防団の現状人員は、平成20年9月当時、定数74名より7名少ない67名と大きな定員割れを起こしておりましたが、20年9月以降、新規に8名の方が入団していただきました。その反面、退職者もおられますが、そういったことも含めて本年9月現在の数字ですけれども、70名の団員で活動しております。

平群町においても、自分たちのまちを自分たちの手で守るため、これからもより多くの方々が消防団に参加していただき、新しい地域の守り手ということで活躍されることが求められており、入団啓発活動としましては、町広報紙によります消防団の活動の啓発や入団募集記事の掲載、これはもとよりですけれども、分団ごとの現役消防団によります勧誘活動等も中心に取り組んでまいりました。今後も引き続き粘り強く啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、4点目の消防水利弱点地域についての御質問です。

消防水利弱点地域としている年次計画につきましましては、西和消防署の指導も

ありまして、指導のもと、平成22年度に町の消防水利弱点地域解消年次計画を改定し、平成22年度には椹原地区、平成23年度、今年度は春日丘、平成24年度では下垣内、平成25年度では横原、平成26年度では福貴地区において防火水槽等の設置を計画しております。

最後、5点目の消火訓練についてであります。

狭い単位での初期消火訓練については、現在もう既に実施されている大字自治会もあるというふうに聞いております。いただいた御提案趣旨を尊重させていただき、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災組織活動の原則のもと、地元にあります初期消火用施設の点検活動など、地元の方々が集まれる機会を通じて、地域での初期消火訓練実施の啓発を行ってまいりたいと考えてます。

なお、町としての防災訓練のコンセプトとしましては、平成21年に設置しました自主防災連絡協議会を中核にしながら、企画段階から実行段階に至るまで住民参画の運営を目指しており、そういう意味では、本年7月に若葉台自主防災組織が中心になって企画運営された訓練を評価していて、こうした訓練を幅広く町内全域に押し広げていけば、名実ともに機能的かつ実のある訓練になるのではないかと考えています。ただ、もちろんではあります、公助を担う行政や消防機関等との関係機関における訓練強化につきましても、引き続き積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。少し再質問させていただきます。

1点目の啓発活動のことですが、昔は、マッチ1本火事のもととか、冬場の間、夜回りをしたと私は記憶しております。火災になると、一瞬にして財産がなくなり、場合によっては尊い人命が奪われることとなります。家庭用火災警報器の普及は、西和消防署管内で59.1%、平群町は52%、20年度に比べて非常に進捗したということは、職員の方の頑張りではなかったと思いますので、これからも啓蒙活動に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それと、自警団、自主防災組織のことですが、自警団5団体、自主防災組織が8団体ということで、100%にするための目標年次をきっちり定めておられることに、非常に担当の努力はわかりました。そうするとですね、自警団と消防、自主防災組織の何が差があるんでしょうか。例えば補助金であったり、そういうものが差があるんでしょうか。また、平群消防団によります

と、団員がけがなど負傷を負った場合、公務災害の補償がありますが、自警団、消防自主防災組織は、どのような扱いを受けるのでしょうか。

それと、3点目の消防団のことですが、定員74名のところ現在70名ということで、これまた20年度に比べて頑張りがあるんじゃないかと。しかし、消防団員が定員割れしておることは事実でございます。消火活動に支障が出ないように、早く定員に達するように頑張ってくださいと思います。

それと、消防水利のことでございますが、これもですね、26年度、これ福貴でですね、これすべて消防水利弱点地域は、平成26年、福貴ですべて解消するのでしょうか。それとですね、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

消火訓練のことにつきましては、やはり私は環境愛護デーの折にですね、全町的にそういう活動に取り組めれば、御婦人の方でも消火栓の位置が認識できて消火栓の点検にもなるとお思いますので、そのようなことも御検討をお願いしたいと思います。よろしく御答弁お願いいたします。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

2点再質問いただいたと思います。

1点目のいわゆる自警団と消防団、自主防災組織との違いということですが。

自警団につきましては、消防団ともまた違って、歴史的経過や法的な根拠なんかも違いますけども、とりわけ平群町なんかにおきましては、山間地域が多いですんで、そういう意味で、昔からそれぞれの地域を自分たちの手で守るということで、とりわけ西和消防組合ができるまでなんかにつきましては、初期消火活動含めて、そういう実務的な役割を担う、そういう自警組織として立ち上がってました。そういう自警団と、いま各地域でお願いしている自主防災組織につきましては、自主防災組織っていう名前のとおり、自助、共助を担っていただく自主防災ということで、新たな概念というんですか、そういう形で自主的な防災組織として活動いただくというふうな形で、若干歴史的な経過、それから役割等々の違いもありますんで、取り扱いについては区分しているというふうな状況です。団員さんが事故に遭ったりとか、活動の中でなったときについてですけども、さっき言いましたように消防団につきましては、消防法に基づく団になってますんで、そういう意味じゃきちとした賞じゅつ規定とか災害被災規定等々がありまして、補償がされてますけども、そういう意味じゃあ自主防災組織の中で事故があったりした場合については、まあまあ冷たい言い方ですけども、自分たちで守っていただかねばならないというふうなのが、

はっきり言いますとそういう実態にあるというふうなことでございます。

それから、もう1点、消防弱点地域の年次計画の件ですけども、これについては、一応いま申し上げましたような、先ほど申し上げました年次計画で、現在西和消防組合のほうからお聞きしている、問題になっている部分については、一応の解消ができるというふうに考えています。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。自警団と自主防災組織の、これ補助金に差があるんでしょうか。その辺のことをわかれば答えていただきたい。それとですね、先ほど公務災害、消防団は公務災害になるんだけども、自警団と自主防災組織は冷たいようですがという話があったわけなんですけど、これはぜひとも何か方策があるんじゃないかと。せっかく自分たちのまちは自分たちで守るということで災害を受けた場合ですね、やはりそれなりの補償はしかるべきだというふうに私は思いますので、その辺のことは、御検討いただきたいというふうに思います。

それと、消防水利につきましては、平成26年にすべて解消できると、予定ですから、予算のこともあって、その辺のこと十分理解してるわけですけども、そうすると、いままで防火水槽設置いたしましたネオポリス、榎原、これから春日丘に設置するわけですが、これの防火水槽の設置によりまして消防法で言う消防水利は、エリアをすべて網羅できたんでしょうか。それとですね、今年度春日丘に防火水槽が設置されますが、その進捗状況がわかればお教えいただきたいと思います。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

すみません、先ほど申し上げましたように、消防団員さんが公務災害になったときには、一定の補償があります。ただ、自主防災組織の中でありましたら、それについては、そういう何て言うんですかね、きちっとした公務災害補償っていうのがありませんというふうにお答えしましたが、全くっていうことではないっていうことは、ちょっと申し上げ、補足しておきたいと思います。町のほうに事前にそういう話があれば、そういう訓練とか、そういう事案があるような場合については、相談に乗ってもらってというふうな仕組みは持っておりますので。それから補助金につきましては、自警団と自主防災組織の間で、若干の、先ほども言いましたように歴史的な経過や役割の違いもありますので、

若干の差を設けておるのは実態であります。

それから、消防水利の関係ですけれども、先ほど言いましたように平成26年度までの年次計画があります。同時に、いわゆる栓の、管の大きさを大きくして、いわゆる消火能力を高めるっていうことも一方でやっておりますんで、絶対にこのエリアの中はすべて完全かということは、それは言えるかどうか、ちょっとあれですけれども、いわゆる指摘を受けております内容につきましては、そういう形で整備は整ってきてるかなというふうに思います。

それから、もう1点、春日丘地域のその部分についてですけれども、先般ですね、今年度に春日丘のほうで、2丁目を予定してますけれども、あたりを、そのこの用地を町のほうに買い取って防火水槽を設置するというところで、いま現在測量設計に入ろうというふうな状況でございます。23年度中には、完成させるというふうなことで取り組んでおるところです。

議長

森田君。

4番

ありがとうございます。自警団と自主防災組織、当然、保険もあろうかと思っておりますので、その辺は掛けていただいていると思っておりますが、ひとつその辺のことよろしく願いいたします。

それと、消防水利のことですが、もう一度、本当に網羅できるのか、網羅できているのか、その辺のことは、ちょっと検討してほしいなど、ちょっと首をかしげるところがございますので、その辺のことはお願いしておきます。あわせて春日丘団地での防火水槽につきましては、よろしく願いいたします。

それでは、次の駅周についてお願いいたします。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

失礼します。それでは、駅周によります町税効果について御答弁をさせていただきます。

平成21年度に開催をいたしました住民説明会資料によりますと、議員お述べのように平成22年度から固定資産税、動産部分ですけれども、税収を見込んでおりましたけれども、事業計画の変更等、諸般の事情によりまして、現在のところ税効果というのは顕著にはあらわれておらない状況でございます。

現在、事業の進捗に合わせまして家屋が新築されてきております。税の基準日というのは、1月1日でございますんで、今年度ですと、24年度では、税の効果というのはあらわれないというふうに状況でございます。具体的には、

25年度におきましてシミュレーションをさせていただきましたように、若干の税収効果があらわれる見込みというふうに推測をいたしております。今後は、事業が進捗に合わせまして確実にその効果があらわれてくるということで、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

森田君。

4番

いまの参事の御説明であれば、税収効果が22年度上がっているものが、25年度に変わったと。ということは、工事が遅れているかということじゃないかというふうに私は思うんです。最終的には、参事は、最終はけつを合わすというふうに御答弁されると思いますが、そのことは別として、土地建物課税につきましては、土地建物も1月1日付の所有者に係ることは重々わかっております。土地についてですね、換地で面積が減れば、減った面積にどのように課税されるのでしょうか。例えば、100坪の土地が80坪に換地された場合、20坪の課税は、だれが税金を払うのでしょうか。その課税対象面積、課税方法についてお尋ねします。

また、居住用の土地、建物は、従前から減免措置があるかと思いますが、駅周も同様の扱いを受けるのでしょうか。加えて特殊な減免のものがあればお教えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

税務課長。

税務課長

いまの御質問に御答弁申し上げます。

駅周の関連の税でございますけども、当然、減歩が20ってというのは公共減歩でございますので、みなし課税、要するに町の税務課としてはですね、新しくいま現在建築されておられる方の土地がですね、極端に言えば他人の土地であってもですね、みなして課税をするということになっておりますので、その部分はみなして課税をしていきたいというふうに思います。

それから、減歩の20については、当然公共減歩でございますので、課税が基本的にはできないということで御答弁申し上げます。

それから、減免と言うんですか、いまの税の法律から、地方税法から言いますと新築軽減がもちろんございますし、何ら駅前の中でいまの税の制度で要するに課税をすると。ほかの地区も全国的にこれは変わらないということで御答弁申し上げます。

議長

森田君。

4 番

ありがとうございます。駅周事業によってですね、課税は何ら一般と変わらない。ただし、減歩の面積の20坪については、私は初めて聞いたんですけども、だれにも課税できない。ある意味税収が減るんじゃないかというふうに思うんですけども、そのことは深く言いませんが、しれておると思うんですけども、当然面積は20%やったら面積が大きゅうございますので、当然その辺のほうもきっちり試算していただきたいというふうに思っております。

先ほど言いましたように、町のこの財政シミュレーションによりますとですね、先ほど奥田議員からありましたように、マンション用として仮保留地処分金として7億9,800万計上されております。このお金が入らないと、この金額で処分できないと、現在では、非常に難易度が、売ることが困難じゃないかと。大阪市内の南港で地下鉄コスモスクエア駅から歩いたって5分のところのマンション、梅田までが15分もかからない分譲マンションが66平米、66平米で1,900万台です。81平米で2,600万台です。そのことから、財政シミュレーションの見直しが、私は必要だというふうに思います。やはり議会にもきっちり説明をしていただきたい。私としてもなし崩しといいますが、何かわからないうちに町が駅周組合に債務補償しておりますものが、ある日突然使われるというのは、非常に困ると思いますので、財政シミュレーションどうするのか、議会に対してどういうふうな説明していただくのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長

経済建設課参事。

経済建設課参事

それでは、御答弁をさせていただきます。

いま森田議員の御質問にありましたように、この財政シミュレーションには、マンションというのが一部含んでございました。そういうことから、いますべての換地が確定をし、土地利用が図れる中で方針が決まりましたら即シミュレーションの変更もしなければならないというふうに考えてます。まだ私どもで即このことに反映させるというのは、いま現時点では大変難しゅうございますんで、仮換地指定がされまして土地の面積が確定し、今後の方針によって、その時点で私どものシミュレーションを変更しまして、当然皆さんにも御説明を申し上げながら町として取り組んでまいりたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

議 長

森田君。

4 番

そのように御答弁されるというふうに思っておりました。しかし、やはりきっちり町の負担が大きいことをございますので、債務補償もしてることで、やはり早い時期に議会にも説明を果たしていただきたい。私は、駅周事業は、区域内の道路が整備され、駅前までバスが入ったことは成功ではないと思っております。この事業によってまちがにぎわい、活性化され、人口が増え、町財政に貢献することであります。そのためにも、私は、たびたび申し上げておりますように国道168号線バイパス間の幹線道路の整備が不可欠だと思います。駅周の成功のかぎの一つは、この道路だというふうに私は思います。まだ議会に方向性が示されていないのは、まことに遺憾です。早く議会に方向性を示していただきたい。駅周完成まであと6年しかありません。土地買収をして道路を整備するということは、時間がかかりますので、やはりきっちりと議会にも説明責任を果たしていただきたい。

最後に、野田佳彦首相が就任直後の所信表明演説で、政治とは、相反する利害や価値観を調整しながら粘り強く現実的な解決策を導き出す営みです。議会制民主主義の要諦は、対話と理解を丁寧に重ねた合意形成にありますと述べられております。このたびの土地開発公社の解散、幼稚園の建てかえ、幼保一体化などの住民説明会の資料を全戸配付してから、議会に説明する岩崎町長、議会に対する姿勢を岩崎町長は改めるべきだと、後先が私は逆じゃないかと思えます。そのことを申し上げて私の一般質問は終わります。

議 長

それでは森田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号8番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。

井戸君。

1 番

では、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

大きく二つあります。一つ目は、人口を増やすための政策、その1。その1と言いましても、今回はその1だけですけども、平群も地域によっては、特に新興住宅地と呼ばれた地域においては、建ぺい率、容積率が少し厳しいのではないかと思います。もう少し緩和するのはいかがでしょうか。私の住んでいる地域も建ぺい率40%、容積率60%とかなり厳しいものとなっております。周りの近所の方にも増築するのをあきらめたという方もおられました。違う地域もまたこれ厳しいところなんですけども、高齢になった親が平群に住んでいる

から2世帯住宅を建てて一緒に住みたいという人がおられたのですが、建ぺい率、容積率が厳しく、平群で2世帯住宅を建てて住むのはあきらめたという話を何組も聞きました。住民にとって生活の選択肢が広がる建ぺい率、容積率を緩和することはいかがでしょうか。これは一つ目の質問であります。

二つ目、テントを変えることが必要ではないか。

内容的には簡単なのですが、この前も4町合同、若葉台と町の合同の防災訓練でもありましたように、テントを、ずらっと重いテントを張っています。いま使われているテント、あれを設置するには大人6人の力が必要になります。コツも要りますし、部品がわかりにくい。立てるのに時間もかかります。いざと言うときに、大災害のときにこのようなテントを張る余裕があるのか、設置する余裕があるのかってというのがちょっと感じます。

そこで、これを1人でも運んで設営できるワンタッチ式で丈夫な軽いテントにするのはいかがでしょうか。また、これが実現できれば、体育祭や文化祭など町の行事でテントが必要なときの準備、撤収が随分楽になり、町役場の方、ボランティア、教職員の方々の時間や労務の負担の軽減につながると思います。どうでしょうか。この2点、お願いいたします。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

それでは、1点目の建ぺい率、容積率の規制緩和の御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、過去の議会におきましても他の議員から一般質問されており、町としての考え方につきましては、一定お答えをしておまいりましたが、まず、線引き当時の平群町のまちづくりの大きな考え方としまして、都市基盤の整った田園住宅都市を目指し、良質な低層住宅を立地する、誘導するという方向で都市計画を決定してきたという経緯がございます。法規制としましては、ほとんどの住宅団地が第1種低層住居専用地域の用途地域に指定をされております。建ぺい率、容積率につきましては、これはパーセントで言いますと建ぺいが40、容積が60、または建ぺいが50、容積が80の規制を行っております。建ぺい率と容積率の規制緩和につきましては、居住面積が拡大されることによりまして2世帯住宅の建築の可能性は、可能性としては大きくなりますが、一方で、現在のゆとりある良好な住環境が阻害されるということも懸念をされます。

このようなことで、今後につきましては、地域の実情も踏まえる中で、自治会または地域住民の方々から規制緩和のニーズが高まった時点で、メリットま

たはデメリット、特にデメリットに対する十分な周知と理解をしていただくことも踏まえながら慎重に行うべきであると考えております。このような理由によりまして建ぺい率、容積率の規制緩和につきましては、現時点では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

井戸君。

1 番

もともと住宅開発のときに景観を重視して厳しくしたのは理解できます。しかしながら、いまとなつては、少々緩和しても問題がないのではないかと私は考えております。実際、若葉台などでも見られますと、建ぺい率には関係ないオープンテラス等、実際は3坪、4坪あたりぐらいの増築ですよ、事実上の増築になるようなものがとても増えております。ですから、40、60が50、80になつてもそんなに問題がないのかと、私はそう考えております。最近の家、昔の家っていうのは和風建築が多かったんですけども、最近は洋風建築が増えております。やっぱりはやりと申しますか、流行と言いますか、最近つくられるのは四角い家も多いと思うので、真四角の家だと建ぺい率が40であれば、上は80あってやっと四角が建てられるわけで、2世帯住宅としては、やっぱりつらいんですよ。おっしゃるように考える、ニーズが高まってからとおっしゃってますけども、これも私も急いですぐしてほしいというのは、さすがに法律上とかもいろんな問題あるんで思っていないんですけども、やはり現状を見て、実際にホームセンターでも、いま名前出しますと乾太郎君とか有名になっております。乾太郎君というのは、オープンテラスで簡単につくられて、洗濯物を乾かすっていうテラスなんですよ、事実上、アクリルの屋根がついていて、壁がついていて、事実上部屋として使われている方が多いです。ですから、そういう意味では、やはり少々緩和したぐらいで、この生活環境が悪くなるとか、そういうことはないとは私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。もう一度お願いします。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

建ぺい容積の緩和につきましては、過去の議会でも、先ほども申し上げておりますように、他の議員からも一般質問もなされております。町としましては、一時ですね、樁台につきましても1種低層の40の60の地域なんですけども、ここの場所の、地域の規制緩和につきましては検討したという経過がございます。

一定、自治会の役員会までは説明に上がったということで、それ以降ですね、当然のことながら住民説明会もしくはアンケート、そういったところで住民に周知をして意向確認していききたいと、こういった思いで動いっていったんですけども、やはりですね、何て言うんですかね、良好な住環境を求めてこの場に住んでおられるというようなことがあって、非常に規制緩和については、抵抗があったという、そういった住民の熟度が高まってないという、そういった経過がございました。そんなことで今回の定期線引きで樁台の建ぺい容積の規制緩和については、見送ったという、こんな経緯がございます。

もう一つ言いますと、若葉台につきましては、要するに2世帯住宅の要は誘導基準ですね、住生活基本計画で言う、例えば親子2代、例えば5人で住みますということになりますと、約、40の60でいきますと200平米以上の敷地が要するという、これは誘導基準なので、そのとおりにはいかないんですけども、私どもが調査した中では、若葉台につきましては、200平米の平均宅地面積以上のある区域が84%以上ある。これは、もう少し詳しく調査をする必要があるかと思っておりますけども、そんなことで十二分に40の60でも規制緩和をする必要なく、2世代住宅の建築というのは、不可能ではないというのが一つございます。

もっと言いますと、建ぺい容積だけじゃなしに壁面後退、これ1.5の規制になっておる。もっと言いますと、北側斜線、道路斜線、高さ制限は10メートル、そういった規制も踏まえて1種低層の中で低層住宅が立地誘導しているという、そんなことがございますので、少なくともですね、いたずらに規制緩和、50の80であるとか60の100に規制緩和するということじゃなしに、規制緩和するんであれば、当然のことながら地区計画というものも同時に決定をする中で、一定町並みを担保するという、そんなことの手法も必要じゃないのかなと、そんなことも考えております。したがって、あくまでもやはりその地域の住民の方々、また自治会の方々、そんな方々のやはりニーズ、先ほども申し上げておりますけども、そんなことも踏まえる中で、こういった町並みにしていくのかということも踏まえて検討していきたいなというふうに考えておりますので、そのようなことで御理解をいただけたらなというふうに思います。

議長

井戸君。

1番

ちょっとニーズと言いましても、実際アンケート調査とかも行ってらっしゃらないですよ、きっと。ニーズと言われましてもちょっとこれどうなのかな

っていう、樁台はまだ40の60なんですか。これ間違いないですか。はっきり断られてしまいますと、どう言ったらいいのか、申し上げにくいんですけども、実際にそういう増やしている、ましてや2世帯住宅に関しては、若葉台もそうですけども、竜田川団地とかあの辺からの話も聞いていますので、もう一度ある程度考えていただきたいなど。この程度でもうおさめておきます。この件については、もう結構です。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

次に、2点目で御質問のテントを変えることの必要性の御質問です。

御質問に例としてありました防災用のテントにつきましての現状です。現在、スチール製の物を3張備蓄して、これを利活用しているというふうな状況です。防災テントにつきましては、災害時に使用することを念頭に置いておりますので、スタンダードなものとして、ある程度丈夫で重量もある、そういったものを配備しているということです。

設営につきましてですけれども、これも工夫をすれば3人程度で設営も可能な簡易なものであるというふうな認識をしています。なお、あの防災テント以外、その他テントにつきましては、現在、防災対象以外にもさまざまな課や団体で、ほぼ同種タイプのものを所有、管理し、さまざまな催し等必要に応じて利活用しております。また、それらのテントにつきましては、所有購入課のほうにおいて利用目的、予算に応じ購入しているというのが現状でございます。

御提案のいただきましたワンタッチ式のテントにつきましては、これは貴重な御意見というふうに考えております。承っておきたいというふうに存じてます。今後、購入をしていくときにおきましては、購入の費用、それから強度、耐久性といったこれまでの尺度に加えまして、議員御指摘の扱いやすさという点も視野に入れた上で検討してまいりたいというふうに考えます。

議長

井戸君。

1番

前向きな答弁ありがとうございます。実際、確かに2人、3人でコツがわかっている人も前、小学校の運動会、平群町じゃないんですけども、9張程度を一斉に片づける、設営するっていうのに、大体1張当たり3,000円を渡して業者の人に立ててもらった記憶があるんですけども、立ててもらったっていうか、それが3,000円程度だったので、実際、私が調べたところ、小さいもので3メートル掛ける3メートルがいま一番普及されていて、アルミ製で、

女性でも1人でも立てれるもので、いまやもう2,000円、3,000円という物になっています。これは多分耐久的には、私も現物を見てませんので、ちょっと低いかなと。大雨が降った場合、大抵500から1,000ミリ程度の雨だと、これも予想なんですけども、それだと2,000、3,000円で買えると。だから、そういうのに変えていけば、ぱっぱっぱっと大災害のときでも男手ってというのは、まずやっぱりがれきがつぶれたところに行ったりとか、その場に立てるのも難しいですから、実際、ちょっと慌てると言いますが、立てるときに立てた経験のある人がいないと立てれないっていう感じのテントがいま多いと思うんです。ですから、いまで言うアルミ製の物でぱっともう部品が一つになっている物を広げてつくる、3,000円ぐらいで耐水圧が上がったものであれば、例えば登山なんかでもいけるような2,000ミリの雨に対して大体8,000円前後でも売っています。ですから、そこまで予算的には問題ないのかなと思って提案させていただきました。ですから、そういうのも少しでも加えていただければ、いざとなったときにも助かるのかなと思います。答弁のほうは結構です。またよろしくお願いします。

私の一般質問は終わります。

議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

3時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時56分)

再 開 (午後 3時11分)

議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議長

健康保険課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。健康保険課長。

健康保険課長

非常に申しわけございません。先ほど植田議員さんの御質問の中で、答弁させていただきました中で、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌の実施時期をですね、昨年12月と申し上げましたが、ことしの2月でございます。申しわけございませんでした。訂正をさせていただきます。

議 長

それでは、発言番号 9 番、議席番号 8 番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

8 番

8 番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております 3 項目について質問をさせていただきます。

1 項目めは、子ども医療費無料化を小学校卒業までに拡充することと、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 種のワクチンや妊婦健診 14 回分の公費助成を来年度以降も継続して子育て支援の充実を図ることについて質問いたします。

平群町におきましても、少子高齢化がどんどん進む中、少子化対策として子育て支援の一層の充実が求められております。今議会で安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを求める請願書が平群町子育て支援の充実を求める会の代表の福田恵子さん初め公明党の党員の皆さんより 3,041 名の賛同署名を添えられて提出されました。10 月初めから 1 カ月で集められ、若い方から高齢者の皆様まで多くの皆様が御賛同してくださいました。平群町も人口減少し、高齢化が急速に進む現状の中、平群の将来を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりに力を入れてほしいという思いであります。

まず、請願の第一に挙げられている子ども医療費無料化の対象年齢をまずは小学校卒業までに拡充を求められています。子どもの医療費は、子育て家庭にとって経済的に大きな負担となっていることから、私は、平成 17 年 3 月議会、平成 18 年 12 月議会、平成 22 年 3 月議会、平成 23 年 3 月議会、9 月議会と何度も一般質問し、強く主張してまいりました。本年 3 月議会では、私の質問に対して岩崎町長は、財政の推移を見きわめながら検討してまいりたいと御答弁され、9 月議会では、子育て支援という視点でいましばらく考えてまいりたいと御答弁されています。

1 番、まず今回提出されました 3,041 名の請願賛同署名を町長はどのように受けとめておられますか、お尋ねいたします。

また、24 年度からは、乳幼児医療費助成制度を子ども医療費助成制度に変更し、入院と通院を中学校卒業まで無料に拡充をすべきと考えますが、まず、第 1 段階として対象年齢を入院、通院とも小学校卒業までに拡充すべきと考えますが、町長、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、9 月議会でも要望しましたが、窓口無料化の現物給付方式に変更するために県に強く要請することをお願いしておきます。

2点目、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの来年度以降の継続についてですが、請願書の趣旨説明でも申し上げましたが、この3種のワクチンの公費助成は、公明党が国会で中心になり実現してきたものです。ただ、国の1年限りの予算措置で実施しており、本年9月29日の参院予算委員会で公明党の松あきら副代表が来年度以降の方針を示すように求めたのに対して、野田総理と小宮山厚生労働大臣が来年度以降も継続する方向で約束の答弁をされました。このことを踏まえて、子どもたちの命と健康を守るため、平群町での継続を決定すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、また同様に妊婦健診の公費助成の来年度以降の継続についても、政府としても継続の方向であり、このことを踏まえて安心・安全に出産できる体制づくりのため、平群町での継続を決定すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、女性の視点も生かした防災対策について質問いたします。

東日本大震災から9カ月が経過をしました。厳寒の冬を迎える中、被災地では、本格的な復旧、復興がされる一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。本町におきましても、6月議会で地域防災計画の見直しを求める中、9月議会では、補正予算が生まれ、スタートをされておりますことに敬意を表します。そうした中、女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに新たな対策を検討するため、我が党は、8月18日に、松あきら副代表を議長とする女性防災会議を立ち上げました。我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を拡充する必要があると明記をされております。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば、下着を干せない、着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声を耳にしました。また、女性用生理用品や化粧品、乳児のおむつなどの支援物資の不足も目立ち、災害対策に女性の視点が決定的に欠けていることを見せつけられ、いかに大切かを教えてくれました。女性は、地域に人脈を築き、地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子どもや高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性たちが災害時の担い手としてその力が発揮できるような仕組みが必要です。

そこで、この10月1カ月間で、被災3県を除く全国の我が党の女性議員全員が現状をしっかりと認識するため、各自治体の防災担当部局に女性の視点からの防災、行政総点検の聞き取り調査に取り組み、その結果を踏まえ、11月2

4日、野田総理に対して女性の視点を生かした災害対策について、第1次提言を手渡しました。本町におきましても担当課に御協力をいただき、感謝申し上げます。今回の震災の教訓と総点検の集計結果を踏まえて、女性の視点を生かした防災対策に取り組むべきとの観点から4点にわたりお尋ねをいたします。

1点目、総点検の結果、地方の防災会議に女性委員が登用されていないところが44.4%と、多くの自治体ではまだまだ女性委員が登用されていない実態で、平群町防災会議にも女性委員は登用されておりません。また、登用されているところでも1名もしくは2名が最も多く、女性の意見がどれほど決定に反映されているのか疑問であります。女性委員の登用数を少なくとも男女共同参画第2次計画に基づき、全体の3割にすることが必要であり、まず早急に平群町防災会議の委員構成においても条例改正をしていただき、3割以上の女性委員を登用すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、防災部局に女性がいないところが52%、防災部局と男女共同参画部局の連携がないところが53%という結果が出ております。平群町も同様の現状とお聞きをしております。女性の意見をふだんから防災対策にしっかりと反映できるようにすべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、地域防災計画の作成をする上でも女性の意見が反映していないところが54.7%と半数を超えていることが明らかになりました。いま本町でも地域防災計画や避難所運営マニュアルの策定に取り組まれますが、必ず女性の意見を反映すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、平群町では、災害時の緊急物資の中に女性や子ども、高齢者、障がい者に配慮した物資を全く備蓄されていない現状であります。早急に乳児のミルクやおむつ、女性用の生理用品などの備蓄を見直すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

4点目、6月議会の一般質問でも学校の避難所として防災機能の強化をすべきと質問しましたが、文部科学省の来年度予算の概算要求で、学校の避難所機能の強化のために水や食料を蓄える備蓄倉庫や自家発電機の設置、バリアフリー化、節水型洋式トイレへの切りかえなどへの予算が盛り込まれました。学校施設の防災機能の強化のため、具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか。いつ災害が起こるかわからない状況の中で、早急な対応が求められます。

最後の大きな3項目めは、コミュニティバス運行の利用しやすいダイヤ編成の改善について質問いたします。

急速な少子高齢化が進み、坂道が多く、高齢者の皆さんの日常生活の重要な交通手段として、本町におきましても以前よりコミュニティバスが導入され、さらに平群町地域公共交通会議を開催し、コミュニティバスの運行改善につい

て交通空白地域の解消、土日祝日運行等移動のニーズへの対応を踏まえた利便性の高い公共交通ネットワーク構築を目的として、本年11月にコミバス運行が拡充したことをまずもって評価し、関係各位の皆様にご感謝申し上げます。

しかし、残念ながらスタートから1カ月経過したところですが、ダイヤ編成や車両について各方面からの苦情が絶えません。4年間の実証運行でもあり、利用しやすい運行のために改善できることは、早急にすべきであると考えます。そこでお尋ねをいたします。

1点目、1カ月経過したコミバスの利用実態をどのように分析されておられますか。

2点目、運行ルートの拡充により東山まで直通で行けるので助かるという方もいらっしゃいますが、特に南部ルートを利用していた多くの方々より、ダイヤ改正により、以前よりも大変不便になったというお声をたくさんお聞きしております。特に、切実に困っている点については、まず、朝の便が前より遅くなり、乗る便がなく保育園に間に合わない。

2点目、かしのき荘へのけいこに間に合わない。

3点目、椿井方面の買い物のために毎日利用していたが、待ち時間が1時間40分と長過ぎて大変利用しにくくなった。

4点目、特に中央循環の長屋くん号と左近くん号の2便と4便の時間が椿井交差点南、竜田川ネオポリス、竜田川駅東停留所で続けて来るので間違えた等、わかりにくいというお声を聞いております。

町当局には、コミバス利用者からは、この間どのようなお声が寄せられているのでしょうか。乗りたい方々が乗れないダイヤでは、宝の持ち腐れです。中央循環ルートの出発停留所を北部と南部に変更するなど、早急に利用しやすいダイヤ編成に改善すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、私も過日、中央循環ルートの長屋くん号と、左近くん号に乗車しましたが、コミバス利用の主な対象者は、高齢者の皆様であり、高齢者の皆様が乗りやすい車両に改善すべきであると実感をいたしました。

そこで、何点が申し上げます。

1点目、買い物カートを持っている方や体格のいい方は、通路が約30センチと大変狭いため乗りにくい現状です。補助席をとる必要があると考えます。

2点目、料金箱が運転席のそばで遠いため、足の悪い方や荷物を持っている方が大変入れにくい現状です。

3点目、バス車内に運行ルートの表示が必要です。西山間ルートでは、設置をされております。

4点目、バス車両の外装のキャラクターが窓にかかり、外が見えにくい。

5点目、ドア幅が狭く、段差の幅も狭いため乗りにくい等々のお声をたくさんお聞きし、実際にこの目で検証しました。改善ができるものもあればできにくいものもあると思いますが、すぐにでもできることは、早急に改善すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

4点目、一部の停留所では、道幅が狭い上、路上駐車がひどく、運転手みずからがおりて近隣の家に行き、移動してもらうという事態が発生しております。そのため、遅れた時間は、最後まで取り戻せずダイヤに影響を及ぼしております。そのような停留所の場所は、ずらすかの検討をすべきではないでしょうか。また、御要望でベンチの設置が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

5点目、このような現状を打開するためにも、利用者と共同でコミバス運行の改善に向けて取り組む必要があります。今後、利用者の声をさらに集約し、改善に向けて反映するため、町当局はどのような対策に取り組まれますか、お尋ねをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長

福祉課長。

福祉課長

それでは、子どもの医療費無料化の問題にかかわりまして、内容的には、三つに分けて質問をいただきました。

まず、今回の請願賛同署名についてでございます。

今回の請願賛同署名については、町としても重く受けとめているところでございます。

次に、拡充にかかわってでございます。

すべて平群町負担になることは、何度もお答えをさせていただいているところでございます。現行の就学前乳幼児を対象とする制度においても、県と町の負担割合は町独自の上乗せにより4対6で、22年度決算ベースで申しますと、県1,000万円に対して町1,600万円となっており、また、小学校6年生までの年齢拡充になりますと、医療費だけで2,600万から2,700万円、システム改修費、資格者証の印刷等を含みますと300万から310万円の財源確保が必要になります。現行制度と年齢拡充をあわせますと、システム改修費を除いても町の一般財源からの支出は、あわせまして4,200万から4,300万円が必要となります。町財政は、黒字になったとはいえ、まだまだ厳しく、地方交付税と国、県の補助金に依存しているのが現状であり、さら

なる歳出抑制も図らねばならない現状でございます。

このようなことから、議員におかれましては、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。財政事情による地域格差をなくすためにも、県制度として年齢拡充、所得制限撤廃、一部負担金なしの全額助成となるよう、県に引き続き強く要望してまいります。

3点目でございますが、奈良県内の医療機関での窓口無料化、現物給付方式への変更は、引き続き県に強く要請していきたいと考えているところでございます。

すみません、ちょっと発言の中、答弁間違えました。システム改修として資格者証の印刷を含みますと、これがざっと300万ちょっとかかりますので、あわせまして3,000万から3,100万円の財源確保が必要になるということと訂正をさせていただきます。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、1点目の子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌と、それから妊婦健診の公費助成の来年度以降も継続をとすることに答弁をさせていただきます。

まず、子宮頸がんのほうでございますが、この制度は、昨年11月に国の制度として発足をいたしておるところでございます。町としては、昨年の10月から子宮頸がんの接種を、またことしの2月からヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの助成制度を実施をいたしております。子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種は、子宮頸がん等ワクチン接種の緊急促進事業により実施をしており、本事業の実施期間は23年度中でございます。平群町といたしましては、この助成制度が継続して実施されるよう要望しているところでございますが、現時点では、来年度以降の助成制度の方向性については、はっきりいたしておりません。また、これらのワクチンについては、厚生科学審議会の感染症分科会予防接種部会において、定期接種についての検討が行われておりますが、現時点においては、こちらはまだ結論が出ておらないというところでございます。今後、国の動向に十分注意を払いながら、この制度がどのようになるのか、情報収集に努め、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、妊婦の健康診査についてでございます。

こちらのほうは、妊婦健康診査臨時特例交付金によりまして、県に設置されました基金において補助を受けて実施をしており、期間は23年度までとされておるところでございます。この事業に対しまして、町といたしましては、継

続をして実施されるよう国に要望しているところでございますが、現時点では、来年度以降の事業の方向性については、はっきりしておりません。こちらも今後ですね、国の動向に十分注意を払いながら、この事業がどのようなになるのか、また、情報収集に努め、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長

窪君。

8 番

御答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、子ども医療費無料化を、まずは、小学校卒業までに拡充をしてほしいというこの一般質問ですが、担当課長は、大変重く受けとめていると、重く受けとめておられるのであれば、何らかの形を示さなければいけないと思います。いまですね、小学校入るまでですから1,600万平群町が出している。あとは、小学校卒業までにするためには、最初の初年度だけは3,000万強、要ると。でも、それ以降は、毎年2,600万ぐらいずつであると、このような課長からの御答弁ですけれども、財政が厳しいのは、まだまだ予断を許さないのは、大変理解はしております。しかしですね、きょうも一般質問で多くの議員の皆さんから、人口がね、平群町大変減少してきていると。また、少子高齢化が大変加速をしてきているということで、町民の皆さんに固定資産税増税しましたね、全国で平群町だけだとお聞きしておりますけれども、固定資産税を増税し、皆さんに御負担をおかけし、また、職員の皆さんの御努力、また議員も議員報酬2割、みずから発議をしてカットしていると。このような中で、久しぶりに、7年ぶりですか、決算がね、黒字になったと。ここから何でもかんでもできるって、できないのは当たり前、わかっております。しかし、ここで一番最優先にしなければならないのは、少子化対策で、子どもに財源を使うというのが普通の考えであると私は思うんですね。いろんな事業、ごみのね、今回もステーション回収、来年からされる、それもすることによって約2,000万近く、お金が、経費が要るわけですね。そういうことにはずっとできるけれども、なぜか子どもの医療費だけには、大変しつこくはっきりとしないことに対して、大変怒りを覚えているんですけども、町長にまずこの3,000名を超える請願署名、特にこの子どもの医療助成を小学校まで拡充されたいという皆さんの3,000名を超える思いですね、重く真摯に受けとめられるのか、まずそこをお聞きをしたいと思います。

それから、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、また妊婦健診ですけども、この子宮頸がんを初め3種のワクチン接種事業の接種率ですけど

も、私も事前に担当課のほうから資料をいただきまして、ワクチン、特に子宮頸がんのワクチンに関しては、約9割の方々が接種をしていただいているんですね。こういう事業、いままででこういう事業があって9割まで、対象者の9割まで接種されるというのは、いままでなかったのではないかと考えております。これは、もう本当に健康保険課の担当者の皆さんが、対象者の皆さんへね、個別で通知を送られたり、また、何度も何度も接種の勧奨をしていただいていたんですね。私は、もうその担当課の皆さんには、もう本当に頭が下がる思いです。その結果が9割を超える接種率になったと思います。

また、それと同時に対象者である保護者の皆さんや御本人がね、この子宮頸がん、特にこのワクチンは、もう大変効果があって必要だと感じたからこそ御自分から接種に行かれたと考えているわけなんです。ですから、大変大事な事業なんですね。

それから、事前にですね、課長のほうにも私も最初の冒頭のあいさつの中でも申し述べましたけれども、参議院議員の予算委員会が9月29日にありました。その会議録を事前に課長のほうにお渡しをしておりますので、まだ方向性ははっきりしていないから、国の動向を情報収集に努めて検討してまいりたいという御答弁でありましたけれども、我が党の松副代表が答弁を求めたのに対しまして、小宮山厚生労働大臣が次のように述べられておりますので、ちょっと聞いていただきたいと思っております。来年も引き続いてその予防接種ができるように、しっかりと予算の確保をしていきたいと思っております。その方法については、基金でやるか、あるいはいま予防接種部会でやっているように定期接種にするか、方法はありますが、とにかく続けられるようにすることはお約束をしたいというふうに思っております。また、妊婦健診に関しても、やはり基金でしっかりと積んでいけるように努力させていただきますと、大臣初め野田首相がこのように明確に答弁を出されているんですね。国のほうでは、概算要求すら、まだまだスピード感のない政府の状況ですので、それはもう本当に情けない思いなんですけれども、地方自治体が大変困っていると、このようにまだまだ明確に出さないところで困っているのはわかるんですけれども、このような答弁を引き出しているわけなんですね。それは、どのように考えてられるのかと、この子宮頸がん初め3種のワクチンと妊婦健診に対しましてね、どのようにこの事業が大変大切であるか、受けとめられているのかね、再度課長にお尋ねをしたいと思っております。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

それでは、ただいまの再質問にお答えをいたします。

三つの予防ワクチン接種はですね、子育て事業の一環といたしまして昨年度から、また妊婦健診、14回健診につきましては、妊婦の安全な出産のためにということで、一昨年からですね、実施をいたしております。そういう点ではですね、その必要性は十分理解をいたしておるところでございます。

また、国会での答弁ということで、いまるるお話をいただきました。これにつきましては、9月ですね、参議院の予算委員会ということで、そういった議論があったということは承知をいたしております。先ほども答弁をさせていただきましたが、町といたしましては、既にですね、事業の継続をですね、国のほうへ要望いたしております。今後ですね、そういったことも含めまして国の動向にですね、十分注意を払いながらですね、おそらくいまも議員お述べのように予算要求といえますか、そういった概算要求のほうもですね、順次出ていくのではないかとこのように思いますので、そういった結果というのも当然また出てくるかなというふうに思います。そういったことを含めまして情報収集に努めまして検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

議 長

町長。

町 長

三千余名の請願署名をどう受けとめているかという御質問であったかと思えます。

当然、大変重く受けとめなければならないというふうに思っております。一方で、本町の財政がいまだこれを十分受け入れられる状況に至っていないことに対しまして、本当に残念な思いをいたしておるところでございます。

議 長

窪君。

8 番

まず、子宮頸がん、3種のワクチン初め妊婦健診ですね、必要性は十分理解していると。大変な事業だと認識してくださっているということでしょうね。ちょっと言葉がね、私が求めている言葉と違いますので、もう一度再答弁をお願いしたい。必要性は十分理解しているとの御答弁、いまいただいたんですけど、大変大事な事業であると認識をされているのかどうか、再度御答弁お願いしたいと思います。

それから、国を初め県の動向を見てと、情報収集に努めてまいると、これは、どういう思いでしょうか。継続に向けて国の動向、また注視していきたいとい

うことなんでしょうか、再度課長に御答弁を求めたいと思います。

それから、町長のほうから、いまこの3,041名という請願署名に対しては、大変重く受けとめなければならないと言われました。それはもうもちろん当たり前のことです。もう本当に県下の自治体で20を超える自治体が、この県の、平群町がやっていますこの事業の県基準を超えてるわけなんですね。超えてるわけなんです。それで、平群町だけが、この事業が、財政が厳しいからできない、財政が大変だからできない、このような理由で明確な答弁が出せないということは、町長、本当に公約でも子どもの笑顔が輝くまちにと、これを掲げてやってこられましたけれども、緑があるだけで子どもの笑顔は輝きませんのでね、それを政治家が政策として何らかの形で、本当にいま大変不況な中、若い世代は生活大変なんです。その中で子育てをして、それもまた医療費もかかる、いろんな病気が出てくる、その中で大変苦労されてるわけなんですね。笑顔が輝くどころか、もう本当に大変な現状なわけなんです。そのことを町長は、大変重く受けとめられておられるのならば、そのことを理解をされているのか、大変いまの答弁には、誠実さが無いということで、大変不思議で仕方がないんですけれどもね。やっぱり公約は実現してもらわないとうそつきに、公約違反になりますのでね。大変私、大変もう信じられない御答弁です。いま来年度予算編成時期でありますから、これが全く入れられてないのか、担当課にお聞きしたいと思います。予算編成時期で小学校卒業までの予算要望を担当課はされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議 長

福祉課長。

福祉課長

予算要望の中では、当然検討していくということでは作業しておりますけども、具体的数字としては、いままだ計上はしてありません。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

先ほどのですね、三つの予防ワクチンの接種につきまして、先ほどもお話をさせていただきましたが、子育て事業の一環として既に実施をしております。また、妊婦健診14回につきましてもですね、妊婦さんの安全な出産というところで、実際にもう既に一昨年、21年度から実施をしているところでございます。当然、その必要性は、十分認識をいたしておるところでございます。ただ、現時点におきましてですね、国のほうでそういった具体的な話というのは、まだ把握をいたしておりませんので、そのあたりですね、もう少し情報収集に

努めましてですね、今後ですね、その結果によりましていろいろと検討してまいりたいと、こういうことでございます。

議 長

窪君。

8 番

まず、水谷課長に再々質問させていただきます。

私の質問に対して明確に答えていただきたいんです。それでないと、だんだんだんだん時間がかかりますので、この3種のワクチンと妊婦健診は、大変大事な事業だと認識されていますかとお尋ねしているわけなんです。大変大事な事業だと認識されていますかということと、それから、継続に向けて、継続をしたいのか、したくないのかという部分なんですね。県の、国の動向は見るのは当たり前のお話なんですよ。だから、継続に向けて県の動向を注視していきたいと考えられているのか、そこ継続に向けてが入るかどうか、そこがもう一度、再度御確認させていただきたいと思います。

それから、いま何かちょっとあまりにも、予算要望も、ただ私がこの3月議会で一般質問させていただきましたときに、会議録、3月のを見ていただいたらわかりますが、小学校卒業までに拡充するならば、通院入院とも3,350万という御答弁をいただいています。会議録にちゃんと載っております。しかし、今回出されてきた金額は2,600万です。それはなぜかということで、私も担当課にお聞きしましたら、実施に向けて現実的な数字としたら3割の削減、3割は大きくなりますのでね、子どもさんが。だから3割ぐらいはということで現実的な数字を2,600万として出してきてくださっているわけなんですよ。私は、これは担当課の問題ではなく町長の御決断一つで決まるものではないかと。担当課は大変苦労してくださっているのは、私はもうよくわかっております。ほかの自治体、大阪から引っ越してきた子どもさんが、ここに来たら、小学校に入ったら無料じゃない。もうこんな悪いですけど、そういうまち、若い世代はものすごいしっかりしてはりますのでね、こういうまちに、そういう福祉に優しくないまちには、引っ越してきません。ますます人口は減っていくと、本当にそういうことでいいのかどうか。町長、もう一度再度前向きな御答弁をしていただきたいんです。私、次の質問に移れませんので、大変申しわけないですけども、こういうことで何度も何度もずっと繰り返して質問してきて、まして請願書という思い、皆さんの思いを無にするのかと、そのような思いで大変私は、考えられない御答弁だったのでね、再度町長に御答弁求めたいと思います。

議 長

町長。

町長

この子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチン、そして妊婦健診14回分のことにつきましては、窪議員のほうからも国会の情報など寄せられています。そのことを期待しながらですね、来年、同じように実施できるようにですね、期待をしておるところでございます。

それからですね、子ども医療費の小学校卒業までの拡充をという御要望でございますが、非常に厳しい財政状況である中、予算編成の作業の中でですね、一步でも踏み出すことができないか、検討してまいりたいというふうに思っております。

議長

窪君。

8番

町長のほうから、少しだけですけども、足を踏み出していただいたと、そのように希望的観測を持って受けとめさせていただきたいと思います。ワクチン初め妊婦健診は、もう国の事業をもとにやっておりますので、大変なことはよくわかっております。でも実施できるように期待をして、継続を求めて取り組んでいきたいと受けとめさせていただきたいと思います。

それから、子ども医療費、小学校卒業まで無料を目指して、一步でも、厳しい財政状況だけれども、予算編成にあたり一步でも踏み出すことができないか検討してまいりたいと、しっかりと検討していただきたいと思います。本当に住みよいまちと言われましてもね、何度も言いますが、子育て世帯にとっては、医療費の負担、一番大きいんですね。ですから、その医療費の経済的負担を少しでも図ることが平群のまちに安心して子どもが生まれ、育てやすいまちづくりにする大きな施策ですので、これは財政が厳しい、少し前、皆さんのおかげで前へ向いた、でも財政厳しい、しかし、町長の施策として必ずそれこそ入院だけとか、そんな小さな姑息なこと考えないでいただきたいと思いますので、しっかりと小学校6年生修了まで入院通院とも検討していただくことを、実施を強く求めてまいりたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

それでは、議員御質問の2項目めの女性の視点を生かした防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の防災会議におけます女性委員の参画につきましてです。これにつきましては、現在の条例内において可能な限り女性の意見が反映されるようしてまいりたいというふうに考えておきまして、委員の選定におきましても人数割合等までは未定ではございますが、女性委員の登用について、登用の方向で考慮していきたいというふうに考えます。

また、防災担当に女性を、また行政組織内における男女共同参画部局との連携という話がありました。町としましては、小規模な自治体でございます。そういう意味では、十分に職員配置が充足できるような状況は難しいところがございます。現在、ただ、男女共同参画の担当課と防災担当課は、ともに総務財政課のほうで業務を行っておりますので、かなりの連携強化も図りながら御質問の趣旨である女性の意見が反映される、そういう防災対策に努めてまいりたいというふうに考えています。

次に、2点目の平群町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの作成に当たった話で、そこにも女性の視点をというふうなお話です。加えて、先般障がい者支援団体との懇談の中でもありましたけども、障がいの視点等も必要ではないかなというふうに思ってますんで、そういった視点を取り入れた防災体制の確立を考えていきたいというふうに考えております。

続いて、3点目の防災備蓄品の整備についてです。

現在、町の主な防災備蓄としましては、乾パン、アルファ米、ミネラルウォーター、毛布、簡易トイレ、飲料水、こういったものを中心に備蓄をしております。御質問にありました乳児用のミルク等の備蓄につきましては、今年度の予算内におきまして計画備蓄の品目、数量等もかんがみながら可能な限りその備蓄に努めてまいりたいというふうに考えます。

また、流通備蓄につきましても重点を置く必要もあると考えてます。去る11月1日付で市民生活協同組合、ならコープとも防災協定を締結し、応急食料や生活用品、それから避難場所の提供等々の御協力をいただくことになっております。このことにつきましてもあわせて御報告させていただきたいと思います。

最後、4点目の学校施設を中心とした防災機能強化についての御質問です。

議員お述べのとおり、災害発生後、避難所となる学校の防災機能の向上につきましては、早急に対応できることからしていければいいかなという、そういう課題であると認識をしております。今後、地域防災計画の見直し作業を進める中で、財政状況も勘案しながらということになりますけども、先般、議員から資料提供もいただきました。そういった資料の中にあります国等の補助メニューを初めさまざまな補助メニューも研究した上で、教育委員会とも連携協

議を行いながら年次計画策定を目指してまいりたいというふうに考えます。

議 長

窪君。

8 番

ありがとうございます。それでは、1点目の平群町防災会議に女性委員を登用すべきという質問に対しては、してまいりたいということですが、平群町の防災会議条例の中には、町長を中心にあと14名の皆さんが委員として任命をされる。消防長また教育長、消防団長等々、ほとんど男性の方ばかりですかね。それと、町長がその部門の職員のうちから指名する者と、このようにあって15名、町長を含む15名と認識をしておりますけれども、これは都道府県では、国の法律改正がなければ条例改正はできないということですが、各市町村、自治体では、町独自で条例改正をすることができますので、この点は、再度条例改正をしていただいて、女性の登用ですね、をしていただきたいと思うんです。例えば全国では、岡山市の地方防災会議の委員の中には、女性の登用率が大変高い、一番高い状況だとお聞きをしております。中では、平群町の防災会議の条例の中にはありませんでしたが、もちろんないですが、ここでは、岡山市では、日本赤十字社の支部の参事さんとか、看護協会の会長さんとか婦人会の会長さん、また婦人防火クラブ、また女性の大学教授、民生委員理事、また、ボランティアグループの会長、NPO法人のと多数の女性をを登用されておられますので、まず、もう一度この女性の登用に関しては、条例を改正をして早急に女性委員さんを登用してほしいと思います。

それと、いままでに平群町の防災会議、直近でいつ開かれたかもお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目の地域防災計画、避難所のマニュアルの策定に、障がい者の指定も含めて女性の意見を反映していきたいということですが、特に女性の視点、女性の視点と言っておりますが、男性をのけてということではありません。男性の皆さんが本当に苦労されてやってきた上に、今回の震災で特に女性の視点が欠如してたということで、いま質問させていただいてますんで、御理解願いたいと思います。震災当初、本当に避難所の多くで授乳室がなかったり、女性が着がえる場所がないとか、男女のトイレの確保ができない、私も7月に宮城県石巻市にボランティアでバスに乗って行ってまいりましたが、トイレがもう男女共同のトイレだったんです。大変な状況でした。多くのそういう課題が浮き彫りになっておりますので、本当にぜひとも女性の視点、ニーズ、反映、また障がい者の皆さんのニーズの反映をお願いしておきたいと思います。

それから、備蓄ですけれども、いま乳幼児のミルク等々も検討していきたい

と少しは前向きな御答弁をいただきました。私も奈良県の点検、調査させていただきます中、生駒市では、粉ミルクから、また哺乳瓶、また生理用品、また高齢者の皆さんや乳幼児の皆さんのおむつも、もう用意をされてるというお聞きをしておりますので、それこそ財政と見比べながらですが、少ない数でもやはりこういうものをしっかりと備蓄をしていただきたいこと、お願いしておきます。

それから、4点目ですが、学校は、本当に避難所の機能となるために、すべて避難所になっております。ですから、今回の第3次の補正予算でも総額12兆円を超える第3次補正予算が前回可決をしましたが、ここでも学校の耐震化や防災機能強化で1,627億円が積み増しをされてるわけなんですね。このことによって耐震化、一段と促進するとともに、私たちのような自治体の学校の避難所もお水や食料、毛布、非常用トイレなど防災備蓄や自家発電の整備など、機能が拡充されることがこの国の第3次補正予算で可決しておりますのでね、しっかりとこういう物も、お金がない、お金がないとおっしゃるんですから、しっかりとこういうことには、しっかりと目を向けて活用していただきたいことは、お願いしておきたいと思います。まず、1点お尋ねしたいと思いません。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

再質問で、防災会議条例の改正をした上で、より積極的に女性の登用を、防災委員にするほうがいいんじゃないかというふうな御意見をいただきました。

先ほどおっしゃっておられましたように、いまの条例の中では、消防長とか教育長とか消防団長とか、そういった肩書きの方と、それと町長がその部門の職員のうちから指名する者ということで、全体として構成をされてます。いま現在としては、この防災会議条例を改正してまで女性の委員の登用をというふうには考えておりません。いまの現状の条例の中で、できるだけ女性の意見が反映できる、そういう委員構成をしたいというふうなことで思っております。ただ、明確にシャットアウトするという話じゃなしに、いま申されましたことなんかも含めて、他の自治体の状況なんかも若干は調べてみたいなというふうに思います。

それから、直近でいつ開いたかっていうことですが、これにつきましては、ちょっと私いまその資料を持っておりませんので、いつということをお答えできませんけども、つまりは、ここ少なくとも数年は開いていないというふうなのが実態、これは間違いなく開いておりません。そういうことで、詳しく

は、いつかっていうことは、また改めて調べた上でお伝えさせてもらいたいというふうに思います。

議 長

窪君。

8 番

先ほどは前向きな御答弁かなと思ってましたら、あけてみたらびっくり、全然違うかったということがいまわかったんですが、防災会議、女性を登用するには、4番のこの条例で町長がその部門の職員のうちから指名する者7名ということで、その中に入れるということかと思うんですが、女性職員さんをここで入れられるかなと思うんですが、しかし、いまね、条例改正までしてする気はないとおっしゃったので、大変びっくりしてるんですけども、これこそお金がかからないことだと思うんですけどもね。国が、半分の自治体が、女性の委員を登用していないと、そういうことで今回の東日本大震災では、いろんな避難所が、女性の視点がなかったということで女性の意見を平時から意見を反映すべきだと、これが東日本大震災の一つの教訓なんですよね。教訓をいま質問させていただいてるんですけども、そこまでの気持ちはないと。じゃあどんな形でね、女性の声を反映されるのでしょうか。地域防災計画や避難所運営のマニュアル策定に対しましても女性の委員さんの声、アンケートをとられるわけですか。しっかりと国がいまですね、国の半分、ほかの自治体も調べてとおっしゃいますけれども、奈良県下では、生駒市も入れられてますね。大淀町も女性防災会議に入っているところが多数あります。でも、全国的には半分しか入ってない。しかし、半分も女性登用を、委員を登用されているわけなんです、防災会議の委員の中に。ここに位置づけることが、いま申しました男女共同参画の視点で3割は入れるべきだと、このように言われてて、男女共同参画も何も無いじゃないですかと、このように再質問になるんですけども、もう一度前向きな御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

先ほどとあまり変わらない話になるかとは思いますが、いまの条例の中で、当然女性の登用が可能ですから、また、その消防長や教育長、消防団長、これらについては、当然必要ですし、大抵の場合は男性が多いんですけども、そういう役職の方は必要であろうというふうに思います。唯一いまの条例の中で登用できるのは、県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者、それから、町長がその部門の職員の中で任命する者、この8名ですから、ここにでき

るだけ多くの女性の方を登用して、女性の声を反映していくってということについては、議員が御指摘のそういう趣旨に沿った形で町としても考えていきたいというふうに思ってます。

防災会議条例そのものを決して見直さないという話ではありません。いま現在の現時点においては、見直すようなことは考えておりませんでしたので、そのことを申し上げただけで、いま御提案いただいたことについては、改めて他の自治体なんかの状況も含めて調査して調べてまいりたいというふうに思ってます。

議 長

窪君。

8 番

わかりました。ただ、町長が職員のうちから指名する者7名ということですが、ただ、女性職員さんになりますのでね、女性職員さんが何も悪いとか言ってるんじゃないくて、女性職員さんも大変なんですよ、お仕事もね。ですから、先ほど冒頭言いましたように、岡山市の一つの例を挙げまして、婦人会の会長さんとか、また民生委員の女性の方とか、そういう女性大学教授とか、平群町にいらっしゃいます多くの女性の方になっていただくと、これをね、こういう皆さんの御意見を集約するのが行政の役割ではないかと思えます。これ以上言ってもあれですけれども、条例改正をする、しないということではないということで、いまお聞きをしましたので、しっかりと1人とか2人とか、小さな、15名いらっしゃるんですから、そのうちの1人、2人じゃなくて、やはり3名、4名ぐらいは、女性のお声を反映できるように登用をお願いしておきたいと思えます。再度、最後にもう一度御答弁お願いします。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

同じですけども、議員おっしゃった関係団体ですね、いまの条例の中にもそういった指定公共機関または指定地方公共機関の職員の力っていうようなことがあるんですけども、そういった関係団体の中から女性をっていうふうなことも視野に入れて検討していきたいというふうに思えます。

議 長

窪君。

8 番

平時から女性が発言できる場が必要でありますので、本町においてもしっかりと男女共同参画の視点から、女性の視点をしっかりと災害対策に取り組みされる

よう求めまして、次の質問に移りたいと思います。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

次に、3項目めで御質問のコミュニティバス運行の改善についてに関する御質問です。

1点目で御質問のコミバスの利用実態の分析についてです。

この件については、何人かの先の議員の御質問の中にもありましたんで、回答が重複するかもしれませんが、お願いします。

新路線の拡充に伴いまして、本年11月の1カ月の乗降数をとった場合、中央循環ルートにつきましては、平日の右回り1便当たりで5.8人、平日の左回り1便当たり6.4人、休日運行の右回り1便当たり4.6人、休日運行の左回り1便当たり4.0人となっております。また、西山間ルートにつきましては、1便当たり9.4人というふうな数字になってます。なお、中央循環ルートにつきましては、車両が2台と増車になってますんで、その辺の関係がございまして。

1カ月の利用者人数を見てもと、直近の1カ月当たりの利用者人数で申し上げますと、対前年度比で申し上げますと休日を除いて1日当たり51.6人から60.7人と約17%の増加を見てます。また、西山間ルートにつきましては、1日当たり51人から56.3人と、これも約10%の増加となっております。ただ、実態分析を行うに当たりましては、もう少し長いスパンのデータ分析が必要でありますので、引き続き利用データを集積して、その分析を図っていききたいというふうに考えております。

次に、2点目で御質問のコミバス利用者の御意見、御提案等の状況やダイヤ編成の改善についての御質問でございました。

ダイヤの設定につきましては、設定のコンセプトとしましてコミバスと各駅間の結節、また、西山間ルートと中央循環ルートとの連絡を重視してバス事業者と協議を重ねながら設定してきたというふうな状況があります。議員がお述べのコミバス利用者の声につきましては、町のほうにも同様の内容の御意見が寄せられています。今後、それ以外に寄せられている御意見や御提案も合わせながら来年3月に実施予定の地域公共交通会議の中でも報告し、対処について審議もさせていただく中、ダイヤも含めて総合的に事業の評価や検証を重ね、改善すべきは改善していくことを基本に検討してまいりたいというふうに考えております。いままぐのダイヤ編成、変更につきましては、実証運行開始後数カ月で変更するっていうことは、住民の皆様にご迷惑を招くおそれもございまして。

拙速とも懸念されますので、慎重に判断していきたいというふうに考えます。しかし、こうした住民の声を大切にした上で、さらなる利便性向上に向けた公共交通網の整備には努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目で御質問の高齢者の皆様が乗りやすい車両改善についてに関する御質問でございます。

その中で、バスの車内の通路を広くとるために補助いすを取り外して対応するっていうことの御意見につきましては、バス事業者とも相談をしました。実施に当たりましては、陸運局にバス車両の変更申請が必要なこと、また、補助いすを取り外した後のスペースに立ち席用のつり皮や安全用のポールを設置することが必要になってきますので、そういった費用も発生すること。また、その間の予備車の用意が必要になってくるっていうふうなことの回答をもらってます。よって、即座にちょっと改善するということについては、困難というふうに考えております。

次に、バス車内の料金箱の位置の変更等についての御質問がありました。

このコミバスにつきましては、ワンマン運行で運転手が対応できる場所に料金箱を設置しなければならないということになってますので、現在、設置している場所の変更は少し難しいということでございます。

次に、バス車内に運行ルートを掲示するという御提案をいただきました。

これにつきましては、今後事業者とも協議をして運行ルートを掲示していく方向でぜひ検討してまいりたいというふうに考えます。

また、バス車両にキャラクターの外装がされていて外が見にくいというふうな御意見があったということですが、確かに実際に座る位置によって外が見にくいという状況があります。デザインのコンセプトとして子どもからお年寄りまでどちらのバスが右回り、左回りかを見ただけでわかるようにということ町で町のキャラクターを使って大きくしたというのがねらいでございました。そういったことも含めてですが、今後、いますぐに変更はできないというふうに考えております。

また、バス車両のドアの幅、段差の幅が狭くて利用しにくいというふうなお声ですけども、この点につきましても車両の規格が定められていますので、即時に、直ちに変更するっていうことは、少しできないというふうなことで御理解を願いたいと思います。

次に、4点目で御質問の停留所の設置、移設やベンチの設置についてでございます。

御指摘いただきましたように、ダイヤに影響を及ぼすような事案がもし確認された場合は、近隣の住民の合意も必要ですけども、バス停の場所の変更等を

検討する必要は当然あるというふうに考えます。また、一部道路幅の狭隘な部分について路上駐車が発生しているということですが、その現況につきましては、バス事業者にも実際に走ってもらっている運転手の声も確認をしたいというふうに思っています。

また、ベンチの設置につきましては、議員も御存じのように、原則としてベンチの設置は、積極的には行ってきませんでした。これにつきましては、道路占用の許可や安全面確保の問題等をクリアしながら、今後関係機関、関係課とも連携して設置可能な場所につきましては、それを調査して、同時に住民の要望等も聞かしていただきながら検討してまいりたいというふうに考えます。

最後、5点目で御質問のコミバス利用者の声の集約と今後の対策等についての御質問です。

御承知のとおりコミバスに関する実証実験については、平成26年3月までというふうにしております。この実証期間の中でアンケート調査等も含めて、常時住民の声を大切にしていってというこの基本スタンスを持って創意工夫をしながらより最適なバス運行を目指してまいりたいというふうに考えております。そのためにも毎年必要に応じ、地域公共交通会議を実施し、事業の検証を行うと同時に、議会においても公共交通対策特別委員会の開催もお願いしながら、幅広く御意見、御提案を募り、あいバスの名称に見合う地域住民に親しまれるコミバスとなるよう総合的に事業の検証を重ねてまいりたいというふうに思っております。

議長

窪君。

8番

ありがとうございます。たくさん御答弁いただきましたけれども、ちょっと数点だけ簡単に質問させていただきます。ダイヤ編成、大変改善すべきと質問しましたが、やっぱり利用されていた方々が利用できないというのが大変残念ですので、本当に困られておりますので、意見集約して来年3月にはしっかりと公共交通会議、また議会にも示していただいて、御意見まとめて改善をしていただきたいこと、お願いしときたいと思います。

また、バス車両内の改善につきましてはですが、たくさんのごこと、私も実際に見て、またお声を聞いたものを羅列させていただきましたが、まず、やはり担当課の職員の皆さんもお忙しいと思いますけれども、職員の皆さんも一度乗っていただいて、御自分の目で1回見ていただきたいと思うんです。先ほどほかの議員の答弁にも調査員に乗り込んで、そのような御答弁もありましたけれども、しっかり職員の皆さんが目で見えていただいて、本当に困られて乗られ

ているという現実が、もう私も3時間半近くバス乗りましたけれども、もう本当に実感をしましたので、補助席を少しとるだけで、いろんな手間はかかるかわかりませんが、これはしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

それから、料金箱についてもありますが、この点で何点か、5点言いましたことに関しましては、しっかりと職員の皆さんの目を見て改善をお願いしておきたいと思います。

それから、運転手さんのお声もしっかり聞いていただきたいと思うんです。この点は、再度御答弁いただきたいんですが、私も乗りまして、だれも乗車、私だけだったので、そのときにある一部の停留所では、車がたくさんとまってまして、動けない状況でありました。運転手さんの声を聞かれるように連携を今後とられるのかどうか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

コミバスの運転手さんの声を直接聞いてみてはという話です。我々は当然そういう声を聞きたいっていうのがありまして、以前にもお話をさせてもらったことあるんですけども、一応バス事業者の考え方としては、個人的に運転手に意見を聞かないで、できたらいただきたいと。その意見をお聞きしたいんやったら会社を通じて、会社のほうから聞くんで、会社を通じた形でしてほしいということを申されてますんで、積極的に会社を通じてお聞きしていきたいなというふうに思います。

議 長

窪君。

8 番

すみません、私も乗りましたときに、ちょうど初香台から若井に行くところで工事をしておりまして、そこを道が通れなくて、運転手さんも平群町在住じゃなくて、道路工事の人も他町から来られている方で迂回路がわからなくて、そこで私が勝手に誘導しまして、そこで8分延長したんです。それがそのまま最後まで8分遅れて行きました。そのような声を事業者、直接運転手に聞かないということでもありますけれども、平群町が現状を知らないということは、それはあまりにもちょっと無責任かなと思うんです。ですから、直接聞かないのであれば、運転手さんがバス事業者に何か報告を提出してもらって、それを直接町のほうへというシステムはできないんでしょうか。再度御答弁をお願いしたいと思います。

議 長

総務財政課長。

総務財政課長

すみません、ちょっと聞き漏らした部分がありますので、もう一度お願いします。

議長

窪君。

8 番

すみません、議長。要は現場、朝から夕方まで動いている中でいろんな事故っていうんですかね、いろんなトラブルが発生したときの報告等をね、本町が知らないということは、あまりにも無責任であると。だから、そのような内容を報告する流れはね、つくれないんですかとお尋ねをしております。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

すみません、失礼しました。具体的にそういうシステムをどのようになっているのは、ちょっとイメージないんですけども、いまおっしゃったような形で、当然会社側のほうですんで、運転手の日報とかいうのを必ずつけてるはずなんです、それらをすべて町のほうにっていうふうなことはあれなんですけども、主なものについては、会社を通じて提出いただくというふうなシステムをバス事業者のほうに申し上げていきたいなというふうに思います。

議長

窪君。

8 番

よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に乗っておりましたらいろんなことありまして、それを本町が知らないということは、大変、こちら側が委託をしてやっているわけですからね。現状、現場で起こっていることが知らないということは、あまりにも大きな事故のもとになりますので、その点は、ペーパーでもいいのでいただけるような形でお願ひをしておきたいと思ひます。

議長

総務財政課長。

総務財政課長

そのようにしたいと思ひます。

ちょっと話戻りますけれども、私、さっきコミバスの実証運行の期間なんですけども、平成26年度ということでお願ひしておきます。違った答弁をした、平成26年3月というふうに答弁したと思うんですけども、平成26年度です

んで、27年3月までということをお願いします。

それから、いまの質問ですけれども、先般もNCバスのほうで郡山で大きな事故があったりとかいうふうなことがあったときも、事業者のほうから文書で経過なりをもらってますんで、そういったことを積み重ねていきたいというふうに思います。

議長

窪君。

8番

最後ですけれども、利用者の声、また運転手さんの声、また多くの皆さんの声をしっかりとこのコミバス、すばらしいバスですのでね、反映をしていただきたいと思います。特に、高齢者の皆さん、本当に乗りやすい車両に早急に改善をお願いしておきます。平群の少子高齢化に対応するためにも、今後もたくさんの方々が利用してもらえるよう、運行改善に取り組まれることをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

あと2名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議は、これで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時22分)